



交野市立第一中学校区
魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画

令和2年3月

交野市教育委員会

教育長あいさつ

昭和 36 年、交野町の田園風景の中に白い立派な建物が完成しました。交野町立中学校です。「白亜の殿堂」「東洋一の中学校」とも呼ばれたと聞きます。「交中（かたちゅう）」と呼ばれた交野町立中学校では、少人数のグループに分けて自由活発に発言させ、発言力を養うバズ学習の研究等、先進的な取り組みを行い、大阪府教育委員会の優秀校表彰等を受けました。

交野には、当時から新しいことに積極的に取り組む進取の精神がありました。



進取の精神が交野に宿ったのは、もっと前からかもしれません。白鳳や飛鳥の時代、郡衙の役人たちが学んだ長宝寺。交野の役人たちは、新しい国の仕組みをつくりながら、当時最先端の中国（唐）の文化を学んでいたことでしょう。長宝寺地域は河内では最先端の学問ができる地域だったでしょう。

交野小学校が創立 100 年を迎えた昭和 60 年。PTA 百周年委員会が発行した「百周年だより」の最終号には「私たちは、百周年を機会に、21 世紀に求められる人間像とは何か、そのためにいまこの子どもたちに、どんな教育が必要なのか考えてきました」と結ばれています。当時の交野の皆さんも 21 世紀の子どもたちのことを考えておられました。

唐の文化を取り入れて日本は律令政治を確立しました。交野町立中学校ができたころから日本は高度経済成長期に入りました。交野小学校百周年のころ日本はバブル景気に沸いていました。それぞれ、いわゆる右肩上がりの時代です。

しかし、これからは、今までの大人が誰も経験しなかった社会になります。例えば、急激に進む少子高齢化は、日本だけではなくどの国も経験したことの無い未知の世界です。したがって、今の大人は子どもにその解決方法を示すことはできません。

そんな答えのない、これからの時代を生きる子どもたちに必要な力は、未知の課題に対する答えを生み出す力です。その力の育成には、小学校から中学校卒業までの効果的な積み重ねが必要になります。

小中一貫教育は目的ではなく手段です。施設一体型小中一貫校整備も、小中一貫教育を通じて、子どもたちがこれからの社会を担って行けるよう、そのための力をつける方策です。

子どもたちに豊かな未来を切り開く力をつけるための小中一貫教育、一貫校整備のために、ここに「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」を定めます。

「交野が積み重ねてきた優れた教育を实践でき、さまざまな考えが交流し、触発され、新たな発見や考えが子どもたちに生まれる」、そんな、交野市が誇れる学校建設の第一歩を踏み出しました。どうか、市民の皆さまのご理解とご支援をこころからお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月
交野市教育委員会 教育長 北田千秋

目次

第1章 基本方針・基本計画の背景・目的等	1
1-1 基本方針・基本計画策定の背景	1
1-2 基本方針・基本計画策定の目的	1
1-3 基本方針・基本計画の期間と対象範囲	1
第2章 基本的な考え方	2
2-1 学校教育にかかる今日的な潮流	2
2-2 交野市の新しい学校づくりに向けて	4
2-3 第一中学校区の基本的な考え方	5
第3章 魅力ある学校づくりに向けた意見聴取	6
3-1 意見聴取の体制	6
3-2 協議会ワークショップの実施概要	8
第4章 魅力ある学校づくりに向けた条件整理	18
4-1 工事期間中の教育環境の在り方(方針)	18
4-2 新たな学校整備にかかる現状の整理	25
4-3 施設整備への意見取りまとめ	32
第5章 魅力ある学校づくりの基本方針	35
5-1 新たな学校のメインコンセプト・サブコンセプト	35
5-2 魅力ある学校づくりの基本方針	37
第6章 計画条件の整理	39
6-1 導入機能・規模	39
6-2 各種条件の設定	54
第7章 配置計画・施設計画	57
7-1 整備計画地の敷地条件	57
7-2 児童生徒数・学級数・教職員数の想定	59
7-3 全体配置と動線、施設の計画における重要な視点	60
7-4 全体配置と動線計画	61
7-5 施設計画	62
7-6 外構計画	75
7-7 形態・色彩等景観計画	76
7-8 防災・防犯計画	77
7-9 その他施設の計画	78
第8章 事業手法・整備スケジュールの整理	79
8-1 概算事業費の検討	79
8-2 学校の施設整備および管理運営にかかる事業手法の検討	80
8-3 事業スケジュール	86

第9章 今後の施設整備と運営に向けて	86
9-1 基本設計・実施設計を進める中での適正で過大とならない事業費の精査	86
9-2 地域団体等による施設の運営(組織づくりと主体的運営に向けたスキーム検討)	87
9-3 工事中の長宝寺小学校仮設校舎の検討	88

第1章 基本方針・基本計画の背景・目的等

1-1 基本方針・基本計画策定の背景

交野市教育委員会では、すべての市立小中学校において、将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保するため、「学校規模適正化基本計画」を策定しました。

今回の事業対象となる交野市立第一中学校区（以下「第一中学校区」という）は、交野市でも比較的建築後の年数が経過した校舎があることや、「学校規模適正化基本方針」に定める適正な学校規模を下回る小規模な学校があるなど、喫緊の課題を抱えています。これらの課題の解消に向け、また、良好な教育環境を確保するため、「学校規模適正化基本計画」において、「第一中学校区の交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、交野小学校敷地に施設一体型小中一貫校を設置すること」としました。

第一中学校区における施設一体型小中一貫校の整備にあたっては、子どもたちだけでなく、地域住民も利用しやすく関わりあいを持てる、魅力ある学校づくりをめざし、学校や保護者、地域からの意見を取り入れながら検討を進めることが求められています。

1-2 基本方針・基本計画策定の目的

新たな学校づくりの基本的な考え方を取りまとめ、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業基本方針・基本計画（以下「基本方針・基本計画」という）」を策定し、地域住民等との協働などを視野に入れ、新しい学校整備が「魅力ある学校づくり」となる、より具体的な指針を定めることを目的とします。

1-3 基本方針・基本計画の期間と対象範囲

基本方針・基本計画の期間は、第一中学校区における施設一体型小中一貫校の整備期間とし、令和7年4月までの開校を目標とします。

本計画の対象範囲は、施設一体型小中一貫校を建設することとした現在の交野小学校区及び長宝寺小学校区を含む第一中学校区とします。

第2章 基本的な考え方

2-1 学校教育にかかる今日的な潮流

少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景として、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力などに関するさまざまな課題が指摘されています。

こうした中で、これからの教育にあっては、個々の課題について適切に対応するとともに、子どもから高齢者までの人の成長を見すえながら、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に必要とされており、教育全般にわたる総合的な取組みが求められています。

1) 学習指導要領の改訂

グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新やグローバル化が急速に進み、予測不可能な未来社会が訪れます。子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が約10年ぶりに改訂され、令和2年度より小学校から全面実施されます。

小学校でプログラミング教育や中学年からの「外国語教育」の導入など、社会の変化を見据えた新たな学びへと進化します。

2) 小中一貫教育の推進

平成27年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が公布され、28年4月から施行されています。

制度改正の基本的な考え方は、平成26年12月、中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」にまとめられています。

同答申では、小中一貫教育の総合的な推進方策として、地域ぐるみで子どもたちの9年間の学びを支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせることで実施することが有効であり、小中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある旨が提言されています。

3) 教育委員会制度の改革

平成27年4月、教育委員会制度改革を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行されました。新たな制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るための重点施策等について協議を行うこととなりました。

今後、総合教育会議の活用をはじめ、首長と教育委員会がともに手を取りながら、子どもたちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが重要視されており、両者のパートナーシップの構築は、学校と地域の連携・協働を推進していく力となっていくことが考えられています。

4) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置と、地域人材の参画等の推進

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26 年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行されました。同年 12 月には、同法に基づき、今後めざすべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。同戦略の中には、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小中学校の適正規模化を行う等といった内容が盛り込まれました。

これに基づき、平成 27 年 1 月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が「学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、統合検討プロセスから対象校に学校運営協議会を設置し、地域の意見を最大限反映させること」といった方針が記載されています。

5) 社会潮流に留意した学校施設整備

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画・設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定し、社会状況の変化等を踏まえ、見直しを実施してきました。

平成 31 年 3 月には、新学習指導要領への対応、ICT を活用できる施設整備、インクルーシブ教育、システムの構築に向けた取組み、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進、学校施設の機能向上、変化に対応できる施設整備の観点から「小学校施設整備指針」および「中学校施設整備指針」が改訂されました。ここでは、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備が基本的方針として定められました。

2-2 交野市の新しい学校づくりに向けて

交野市では関連計画において、これからの学校づくりに向け、以下の内容を掲げています。

表 2.1 関連計画におけるこれからの学校づくりに向けた内容

分類	方針										
まちづくり 関連	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・風水害時の指定避難所として位置づけ ●市全体として小中一貫教育の推進など「質の充実」に取り組む 										
公共施設 関連	公共施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の状況、ニーズに応じた機能の導入や学校施設の規模適正化・適正配置・機能向上が求められており、民間機能の導入、民間施設・民間資金の活用による新たなサービスの導入などによる機能の充実をはかる ●教育環境の一層の向上に資する整備をすすめるとともに、児童生徒の安全性を確保しながら地域の実情に応じた機能導入と、それにともない地域住民も学校を訪れて活用できる工夫や校舎配置、他の施設との複合化や施設の多機能化などについても検討し、地域住民も広く利用できる学校施設を検討 									
	学校の役割 整備の方針等	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携・協働が図られるような複合型学校施設の整備も検討するとともに、地域住民も広く利用できる学校施設をめざす ●学校に期待する役割・機能は「地域の防災拠点」「快適に学習できる環境」「文化・スポーツ活動の拠点」 									
	学校教育のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ●小中連携教育をさらに発展させた小中一貫教育を積極的にすすめ、「学びの連続性」を保障する系統的な教育をめざす ●令和2年度より全中学校区で小中一貫教育を実施 ●市立小・中学校の望ましい学校規模は、学校規模適正化基本方針で以下のように定める <p style="text-align: center;">＜適正な学校規模＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模</th> <th>適正規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>11 学級 以下</td> <td>12 学級以上 24 学級以下 (1 学年あたり 2～4 学級)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>8 学級 以下</td> <td>9 学級以上 18 学級以下 (19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする)</td> </tr> </tbody> </table>		小規模	適正規模	小学校	11 学級 以下	12 学級以上 24 学級以下 (1 学年あたり 2～4 学級)	中学校	8 学級 以下	9 学級以上 18 学級以下 (19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする)
	小規模	適正規模									
小学校	11 学級 以下	12 学級以上 24 学級以下 (1 学年あたり 2～4 学級)									
中学校	8 学級 以下	9 学級以上 18 学級以下 (19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする)									
教育関連	「教育大綱」 「学校教育ビジョン」	<ul style="list-style-type: none"> ●交野市教育大綱では、「誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出」「情（こころ）を育み、確かな学びの実感」「質の高い教育環境の整備」「地域で子どもの安全・安心を支える教育環境の実現」「自然と歴史を通じたまちの発見」「生涯を通じたスポーツ・文化の振興」を基本方針とし、「教育百年の森」の実現～生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成～とした基本理念の実現をめざす ●交野市学校教育ビジョンでは、情（こころ）の育み☆「変化する力・変化に対応する力の育成」を理念とし、2つの基本目標、4つの施策の柱、10の基本施策を推進していく 									
	「小中一貫教育指針」	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度より改訂版「交野市小中一貫教育指針」を用いて、小中一貫教育の円滑な導入を推進する 									

2-3 第一中学校区の基本的な考え方

交野市では、学習指導要領の「学びに向かう力」の育成に向けて、主体的に課題に向き合い、子ども同士が協働しながら学ぶ姿勢を育みます。そのため、改訂「交野市小中一貫教育指針」において、「交野市の学びの3本の柱」（表 2.2A）など、新しい学びを中核に据えた「義務教育の質を変える」ための小中一貫教育を推進するとし、市内の4つの学園では、それぞれ「めざす子ども像」を設定しています。

第一中学校区（交野が原学園）は、「めざす子ども像」（表 2.2B）を以下のように設定しており、学園プランに基づいた9年間の学びに連続性をもたせ、生きる力の育成をめざしています。

第一中学校区では、長宝寺小学校が全学年1学級であり、小規模のまま推移することが見込まれており、将来的にも適正な学校規模となる方策を考える必要があります。また、交野小学校と第一中学校が築後50年以上経過するなど、施設の老朽化も課題となっていることから、「交野市学校規模適正化基本計画」において、「交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合して、現在の交野小学校敷地に施設一体型小中一貫校を設置する」という施設整備の場所（表 2.2C）を示すとともに、これからの学校施設（表 2.2D）の在り方を示しています。

表 2.2 第一中学校区の基本的な考え方

		基本的な考え方
A	新学習指導要領に対応した交野市の学びの3本柱	<ul style="list-style-type: none"> ●言語活用力の向上 ●外国語教育の充実 ●プログラミング教育の推進
B	第一中学校区（交野が原学園）のめざす子ども像	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな人権感覚を持ち、自他ともに大切にする子 ●自ら学び、よく考え、粘り強く実行する子 ●活力を持ち、たくましい心や身体をもった子
C	施設整備の場所	<ul style="list-style-type: none"> ●交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校を統合し、現在の交野小学校敷地に施設一体型の小中一貫校を設置
D	これからの学校施設の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていくため、地域のニーズに対応して、余裕教室の活用や学校施設の複合化を検討する ●学校施設は今後ますます地域の拠点として活用されることが期待される中、公共施設等再配置計画でも示されているとおり、学校教育環境の充実を図りつつ、防災拠点としての機能向上や、放課後児童会機能などの子育て機能の充実、学校開放事業などによるスポーツ機能の充実、学校図書機能と地域の図書機能の複合化による更なる教育環境の充実など、学校施設の複合化も含めて、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の方々も利用しやすい施設整備を検討する ●安全な学習環境を十分確保することを前提に小中学生が一つの施設で活動するための配慮を行う（グラウンド等を小中学校で別々に確保することの検討） ●地域による余裕教室の活用、学校施設の複合化を検討するにあたっては、子どもたちや教職員と地域利用者との動線の分離や、教職員の負担に配慮した仕組みづくりなどを十分に検討する

第3章 魅力ある学校づくりに向けた意見聴取

3-1 意見聴取の体制

1) 協議会の設置

新しい学校づくりを魅力ある学校づくりとして進めていくためには、新しい学校施設の機能や運用について地域住民や教職員などの意見を聞きながら、その考え方・方向性を共有し、基本方針や基本計画として取りまとめていくことが重要です。

施設一体型小中一貫校の整備に向け、令和元年7月より開催した「第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会」（以下「協議会」という）は、どのように魅力ある学校整備をしていくのかといったテーマを中心に、学校整備期間中の子どもたちの学びの場の在り方や、学校整備中および整備後の通学の安全、これからの教育に適した学校施設の整備の在り方など、単なる学校施設整備の範囲にとどまらず、地域とともにある学校、地域課題への対応等を含めた視点から検討した意見を聴取するワークショップ形式の協議会としました。

【ワークショップの意見の活用方法】

(1) 基本計画・基本設計への反映

計画に示す新設学校のコンセプトや機能、空間配置、設備や備品について、協議会ワークショップでの意見を踏まえ整理する。

(2) 地域とともにある学校づくりに向けた学校と地域との連携

授業内、授業外において、学校と地域との関わり方は多様にある。そこで、第一中学校区における学校と地域との連携のあり方について、協議会ワークショップでの意見を踏まえ整理する。

(3) 地域課題・地元住民の不安・疑問への対応

通学時の安全性や仮設校舎の位置など、学校をつくる上で、保護者や地域住民が気になっている事項について、協議会ワークショップでの意見を踏まえ整理する。

2) 協議会の構成

協議会ワークショップは、「かたのあしたのがっこう」と銘打ち、3つの意見交換等を行う場を設定して実施しました。

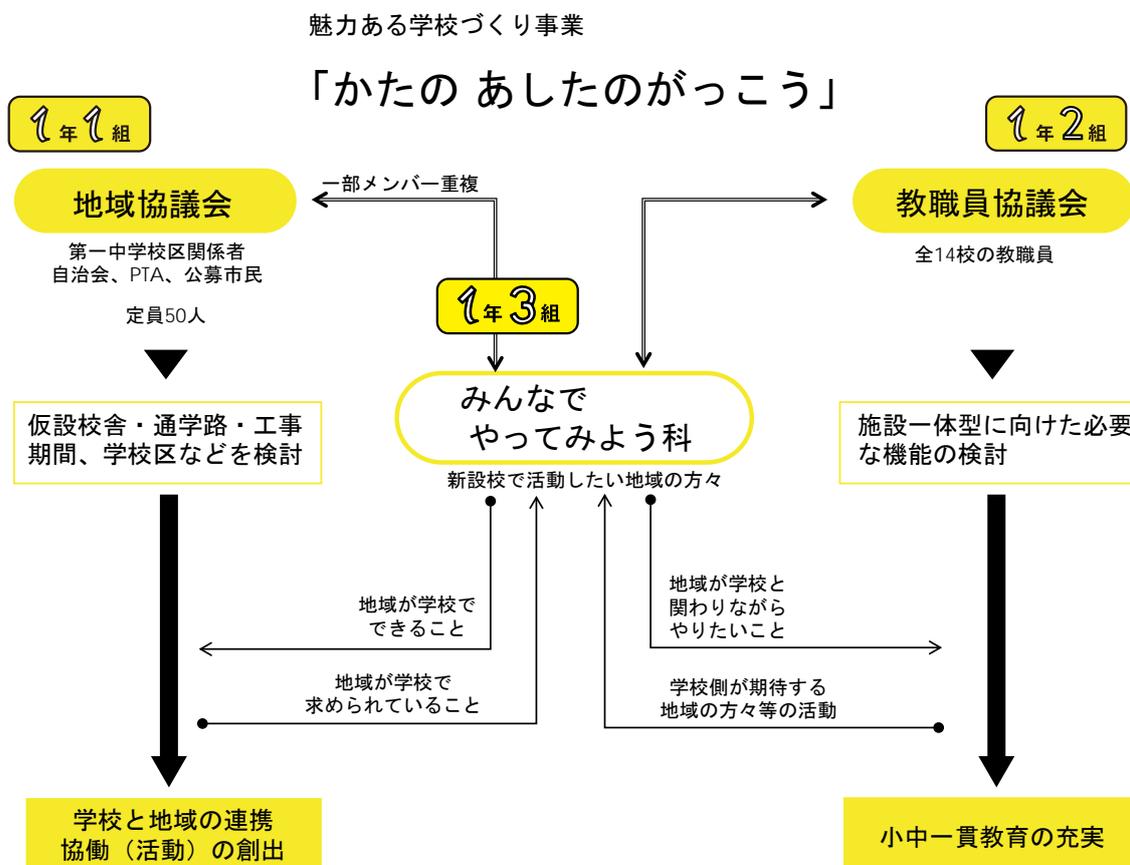


図 3.1 「かたのあしたのがっこう」の構成

【「かたのあしたのがっこう」の構成】

(1) 地域協議会

PTA や校区福祉委員、自治会などの地域住民が参加するワークショップを実施し、学校統合にかかる課題として、学校施設整備期間中の施設や通学等、学校の在り方や、通学の安全に関する課題、また施設一体型小中一貫校に取り入れたい施設の機能等を検討する。

(2) 教職員協議会

教職員が参加するワークショップを実施し、新しい学校で子どもたちに経験させたいことや、地域の人とともにやってみたいこと、また必要な施設の機能、学校の設備や備品等を検討する。

(3) みんなでやってみよう科

広く市民などの意見を聴取する場として誰でも、どのタイミングからも参加でき、教職員、保護者、自治会、市民活動団体、企業などがフラットに話し合える場としてのワークショップを実施し、将来新しい学校で子どもたちのために何か活動をしたい、学校に関わりたい市民を集めて地域と学校との連携のあり方に関する方法等を検討する。

3-2 協議会ワークショップの実施概要

下記の日程で協議会ワークショップを開催し、基本方針や基本計画、運用プログラム等に関する意見交換を実施しました。

また、本事業における地域住民、教職員等、交野市における魅力ある学校づくり事業をソフト・ハードの両面から進めていく機運を高めるため、講演会も開催しました。

1) 地域協議会

(1) 実施スケジュール

地域協議会（1年1組）は6回のワークショップとともに、先進事例の視察見学を実施し、新しい学校づくりで大切にしたい視点、工事期間中の教育環境、学校と地域の連携、新しい学校施設に関する内容などについて意見交換を行いました。



表 3.1 地域協議会の実施状況と検討テーマ

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
第1回	令和元年 7月12日（金）	新しい学校づくりで大切にしたい視点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがしっかり学ぶことができる！ 子どもたちと地域の安全、安心を守る！ 地域の人たちも通える！ 先生たちの負担を減らす！ 交野の魅力づくりにつなげる！
第2回	令和元年 8月7日（水）	工事期間中の教育環境を考える（メリット・デメリット・解決方法）	<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎の5つの案に対し、工事期間中の教育環境についてメリット、デメリット、問題の解決方法について意見交換を実施
第3回	令和元年 8月29日（木）		
第4回	令和元年 9月25日（水）	工事期間中の教育環境を考える（地域でできること）	<ul style="list-style-type: none"> デメリットを解決するために地域でできることについて同じ地区や近い地区ごとに集まって意見交換を実施 工事期間中地域でできることは、賑わいフェスタなどのイベントを通じた交流活動やあいさつ運動、子ども110番などの見守り活動、空き教室の利用など
第5回	令和元年 10月17日（木）	学校と地域の連携について（地域でできること）	<ul style="list-style-type: none"> 地区として、新しい学校にどう関わりたいか、周辺施設をどう活用するかについて意見交換を実施 新しい学校や周辺施設の活用方法は、音楽室や調理室等を活用した地域と学校との連携活動、地域の様々な団体がワークショップを開催し子どもたちの学べる場を創出 学校と地域の連携を進めるためにはコミュニティスクールコーディネーターのような仕組みづくりが重要
—	令和2年 1月7日（火）	先進事例の視察見学	<ul style="list-style-type: none"> 守口市立さつき学園の視察
第6回	令和2年 1月16日（木）	視察で感じたことをまとめよう	<ul style="list-style-type: none"> 学校の施設や設備に関する意見だけではなく、地域との交流スペースに関する意見やコミュニティスクールなどの組織づくりが必要

2) 教職員協議会

教職員協議会（1年2組）は3回の先進事例の視察見学及び3回のワークショップと、講演会およびメーカーのショールーム見学を実施し、新しい学校で子どもたちに経験させたいこと、地域の人がやってみたいこと・教職員がやってみたいこと、グラウンドなどの施設配置、特別教室の使い方と設備などについて意見交換を行いました。



表 3.2 教職員協議会の実施状況と検討テーマ

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
-	令和元年 5月16日（木）	施設一体型小中一貫教育で実施している小中一貫教育や学校施設の先進事例の視察見学	<p>【視察見学先】宇治黄檗学園</p> <ul style="list-style-type: none"> •『「きずな」を育む9年間の学びの場』をコンセプトに、児童と生徒、児童・生徒と教職員、学校・家庭と地域社会のつながりを意識した学校づくりの状況を確認 <p>教職員意見：ハード面が整備されている一方で、やはりソフト面の重要性を痛感 など</p>
-	令和元年 6月18日（火）		<p>【視察見学先】箕面彩都の丘学園</p> <ul style="list-style-type: none"> •4-3-2制で、各ブロックで4年・7年・9年生がリーダーシップを発揮できるような場面をつくると同時に、ヨコのつながりも重視する取組みを確認 <p>教職員意見：学校施設整備は、デザイン重視にならないよう、また、長期スパンで計画する必要がある など</p>
-	令和元年 7月25日（木）		<p>【視察見学先】京都東山開晴館・凌風学園</p> <ul style="list-style-type: none"> •小中9年間の学びを支える読解力に焦点をあて、各教科・領域を貫く言語活動の充実させる取組みを確認 •「自らを高め共に生き希望を抱いて未来を拓く」を学園教育目標に掲げていることを確認 <p>教職員意見：廊下等のフリースペースで補講が行われており、学校全体が解放感のある構造となっている。廊下が広く、解放感があり座るところが多いために異学年交流しやすい など</p>
第1回	令和元年 7月29日（月）	新しい学校で子どもたちに経験させたいこと、地域の人がやってみたいこと・教職員がやってみたいこと	<p>【子どもたちに経験してほしいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> •授業中は、異文化の体験・交流、地域の人たちの交流、異学年交流などの交流活動や平和学習、防災教育など •授業外では、野外活動や図書室での放課後学習、スポーツ体験など <p>【地域の人や教職員がやってみたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> •地域の人、教職員ともやってみたい活動は自治会活動や、防災活動、スポーツ、祭り、料理教室、音楽活動など •教職員がやってみたい活動は、農業・産業学習、大学との交流など
第2回	令和元年 8月19日（月）	新しい学校で子どもたちに経験させたいこと、グラウンドなどの施設配置について	<p>【グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> •9学年合同で体育大会・運動会を実施するなら、大きなメイングラウンドが必要 •メインとサブグラウンドを複数配置 <p>【屋内運動場】</p> <ul style="list-style-type: none"> •学年が集えるメインアリーナだけでなく、小中、クラブ活動等も同時に使用可能なようにサブアリーナが必要 <p>【プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> •学校内にプールは不要であり、いきいきランドのプールを利用する、外部講師を有効活用 •設置する場合は小プールと大プール（屋上設置） <p>【多目的ホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> •異学年交流や地域交流、クラブ活動にも活用できるように複数が必要 •家庭科室や給食室、音楽室と隣接

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
第3回	令和元年 8月23日(金)	特別教室の使い方 と設備について	<p>【理科室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが調べたり発表しやすい、先生が説明しやすい、展示や交流しやすい諸室が望ましい <p>【図工室、美術室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが芸術作品を学べ、子どもたちの作品が展示でき、地域の人と交流できる諸室が望ましい <p>【技術室、被服室、調理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先生が説明しやすく、子どもたちが発表しやすい、もの的大切さや交野を学ぶことができる諸室が望ましい <p>【音楽室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表できる、地域の人から学ぶ、学年を超えて交流できる諸室が望ましい <p>【図書室、PC室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたち自身が調べ発表しやすい、地域を学ぶことができる諸室が望ましい
-	令和元年 12月25日(金)	ショールーム見学	<ul style="list-style-type: none"> 内田洋行ショールームの見学や、守口市立さつき学園校長の講演会などを行い、小中一貫校の魅力等を学んだ

3) みんなでやってみよう科

やってみよう科(1年3組)は5回のワークショップを実施し、学校と地域がつながること、交野らしい新しい学校づくり、やってみたい活動を考えよう、活動しやすい学校の受け入れルールを考えよう、活動の企画づくりなどについて意見交換を行いました。



表 3.3 みんなでやってみよう科の実施状況と検討テーマ

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
第1回	令和元年 9月1日(日)	学校と地域がつながること	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域がつながることによって、「よいと期待される効果」「配慮が必要なこと」を子ども、学校、地域それぞれの視点で意見交換 子どもたちを中心に多世代がつながることで、子どもも大人も元気になる地域づくりにつながる
第2回	令和元年 10月6日(日)	交野らしい新しい学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して意見を言える環境づくりが大切 教職員自身が学んでいくことも大切、組織でチームで対応していくことも必要 どのように安全性を高めていくか、地域で考えていくことが大切
第3回	令和元年 11月17日(日)	やってみたい活動を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> 学校をどう活用するかについてのルールと仕組みづくりが大切 先生でも親でもない第三者にどのように関わってもらうかが大切 学校施設を地域の人がもっと使いやすくするための仕組みが必要
第4回	令和元年 12月22日(日)	活動しやすい学校の受け入れルールを考えよう	<ul style="list-style-type: none"> いきいきランドとの連携には、移動の際の安全性の確保が必要 自治会館と連携ができそう 学校の駐車場が必要
第5回	令和2年 2月2日(日)	活動の企画づくり	<ul style="list-style-type: none"> 3月の交流会に向けて、交流会で企画を発表するために、発表のツールとなるポスターを作成

【地域協議会・教職員協議会における学校施設に関する検討内容について】

地域協議会・教職員協議会では、子どもたちに経験させたいこと、地域の人がやってみたいこと、教職員がやってみたいことを踏まえて施設配置、施設の活用を検討しました。

なお、みんなでやってみよう科では、新しい学校で実施してみたい活動を中心に話し合っており、今後検討を進める中で、学校（教職員）や地域との連携による、学校施設活用のあり方などにつなげていきます。

以下、地域協議会・教職員協議会における学校施設に関する意見を抜粋・整理します。これらの意見も踏まえて、施設計画としての方向性・導入機能等を検討します。

A.グラウンドについて

グラウンドについては、1か所配置することによって、異学年交流等に活用できる、9学年合同で体育大会・運動会を実施するならば、大きなメイングラウンドが必要である、等の意見が聞かれました。

一方で、メイングラウンドとサブグラウンドを複数配置することによって、小中が同じ時間に使用可能であることや、クラブ活動とフリースペースでも同時使用が可能である、等の意見が聞かれました。

表 3.4 グラウンドの整備について

	①メイングラウンド 一か所配置	②メイン・サブグラウンド 並列配置	③メイン・サブグラウンド 雁行配置
特徴	•低学年、高学年及び中学生のアクティビティが混在	•低学年、高学年及び中学生のアクティビティが分離可能	•低学年、高学年及び中学生のアクティビティが明確に分離可能
教職員の意見	•小中一貫校で、9 学年合同の運動会であれば、大きなグラウンド一面の方がいい	•運動会もいきいきランドで開催する •小学生がまず安全に過ごせるグラウンドに •メインとサブがあった方が使いやすい	•プレイコートが奥まったところがあり、目が行き届かないので心配 •メイングラウンドは余裕があった方がいい。 •安全に遊ばせたい、体力づくりにつなげたい •異学年同時に授業できる •休み時間に（小・中）心配なく安全に遊べる方がいい
	全体的に	•防災、車両（バス、防災車両）が入れるスペース •熱中症予防の日陰スペースが欲しい •プレイコートはもっと小さくてもいい	
地域の意見 （使い方の提案）	•地域の人たちが夜間にグラウンドを利用するにあたり、駐車場があるとよい •グラウンドゴルフ大会、ラジオ体操など三世代交流ができるような様々な活動がしたい •第一中学校裏の多目的グラウンドも使用して、サッカー、ソフトボールができるとよい •交通ルール教室や8区合同の防災訓練など地域の安心安全に向けた取組みがしたい •地域のお祭り、盆踊り、もちつき大会、地区対抗運動会等季節ごとの取組みができるとよい •子どもたちの遊び場として常時（放課後）開放してあげたい		

B. 屋内運動場について（並列配置もしくは上下配置）

屋内運動場については、並列配置、上下配置それぞれについて意見が出されました。9学年が集えるメインアリーナだけでなく、小中、クラブ活動等でも同時に使用可能なようにサブアリーナが必要である等の意見が出されました。

表 3.5 屋内運動場の整備について

	①並列配置	②上下配置	備考
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 大人数での集会が実施できる • 平面として多くの面積必要 • 立面として2階分以上の高さが必要 • 災害時に1フロアで大人数の避難者を収容 	<ul style="list-style-type: none"> • 大人数での集会が実施できない • 平面としてコンパクトとなる • 立面として4階分以上の高さが必要 • 災害時に2フロアに分けて、避難者を収容 	<ul style="list-style-type: none"> • 畳などを収納することにより武道館としての使用が可能
教職員の意見	<ul style="list-style-type: none"> • 中学校公式試合ができる • 楽しく体づくりができる • ギャラリーとして活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> • 鉄棒、アドベンチャー活動がしたい • 複数のクラスが体育を同時に使用しやすい • 災害時は上下配置が良い • 学年に応じた学習ができる 	
	全体的に • 体育時の更衣室、トイレが必要		
地域の意見（使い方の提案）	<ul style="list-style-type: none"> • 防災キャンプなど地域の防災拠点として普段から使えるようになるとうい • 子どもたち向けの運動教室（身体づくり）を開催したい • 健康体操、スポーツ等の教室を開催したい • スポーツ団体への開放をしてほしい • 保育園では、雨の日の運動会にしたい(保育園) • 武道場(剣道・柔道)、卓球場、ダンスルームなどの目的別に空間があるとよい 		

C. プールについて（屋上設置もしくは地上設置）

半数以上の班で、学校内にプールは必要ないとの意見が出ました。いきいきランドのプールを利用する、外部講師を有効活用するなどの意見が出されました。もし設置するのであれば、小プールと大プールの設置、屋上に設置する方法などの意見が聞かれました。

表 3.6 プールの整備について

	①並列設置	②段差による一体設置	③可動床による設置
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 小プール、大プール両方のプール設置スペースに合った面積が大幅に必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 一つのプールで段差があるため、低学年生への注意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • コンパクトなスペースで設置が可能 • 水深調整に時間がかかる
教職員の意見	<ul style="list-style-type: none"> • 小プールのみ学校に、高学年は外部プールへ • 子どもたちが安全に泳ぐことができる • 屋上であれば盗撮も防げる • プールの装置の操作は簡単に 	<ul style="list-style-type: none"> • 使い勝手が悪い • 危険 	<ul style="list-style-type: none"> • 作るなら屋上が良い • 管理が大変そう
	全体的に <ul style="list-style-type: none"> • プールはいきいきランドを活用 • 9学年利用するのであれば大プール1つでは授業が厳しい • いきいきランドを使い、外部講師を招く • 小学生には命を守る教育としてプールが必要 		
地域の意見（使い方の提案）	<ul style="list-style-type: none"> • いきいきランドのプールを利用してはどうだろうか • プールの利用時期を変えてみることも考えらえる 		

D. 多目的ホールについて（様々な活動に応じたフレキシブルな整備）

多目的ホールについては、異学年交流や地域交流、クラブ活動にも活用できるように複数が必要である、家庭科室や給食室、音楽室が隣接していると活動しやすいという意見が聞かれました。また、多目的スペースが壁のない吹き抜けのスペースであれば、他学年等の活動も見えてよいのではないかと意見もありました。

表 3.7 多目的ホールの整備について

	①ランチルーム	②部活動	③異学年交流 地域コミュニティ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 配膳の水回りが必要 収納スペースと椅子 テーブルの移動のしやすさが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 武道館としての利用の場合、畳などの収納が必要・防音措置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 発表などをする場合は舞台が必要
教職員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ランチルームは、現在機能していない ランチルームと多目的ホールは別に欲しい 畑で活動してすぐにランチルームで学習ができる 横に音楽室があったら交流に幅を持たすことができる 子どもたちの学習スペースとしても活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 武道、集会、発表などで使用（1階に配置）地域の人も活用 展示室としても活用したい 学年集会が行えるように1学年が収容できる広さを 雨の日の部活の筋トレ場所 	<ul style="list-style-type: none"> ちょっとしたマット運動もできる 発表会ができる 学年懇談会で椅子の準備を楽にできるように、椅子の準備を楽にできるように椅子の収容場所が欲しい 1学年入る広さがあるといい
	全体的に	<ul style="list-style-type: none"> 異学年交流をしたいので、2学年入るスペースが欲しい 9学年が使用することを考えると、多目的ルームは2つ欲しい（現状交小2つでも時期によっては取り合いになっている） 	
地域の意見 （使い方の提案）	<ul style="list-style-type: none"> 音響設備を備えた多目的ホールがあるといろいろな活動ができそう 地域とつながる核となる空間になるように、自由に使えること、そして地域の人たちが様々な企画（まちライブラリーやものづくり、ワークショップなど）をして地域の人がある場所にしていきたい ランチルームで子どもたちと地域の人たちが一緒に給食をいただくことができるとよい 子どもたちが地域の人たちと一緒に調理したり、カフェのようなことができる食育の場にしたい 子どもたちが茶道・華道など日本の伝統文化を学ぶ場がほしい 		

E. 特別教室の使い方と設備について

特別教室の整備は、教室の使い方から必要な設備や備品を検討していく必要があるため、教室の使い方について意見交換をしました。

表 3.8 特別教室の使い方と設備について

	教職員の意見	地域の意見（使い方の提案）
サイエンスゾーン (理科室)	<p>子どもたちが調べたり、発表したりしやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一台のタブレットで調べることができる 実験等を動画で撮影し共有できる <p>先生が説明しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> グラフの処理ソフト等を教員用 PC に常設しておき、結果、考察に役立てたい ICT を使って黒板やホワイトボードに動画、写真を写して見せられる <p>展示しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> 班ごとに実験結果、考察を模造紙にまとめ、理科室的な大型掲示板に掲示して共有したい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の理科、天文学など詳しい人が先生になる 星のまち交野の PR できるような場所になるとよい 窓から交野山の観察、風景の変化が学べるようになるとうい
アートゾーン (図工室、美術室)	<p>子どもたちが芸術作品を学べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット環境で芸術作品を見ることができる <p>子どもたちの作品が展示できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学年スペースの確保（大きい作品） 天井から作品をぶら下げられる <p>地域の人と交流できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 大工さんに来てもらって必要なものづくり 地域の方の作品をかざる 	<ul style="list-style-type: none"> 展覧会を開催して、地域の人たちの作品も展示できるとよい アトリエとして使えるような場所があると、製作の過程を子どもたちに見せることができる 専門的な教育を受けられる場に。とがった才能を伸ばす場になるとよい
ワークゾーン (技術室、被服室、調理室)	<p>先生が説明しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> 教師の作業の手本（食材を切るところなど）が後ろの児童まで見えるように ICT の設置 <p>子どもたちが発表しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習を通して学んで考えたこと等を実習後に写真や映像を使って発表（交流）する <p>ものの大切さを学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 壊れたおもちゃを修理する おもちゃを作って幼稚園に寄付 <p>交野を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土料理（地域の人をゲストティーチャーにして） 地元の農産物で料理バトル 親子料理、多国籍料理、地元料理、キャンプ、防災料理 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂や地域の料理教室、男の料理教室が開催できるとよい 発災時に活用できるとよい

	教職員の意見	地域の意見（使い方の提案）
ミュージックゾーン （音楽室）	<p>発表できるように</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表させるためにワークルーム（ランチルーム）やサブアリーナの近くにあると良い <p>地域の人から学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人に授業・放課後クラブに入ってもら <p>学年を超えて交流できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中で合奏、楽器を配置できるスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のミュージシャン、演奏家、音楽家が活用し子どもたちに演奏を聞かせてあげられるとよい 三世代が集まって歌を自由に歌える場所があるとよい 音楽スタジオ、レコーディングスタジオ、様々な音楽に接する場と音楽現場を再現できるスペースがあるとよい 文化連盟の音楽関係の練習室としての活用できるとよい 大人の音楽教室、カラオケ教室など地域の人たちが利用できる機会があるとよい
メディアセンター （図書室、PC室）	<p>子どもたち自身が調べる</p> <ul style="list-style-type: none"> 疑問に感じたことを理科室に常設したPCで自主的に調べさせたい 個人のブース（本を読む、自習） <p>子どもたちが発表しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表がしやすい工夫…プロジェクター、ネット環境、パソコン共通画面、掲示スペース プロジェクターをすぐに簡単に使用できるようにしたい <p>地域と学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 土日は「地域の図書館」として開放し、絵本の読み聞かせ、ビブリオバトル、回し読み新聞などのイベントを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書室と図書館の連携ができるとよい 放課後や長期休み期間の子どもたちの自習室として活用できるとよい DVD上映会などができるとよい 図書室では地域の人と子どもたちが一緒に本を読む機会があるとよい スマホ教室、パソコン教室の開催など専門知識を持った人に先生をやってもらえるとよい
地域交流室	—	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の集まりやPTA、地域の団体の会合ができる場になるとよい 子育てサロンや介護教室ができるとよい 塾に行けない家庭の子どものための学習の場になるとよい 地域の人たちが好きな時に来て、交流できる（お茶など飲める場として）場になるとよい CS（コミュニティスクール）コーディネーター室としての機能を持たせるとよい 学校の先生方と地域の人たちが交流できる場になるとよい



F. 子どもたちに経験させたいことについて

新しい施設一体型小中一貫校での授業プログラムや施設整備を考えるうえで、子どもたちにどのような学びを提供するかをイメージすることが大切です。そこで、授業中、授業外、学校内、学校外それぞれのケースで、子どもたちにどんな経験をしてもらいたいかを話し合いました。

表 3.9 子どもたちに経験させたいことについて

	学校内	学校外
授業中はこんな経験をしてほしい！！	<ul style="list-style-type: none"> 異文化の体験・交流 地域の人たちとの交流 異学年交流 仲間づくり 体づくり キャリアデザイン 平和学習 人権・障がい者学習 防災減災教育 リーダー人材の育成 ディベート 自分で情報収集 実験から学ぶ ICTの活用 など 	<ul style="list-style-type: none"> 異学年交流 食体験 歴史体験 自然体験 課外活動としてのクラブ活動 地域自治力の育成 など
授業外はこんな経験をしてほしい！！	<ul style="list-style-type: none"> 異学年交流 英語でおしゃべり キャンプや飯ごう炊飯などの野外活動 図書室での放課後学習 文化部の部活動 地域の人たちとの交流 地域を知る 子ども中心の自治会 SNS いじめ撲滅劇 など 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動 自然体験 デイキャンプ 体育館でスポーツ体験 地域との連携 防災 減災活動 地域の人たちとの交流 など



G. 地域の人がやってみたいこと、教職員がやってみたいこと

地域協議会の委員からヒアリングして聞いた「新しい学校で取り組んでみたいこと」を紹介したうえで、教職員協議会にて先生方の視点から共感できる意見を整理しました。

表 3.10 地域と学校と一緒にやってみたいことアイデア

ジャンル	内容	地域のいいね!	教職員のいいね!
自治会活動	地区の集会場の役割を担う場所が学校内にあるとよい	●	●
	民生委員児童委員の人がつかえる共同スペースがあるとよい	●	●
	地域の役員会を学校で開催したい	●	●
	まちづくりに対して子どもたちが提案できる場や機会があるとよい	●	
	地域、教職員、家庭との意見交換の場、オープンスペースがあるとよい		●
PTA 活動との連携	PTA 主催で開催している祭りに地域の人たちにも参加してほしい	●	
高齢者とのつながり	老人会でやっているカラオケができる場所があるとよい	●	
	高齢者が立ち寄れるコミュニティ施設があるとよい	●	●
	小学校で高齢者が地域のことを伝えることができる機会があるとよい	●	
	高齢者が学校の掃除に入るような定期的な活動、イベントがあるとよい	●	●
	高齢者と給食交流があるとよい		●
見守り	登下校時の見守りを PTA や地域の方々と一緒にやれるとよい	●	●
	中学生と一緒に登校することで、中学生が見守りをする	●	
	各区が協力して通学路沿いを見守る（リレーのように）	●	●
	下校時間限定の見守りウォーキングをしたい	●	●
防災	消防と連携して『プッシュ命の講習』を入れていきたい。病院と連携した防災の講習会をやりたい	●	●
	学校に区で使う防災備蓄、グッズを保管しておく	●	
	各地区の防災訓練を学校で開催したい。参加したくなる楽しいものに	●	●
	宿泊ありの防災キャンプをやりたい	●	
	地域の消防団と連携したい		●
放課後の過ごし方	地域の人に宿題をみてもらえるとよいのでは	●	●
スポーツ	地域のスポーツ団体が体育館やグラウンドなどを活用して練習する	●	●
	地域のスポーツ団体が利用するときに学校教員と挨拶ぐらい交わせるとよい	●	
	地域の人たちも参加できる 1 年生から 9 年生までの大運動会をみたい	●	●
	子どもたちにプロのスポーツ教育をしたい	●	●
祭り	だんじりなど祭りに子どもたちを参加させたい	●	●
農業・産業	学校に菜園をつくって地域の人と一緒に育てたい	●	●
	かたのちりめん、かたのかばんなど地域のものづくりを子どもたちに学ばせたい		●
食	親子の料理教室などを学校で開催したい	●	●
	子ども食堂を開催したい	●	●
	魚をとって調理して食べる、野菜を収穫して調理して食べるなどの体験を子どもたちにさせたい	●	●
	地域の方々と郷土料理を作って、一緒に食べたい		●
本・映画	地域の人たちもくつろげる、小さな子どもたちに読み聞かせができる場所があるとよい	●	●
	昔の映画の上映会をやりたい	●	
	まちライブラリーをやりたい	●	
	土日は「地域の図書館」として開放し、絵本読み、ピリオパトル、回し読み新聞などのイベントをやりたい		●
美術	地域の方々の作品を展示したい		●
音楽	音楽室を使って楽器の演奏をしたい	●	
	音楽室で卒業生の保護者によるコーラスの練習、合唱コンクールに参加したい	●	●
	地域の方々の生演奏を子どもたちに聴かせたい		●
情報発信	PTA の活動も含めて学校と地域の活動の情報発信できるとよい	●	
子育て	こども園の子どもたち対象とした授業体験や給食体験をやりたい	●	
	子育てサロンができるとよい	●	
飼育	生き物係がいなくなった気がする。動物を飼育とよい	●	●
リユース	制服やカバンなどリユースできるような機会があるとよい	●	●
社会教育	地域のおもしろい人（バックパッカー等）のお話しがきける授業があるとよい	●	●
	地域の人々の得意なこと（化石や天文など）で子どもたちに授業をしてほしい		●
大学	大学と連携したい		●

第4章 魅力ある学校づくりに向けた条件整理

4-1 工事期間中の教育環境の在り方（方針）

1) 工事期間中の在り方の検討

新校舎建設工事期間中における第一中学校区の児童の学習場所について、新校舎の基本的な配置パターンや、それに伴い発生する仮設校舎設置の有無、騒音や安全性、通学距離、また工事期間中の影響や工期、建設費等も含めて地域協議会ワークショップにおいて意見の聴取を行いその結果を踏まえ、交野市学校教育審議会（以下「審議会という）にて審議を重ねました。※次頁以降参照

表 4.1 基本的な配置パターンによる比較内容

比較案	概要	備考
A-1案	(仮設校舎を設置して使用する場合) 交野小学校敷地内南側（現在のグラウンド）に仮設校舎を建て、北側既存校舎を撤去し、新設校舎を建てる案	
A-2案	(既存校舎を継続使用する場合) 交野小学校敷地内北側の既設校舎に通学し、南側（現在のグラウンド）に新設校舎を建て、完成後北側既存校舎を撤去する案	
B案	(長宝寺小学校の敷地に、交野小学校児童が通う場合) 整備期間中、長宝寺小学校に不足する面積分を中庭等に仮設校舎を建て、交野小学校敷地に新設校舎を建てる案	
C-1案	(第一中学校の敷地に、交野小学校・長宝寺小学校児童が通う場合) 整備期間中、第一中学校に仮設校舎を建て、交野小学校・長宝寺小学校の児童が通学し、交野小学校敷地に新設校舎を建てる案	地域協議会ワークショップでの意見を踏まえた追加案
C-2案	(第一中学校の敷地に、交野小学校児童が通う場合) 整備期間中、第一中学校に仮設校舎を建て、交野小学校の児童のみが通学し、交野小学校敷地に新設校舎を建てる案	

表 4.2 基本的な配置パターンによる比較図

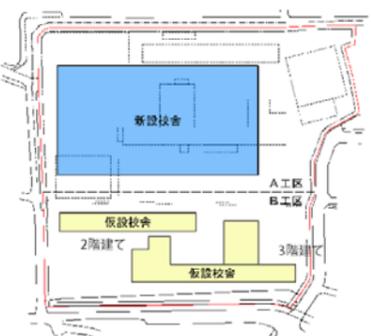
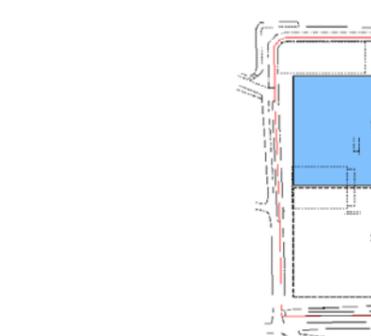
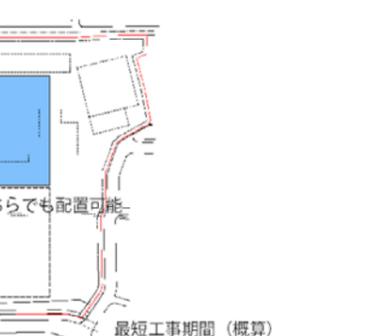
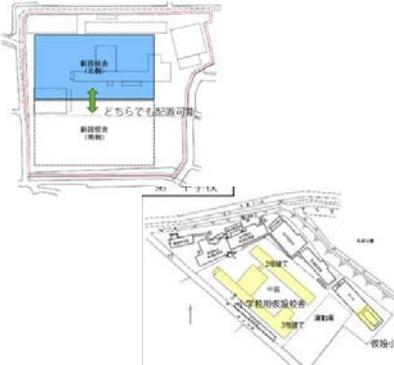
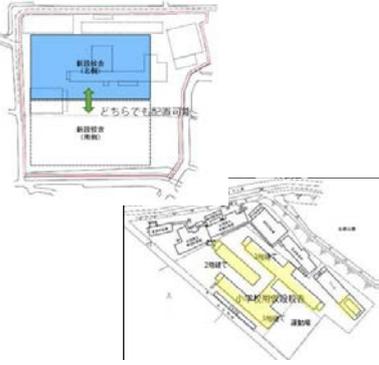
		A-1案	A-2案	B案	C-1案	C-2案
		整備期間中、仮設校舎を設置して使用する場合	整備期間中、既存校舎を継続使用する場合	整備期間中、長宝寺小学校の校舎を使用する場合	整備期間中、第一中学校の敷地に交野小学校・長宝寺小学校児童が通う場合	整備期間中、第一中学校の敷地に交野小学校児童が通う場合
配置イメージ	新設校舎の配置 (北側)	 <p>新設校舎の配置 (北側)</p> <p>仮設校舎</p> <p>2階建て 3階建て</p> <p>A工区 B工区</p> <p>*仮設校舎の面積は既設の交野小学校校舎の面積と同等とする</p> <p>最短工事期間 (概算)</p> <p>建築(仮設校舎) 約4か月 解体(既設校舎) 約6か月 造成(A工区) 約6か月 建築(新築校舎) 約2年 *新築校舎が使用可能 解体(仮設校舎) 約2か月 造成(B工区) 約6か月 *グラウンドが使用可能 工事期間合計 約4年~</p>	 <p>新設校舎の配置 (南側)</p> <p>既設プール 既設校舎</p> <p>既設校舎</p> <p>A工区 B工区</p> <p>新設校舎</p> <p>最短工事期間 (概算)</p> <p>造成(B工区) 約6か月 建築(新築校舎) 約2年 *新築校舎が使用可能 解体(既設校舎) 約6か月 造成(A工区) 約6か月 *グラウンドが使用可能 工事期間合計 約3.5年~</p>	 <p>新設校舎の配置 (北側または南側)</p> <p>新設校舎 (北側)</p> <p>新設校舎 (南側)</p> <p>どちらも配置可能</p> <p>最短工事期間 (概算)</p> <p>解体(既設校舎) 約6か月 造成(校区全体) 約6か月 建築(新築校舎) 約2年 *新築校舎・グラウンドともに使用可能 工事期間合計 約3年~</p>	 <p>新設校舎の配置 (北側または南側)</p> <p>新設校舎 (北側)</p> <p>新設校舎 (南側)</p> <p>どちらも配置可能</p> <p>最短工事期間 (概算)</p> <p>解体(既設校舎) 約6か月 造成(校区全体) 約6か月 建築(新築校舎) 約2年 *新築校舎・グラウンドともに使用可能 工事期間合計 約3年~</p>	 <p>新設校舎の配置 (北側または南側)</p> <p>新設校舎 (北側)</p> <p>新設校舎 (南側)</p> <p>どちらも配置可能</p> <p>最短工事期間 (概算)</p> <p>解体(既設校舎) 約6か月 造成(校区全体) 約6か月 建築(新築校舎) 約2年 *新築校舎・グラウンドともに使用可能 工事期間合計 約3年~</p>
	工事期間中	新校整備後	通学距離は変わらない		通学距離が長くなる地域がある	通学距離が長くなる地域がある
新築校舎整備中の騒音・振動の影響		新築校舎整備中の騒音・振動は影響する		長宝寺小学校敷地へ通学するため、新築校舎整備中の騒音・振動は影響しない	第一中学校敷地へ通学するため、新築校舎整備中の騒音・振動は影響しない	
工事中の敷地周辺環境		学習する児童と同一敷地内での工事のため、工事車両の出入りなどに対する注意が必要		-		
校舎、グラウンド、体育館、プール等の使用		<ul style="list-style-type: none"> 校舎は交野小学校グラウンドに仮設校舎を建てて使用 グラウンド、体育館、プールは「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎は既設校舎を使用 グラウンド、体育館は「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用 (プールは既設を使用) 	<ul style="list-style-type: none"> 長宝寺小学校の施設を使用 校舎は放課後児童室、ランチルーム、支援学級等、必要な面積だけ、長宝寺小学校の中庭に仮設校舎を建てて使用 	<ul style="list-style-type: none"> 第一中学校のグラウンドに仮設校舎を建てて使用 グラウンド、小学校用体育館は「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用 (プールは既設及び仮設小プールを使用) 	<ul style="list-style-type: none"> 第一中学校のグラウンドに仮設校舎を建てて使用 グラウンド、小学校用体育館は「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用 (プールは既設及び仮設小プールを使用)
工程及び工期		<ul style="list-style-type: none"> 工区を分け、建築 (仮設校舎)、解体 (既設校舎)、造成 (A工区)、建築 (新築校舎)、解体 (仮設校舎)、造成 (B工区) と工程が複雑になり、工事敷地内の工期が他の4案より最も長くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 工区を分けるため工程が複雑になり、B案・C-1案・C-2案よりも工事敷地内の工期は長くなる 工事敷地内に仮設校舎がないため、A-1案よりも工期は短くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 長宝寺小学校の仮設校舎面積は、A-1案・C-1案・C-2案のいずれの案よりも最小の面積となり、仮設校舎整備の工期は、仮設校舎を必要とする他の3案より最も短くなる 新校舎の敷地での解体、造成、建築 (新築校舎) の一連の工程がスムーズとなるため、工事敷地内の工期はA-1案・A-2案と比べて短くなり、C-1案・C-2案と同様に最も短くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 第一中学校の仮設校舎面積はA-1案・B案・C-2案のいずれの案よりも最大の面積となり、仮設校舎整備の工期は、仮設校舎を必要とする他の3案より最も長くなる 新校舎の敷地での解体、造成、建築 (新築校舎) の一連の工程がスムーズとなるため、工事敷地内の工期はA-1案・A-2案と比べて短くなり、B案・C-2案と同様に最も短くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 第一中学校の仮設校舎面積はB案に比べて大きく、A-1案と同等となり、C-1案に比べて小さくなるため、仮設校舎整備の工期は、B案よりも長く、A-1案と同等となり、C-1案よりも短くなる 新校舎の敷地での解体、造成、建築 (新築校舎) の一連の工程がスムーズとなるため、工事敷地内の工期はA-1案・A-2案と比べて短くなり、B案・C-1案と同様に最も短くなる
建設費		<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎の設置と工程が複雑になり、工事敷地内の工期が他の4案と比べて最も長くなるため、他の4案に比べて最も高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 工程が複雑になり、工事敷地内の工期がB案より長くなるため、B案・C-2案より高くなるが、A-1案より安価になり、C-1案と同等になる 	<ul style="list-style-type: none"> 工事敷地内の一連の工程がスムーズになる 仮設校舎も最低限の面積で使用可能となるため、他の4案に比べて最も安価になる 	<ul style="list-style-type: none"> 工事敷地内の一連の工程がスムーズになる 仮設校舎を含む建設費はB案・C-2案に比べて高くなりA-2案と同等になるが、A-1案より安価になる 	<ul style="list-style-type: none"> 工事敷地内の一連の工程がスムーズになる 仮設校舎を含む建設費はB案に比べて高くなり、A-1案・A-2案・C-1案より安価になる
備考		<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎を南側 (現在のグラウンド側) に設置するため、新築校舎は北側配置以外に選択できない 新築校舎が開校すると長宝寺小学校の小規模化は解消される 第一中学校の生徒の学校生活に影響しない 	<ul style="list-style-type: none"> 北側の既存校舎を使用しながら南側 (現在のグラウンド側) に設置するため、新築校舎は北側配置以外に選択できない 新築校舎が開校すると長宝寺小学校の小規模化は解消される 第一中学校の生徒の学校生活に影響しない 	<ul style="list-style-type: none"> 新築校舎の配置は望ましい設計に応じて南側にも北側にも選択が可能となる 工事着手と同時に長宝寺小学校の小規模化は解消される 仮設校舎整備開始から新築校舎完成までの間、第一中学校の生徒の学校生活に影響する 	<ul style="list-style-type: none"> 新築校舎の配置は望ましい設計に応じて南側にも北側にも選択が可能となる 工事着手と同時に長宝寺小学校の小規模化は解消される 仮設校舎整備開始から新築校舎完成までの間、第一中学校の生徒の学校生活に影響する 	<ul style="list-style-type: none"> 新築校舎の配置は望ましい設計に応じて南側にも北側にも選択が可能となる 新築校舎が開校すると長宝寺小学校の小規模化は解消される 仮設校舎整備開始から新築校舎完成までの間、第一中学校の生徒の学校生活に影響する

表 4.3 地域協議会で出されたプランごとのメリット・デメリット

A-1 案	A-2 案	B 案
<p>整備期間中、仮設校舎を設置して使用する場合</p>	<p>整備期間中、既存校舎を継続使用する場合</p>	<p>整備期間中、長宝寺小学校の校舎を使用する場合</p>
<p>通学路（工事期間中）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○交野小児童の通学距離が変わらない ●工事中において、交野小児童の通学時に事故誘発の可能性がある(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○交野小児童の通学距離が変わらない ●工事中において、交野小児童の通学時に事故誘発の可能性がある(11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事車両と通学路の分離 ●交野小児童の通学距離が長くなる地域がある(20) ●下校時などの安全確保(21)
<p>通学路（新校舎整備後）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○交野小児童の通学距離に変更がない ○通学路を見直して今より安全な通学路の設定ができる ●長宝寺小児童の通学距離が長くなる(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○交野小児童の通学距離に変更がない ●長宝寺小児童の距離が長くなる(12) 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路整備を工事中の早い段階で検討できる ●通学環境が変わる(22)
<p>工事期間中の騒音・振動</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●騒音・振動の中での授業。ほこり・臭気の影響(3) ●仮設(プレハブ)内での空調(4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○A-1 より騒音の緩和が望める ●騒音・振動の中での授業。ほこり・臭気の影響(13) 	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動などの影響がない
<p>敷地周辺環境</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●工事車両からの児童の安全確保(5) ●工事期間中、施設利用などが不便になる(6) 	<ul style="list-style-type: none"> ●工事車両からの児童の安全確保(14) ●工事期間中、施設利用などが不便になる(15) 	
<p>グラウンド・体育館・プールなどの使用</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の施設を使う必要がある(7) ●移動の負担・安全確保(8) 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の施設を使う必要がある(16) ●移動の負担・安全確保(17) 	<ul style="list-style-type: none"> ○長宝寺小学校の施設を使用できる
<p>工程及び工期、建設費その他備考</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●工期が最も長い(9) ●建設コストが最も高くなる(10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新校舎の完成時期が最も早くなる ●工期が長くなる(18) ●建設コストが高くなる(19) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新設校舎の配置の自由度が高い ○建設コストが最も安くなる

凡例 ○:メリット ●:デメリット

C-1 案	C-2 案
	
<p>整備期間中、第一中学校の敷地に交野小学校・長宝寺小学校児童が通う場合</p>	<p>整備期間中、第一中学校の敷地に交野小学校児童が通う場合</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○工事車両と通学路の分離 ●長宝寺小児童の通学距離が長くなる地域がある(23) ●下校時などの安全確保(24) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事車両と通学路の分離 ●下校時などの安全確保(28)
<ul style="list-style-type: none"> ●通学環境が変わる(25) 	<ul style="list-style-type: none"> ●通学環境が変わる(29)
<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動などの影響がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動などの影響がない
<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の施設を使う必要がある(26) ●移動の負担・安全確保(27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の施設を使う必要がある(30) ●移動の負担・安全確保(31)
<ul style="list-style-type: none"> ○新設校舎の配置の自由度が高い ●建設コストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ○新設校舎の配置の自由度が高い ○建設コストがC-1 案よりも安くなる

※デメリットの後ろの(数字)は表 4.4 地域協議会で出されたプランごとのデメリットの解決策(案)のデメリット番号と同じ

表 4.4 地域協議会で出されたプランごとのデメリットの解決策（案）

プラン	項目	デメリット番号	デメリットの内容	解決策
A-1 案	通学路(工事期間中)	(1)	工事中において、交野小児童の通学時に事故誘発の可能性はある	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の進入・退出経路を指定する ・工事初期段階に交小周辺道路等に歩道を整備する
	通学路(新校舎整備後)	(2)	長宝寺小児童の通学距離が長くなる	<ul style="list-style-type: none"> ・期限付きで2キロ前後の地域は、スクールバスの運行を検討する ・体力面や身体面で学校へ通うのが困難な子どもの送迎用に駐車許可証を発行して車で来てもらいやすいこととする ・専門の見守り隊(ガードマン)の適正配置の必要性がある ・児童見守り隊を各地区輪番制で結成する
	工事期間中の騒音・振動	(3)	騒音・振動の中での授業。ほこり・臭気の影響	
		(4)	仮設(プレハブ)内での空調	
	敷地周辺環境	(5)	工事車両と児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の進入・退出経路を指定する ・工事初期段階に交小周辺道路等に歩道を整備する
		(6)	工事期間中、施設利用などが不便になる	
	グラウンド・体育館・プールなどの使用	(7)	周辺の施設を使う必要がある	
		(8)	移動の負担・安全確保	・いきいきランド・私部グラウンドまでの専用歩道を設置する
	工程及び工期、建設費その他	(9)	工期が最も長い	
		(10)	仮設費用もかかるため、建設コストが最も高い	
A-2 案	通学路(工事期間中)	(11)	工事中において、交野小児童の通学時に事故誘発の可能性はある	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の進入・退出経路を指定する ・工事初期段階に交小周辺道路等に歩道を整備する ・登下校の時間は、大きい工事を避けたり、または教職員を配置する
	通学路(新校舎整備後)	(12)	長宝寺小児童の距離が長くなる	<ul style="list-style-type: none"> ・要所に防犯カメラを設置する ・通学路の分岐点にボランティアを配置する
	工事期間中の騒音・振動	(13)	騒音・振動の中での授業。ほこり・臭気の影響	
	敷地周辺環境	(14)	工事車両と児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の進入・退出経路を指定する ・工事初期段階に交小周辺道路等に歩道を整備する ・校舎を鍵型にすることによって運動場が最大に利用できる
		(15)	工事期間中、施設利用などが不便になる	
	グラウンド・体育館・プールなどの使用	(16)	周辺の施設を使う必要がある	
		(17)	移動の負担・安全確保	・いきいきランド・私部グラウンドまでの専用歩道を設置する
	工程及び工期、建設費その他	(18)	工期が長くなる	
(19)		建設コストが高くなる		
B 案	通学路(工事期間中)	(20)	交野小児童の通学距離が長くなる地域がある	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎用の駐車スペースを確保する ・市役所のトイレを下校途中で借りられるようにする ・通学バスを運行する(利用する保護者が経費の一部負担) ・通学専用道路を整備する ・トレーニングパトロールの実施。一中運動部がクラブのトレーニングを兼ねて小学生が下校中の通学路を走る ・老人会、自治会の協力を得て見守る ・児童見守り隊を各地区輪番制で結成する
		(21)	下校時などの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・2キロ前後の地域は、期限付きでスクールバスの運行を検討する ・体力面や身体面で学校へ通うのが困難な子どもの送迎用に、駐車許可証を発行して車で来てもらいやすいこととする ・通学専用道路を整備する ・校区全域に通学専用の歩道橋を設置する ・古い土堀やブロック塀のある様なコース、車の行き来の多い場所等の安全整備をする ・携帯電話のルールを決め、学校への持ち込みをOKとして子どもの位置確認ができるようにする ・不審者対策に正面玄関にHDカメラの設置し施設を徹底する ・トレーニングパトロールの実施。一中運動部がクラブのトレーニングを兼ねて小学生が下校中の通学路を走る ・犬の散歩を子どもの帰宅時間に合わせて散歩がてら見守る ・有志の地域ボランティア(主にお年寄り)によるぶらぶら・きよきよ運動を実施する ・老人会、自治会の協力を得て見守る ・児童見守り隊を各地区輪番制で結成する ・子ども達のチェック、休憩等ができる中継所をつくる
	通学路(新校舎整備後)	(22)	通学環境が変わる	<ul style="list-style-type: none"> ・要所に防犯カメラを設置する ・見守りの人を雇用して要所に立たせる ・通学路の分岐点にボランティアを配置する ・老人会、自治会の協力を得て見守る ・児童見守り隊を各地区輪番制で結成する ・長小校区福祉委員会活動中の「あいさつ・声かけ運動」を取り入れる ・通学路要所に「安全ハウス」を設置して警備員を配置する

プラン	項目	デメリット番号	デメリットの内容	解決策
C-1案	通学路(工事期間中)	(23)	長宝寺小児童の通学距離が長くなる地域がある	<ul style="list-style-type: none"> 送迎用の駐車スペースを確保する 市役所のトイレを下校途中で借りられるようにする 通学専用道路を整備する 通学バスを運行する(利用する保護者が経費を一部負担) トレーニングパトロールの実施。一中運動部がクラブのトレーニングを兼ねて総学生が下校中の通学路を走る 老人会、自治会の協力を得て見守る 児童見守り隊を各地区輪番制で結成する
		(24)	下校時などの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 2キロ前後の地域は、期限付きでスクールバスの運行を検討する 体力面や身体面で学校へ通うのが困難な子どもの送迎用に、駐車許可証を発行して車で来てもらうこととする 通学専用道路を整備する 校区全域に通学専用の歩道橋を設置する 古い土塀やブロック塀のある様なコース、車の行き来の多い場所等の安全整備をする 携帯電話のルールを決め、学校への持ち込みをOKとして子どもの位置確認ができるようにする 不審者対策に正面玄関にHDカメラの設置や施錠を徹底する トレーニングパトロールの実施。一中運動部がクラブのトレーニングを兼ねて小学生が下校中の通学路を走る 犬の散歩を子どもの帰宅時間に合わせて散歩がてら見守る 有志の地域ボランティア(主にお年寄り)によるぶらぶら・きよろきよろ運動を実施する 老人会、自治会の協力を得て見守る 児童見守り隊を各地区輪番制で結成する 子ども達のチェック、休憩等ができる中継所をつくる
	通学路(新校舎整備後)	(25)	通学環境が変わる	<ul style="list-style-type: none"> 要所に防犯カメラを設置する 見守りの人を雇用して要所に立たせる 通学路の分岐点にボランティアを配置する 老人会、自治会の協力を得て見守る 児童見守り隊を各地区輪番制で結成する 長小校区福祉委員会活動中の「あいさつ・声かけ運動」を取り入れる 通学路要所に「安全ハウス」を設置して警備員を配置する
	グラウンド・体育館・プールなどの使用	(26)	周辺の施設を使う必要がある	<ul style="list-style-type: none"> いきいきランド・私部グラウンドまでの専用歩道を設置する
		(27)	移動の負担・安全確保	
C-2案	通学路(工事期間中)	(28)	下校時などの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 2キロ前後の地域は、期限付きでスクールバスの運行を検討する 体力面や身体面で学校へ通うのが困難な子どもの送迎用に、駐車許可証を発行して車で来てもらうこととする 通学専用道路を整備する 校区全域に通学専用の歩道橋を設置する 古い土塀やブロック塀のある様なコース、車の行き来の多い場所等の安全整備をする 携帯電話のルールを決め、学校への持ち込みをOKとして子どもの位置確認ができるようにする 不審者対策に正面玄関にHDカメラの設置や施錠を徹底する トレーニングパトロールの実施。一中運動部がクラブのトレーニングを兼ねて小学生が下校中の通学路を走る 犬の散歩を子どもの帰宅時間に合わせて散歩がてら見守る 有志の地域ボランティア(主にお年寄り)によるぶらぶら・きよろきよろ運動を実施する 老人会、自治会の協力を得て見守る 児童見守り隊を各地区輪番制で結成する 子ども達のチェック、休憩等ができる中継所をつくる
				通学路(新校舎整備後)
	グラウンド・体育館・プールなどの使用	(30)	周辺の施設を使う必要がある	<ul style="list-style-type: none"> いきいきランド・私部グラウンドまでの専用歩道を設置する
		(31)	移動の負担・安全確保	

黒字：行政で検討する解決策(案) 赤字：地域・保護者で検討する解決策(案)

2) 工事期間中の教育環境の在り方（方針）

協議会ワークショップの意見取りまとめを参考に、審議会での審議を経た中間答申を踏まえ、工事期間中における教育環境の在り方について教育委員会で慎重に審議した結果、「工事期間中の教育環境の在り方（方針）」として以下のように定めます。

(1) 工事期間中の学びの場について

工事期間中の交野小学校児童は、長宝寺小学校の敷地に通うこととし、長宝寺小学校の既存の校舎を使用するとともに、既存校舎の施設以上に必要な部分は長宝寺小学校の中庭等に仮設校舎を設置し、学びの場を確保します。

(2) 施設一体型小中一貫校の開校と小学校の統合について

施設一体型小中一貫校は、できる限り早期に開校することが望ましいと考え、令和7年4月までの新設開校をめざし、施設整備に努めます。

工事着手となる令和4年4月に、長宝寺小学校の敷地に交野小学校と長宝寺小学校の統合校を開校し、長宝寺小学校の小規模状態の解消に努めます。

(3) 通学の安全について

通学距離が長くなる地域はありますが、「学校規模適正化基本方針」にある概ね2km以内の通学距離であることや、市内の他の小学校の通学距離や現在の交野小学校の通学距離と比較して著しく長いとは言えないことから、スクールバスの運行は行なわないこととします。

工事期間中の通学については、児童の安全を第一に考え、今後とも学校・保護者・地域の方々の意見を聞きながら、通学路の危険箇所の把握や様々な安全対策等について検討するとともに、関係部局、関係機関等と連携し、通学路の設定や通学の安全確保について、ハード、ソフト両面からの安全対策に取り組みます。

(4) 魅力ある学校づくりに向けて

令和7年4月までに開校を目指す施設一体型小中一貫校の「魅力ある学校づくり」を視野に入れ、学校、保護者や地域の方々から新設校の学校コンセプトに関する意見等を踏まえ、令和4年度から開校する交野小学校・長宝寺小学校の統合校についても、第一中学校との小中一貫教育を含め特色ある学校となるよう検討を進めます。

3) 安全な通学環境等の確保

協議会ワークショップでの意見や審議会での審議等であげられていた、安全で安心な通学環境については、今後も継続して地域や保護者、学校の意見を踏まえて検討する必要があります。

施設一体型小中一貫校が開校する令和7年4月までの期間に限らず、新校開校後においても、工事期間中の教育環境の在り方（方針）と同様に、通学路の危険箇所の把握や様々な安全対策等について検討するとともに、関係部局、関係機関等と連携し、通学路の設定や通学の安全確保について、ハード、ソフト両面からの安全対策に取り組みます。

4-2 新たな学校整備にかかる現状の整理

1) 整備計画地の周辺施設等

第一中学校区内には、交野市役所庁舎や交野市立青年の家、交野市立総合体育施設「いきいきランド交野」など、多くの公共施設が立地しています。

整備計画地である交野小学校周辺地域には、古い集落も分布し、新たな住宅街の整備も進んでいます。南側には、「いきいきランド交野」があり、第二京阪自動車道を挟んで小学校から徒歩でも往来しやすい距離に立地しています。

新たな学校整備においては、安全な通学路の確保や周辺の公共施設等との連携についても考慮しながら整備を進めることが求められています。

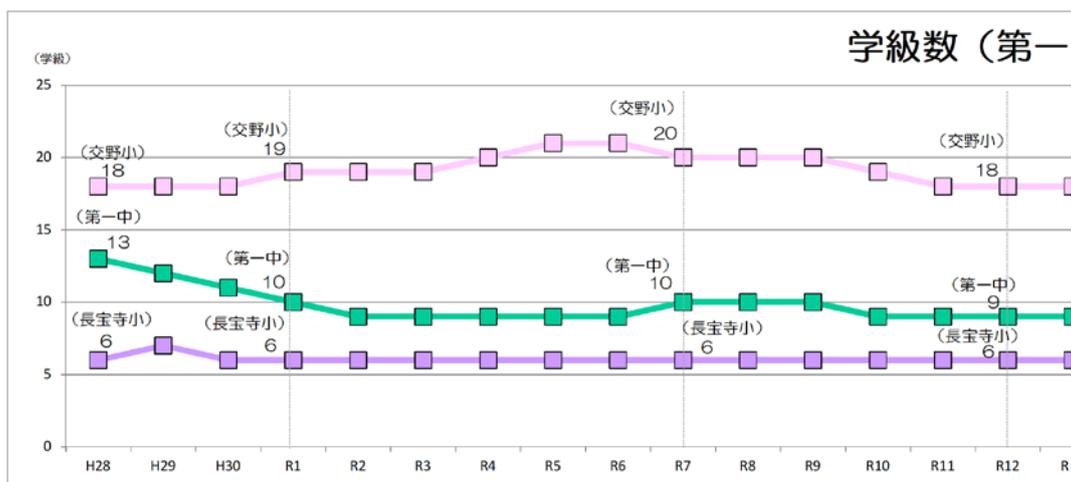
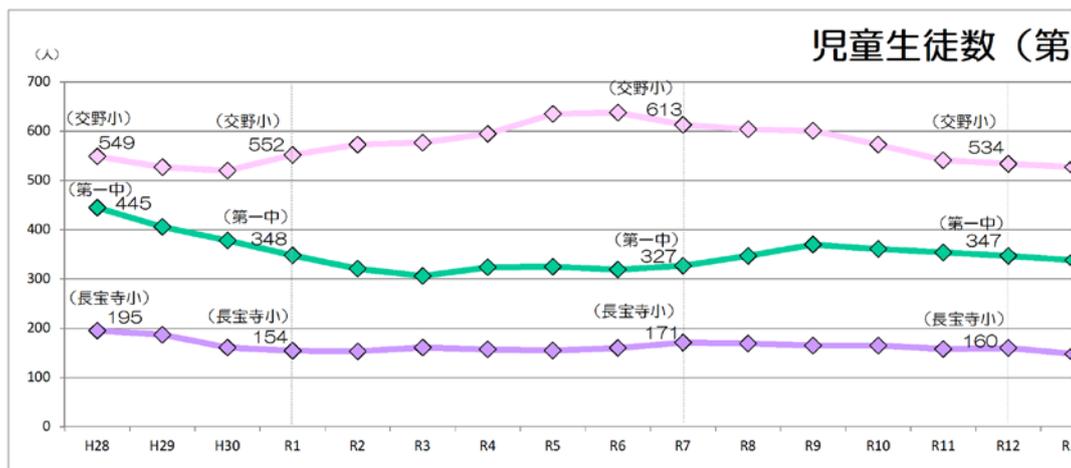


図 4.1 施設分布図

2) 第一中学校区の児童生徒数

各学校の児童生徒数は、令和元年5月1日現在で交野小学校の児童数は552名（支援学級児童数含む）、学級数は19学級（支援学級は6学級）、長宝寺小学校の児童数は154名（支援学級児童数含む）、学級数は6学級（支援学級は3学級）です。また、第一中学校の生徒数は348名（支援学級生徒数含む）、学級数は10学級（支援学級は3学級）です。

各学校の学校規模は、交野小学校、第一中学校については、推計上、令和27年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれていますが、長宝寺小学校については、令和元年度時点で小規模となっており、将来的にも小規模のまま推移すると見込まれています。



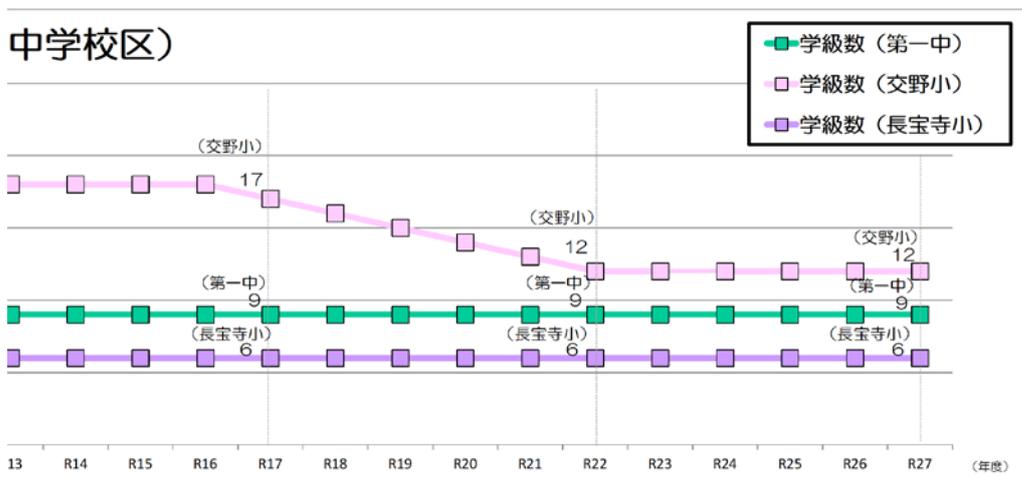
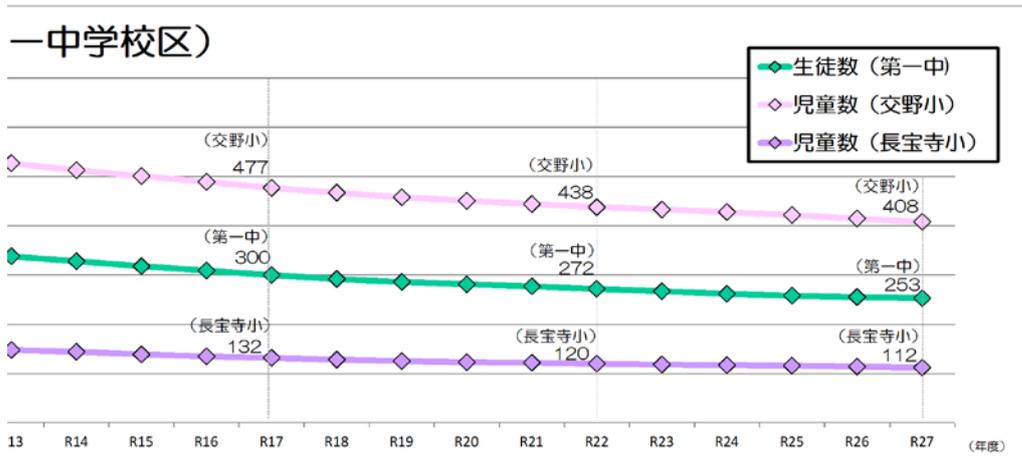
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
第一中学校	生徒数	445	406	378	348	321	306	324	325	319	327	347	370	361	354
	学級数	13	12	11	10	9	9	9	9	9	10	10	10	9	9
交野小学校	児童数	549	527	520	552	573	577	595	635	638	613	604	601	573	541
	学級数	18	18	18	19	19	19	20	21	21	20	20	20	19	18
長宝寺小学校	児童数	195	187	161	154	153	161	157	155	160	171	169	165	165	158
	学級数	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※H28～R1については、各年5月1日の実数

※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

図 4.2 第一中学校区の児童生徒数・学級数（令和元年5月現在）



	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
生徒数 (第一中)	347	338	328	318	309	300	292	286	281	277	272	267	262	258	255	253
児童数 (交野小)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
児童数 (長宝寺小)	534	527	513	501	489	477	467	458	451	444	438	433	428	422	415	408
学級数 (第一中)	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12	12	12	12	12	12
学級数 (交野小)	160	148	144	139	135	132	128	125	123	122	120	118	117	116	114	112
学級数 (長宝寺小)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針 (望ましい学校規模について)

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

3) 第一中学校区の学校施設

第一中学校区の学校施設の概要は以下のとおりです。

第一中学校		
敷地面積		16,707m ²
運動場面積		11,362m ²
延床面積		7,051m ²
建築年度	校舎※1	1959(S34)年 (建築後60年)
	体育館	1960(S35)年 (建築後59年)
長寿命化判定	校舎	○
	体育館	不明
長寿命化した場合の残存年数	校舎	20年 (建替時期: 令和21年)
	体育館	—
健全度評価※2	校舎	68
	体育館	100

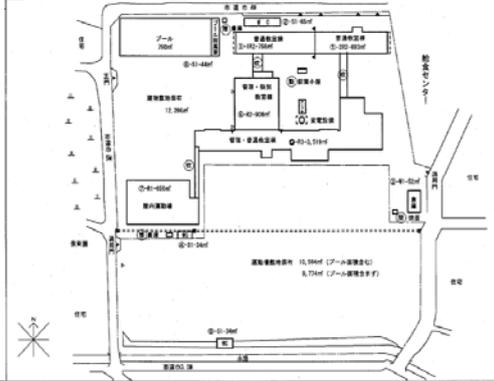
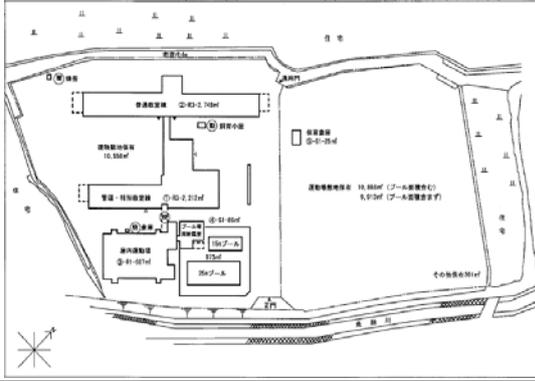
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m²以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = 校舎の健全度$$

図 4.3 第一中学校区の学校施設 (令和2年3月現在)

交野小学校	長宝寺小学校
	
21,243m ² (隣地に第一・二給食センター跡地2,006m ² あり)	20,095m ²
11,661m ²	9,913m ²
6,968m ²	5,830m ²
1963(S38)年 (建築後56年)	1974(S49)年 (建築後45年)
1981(S56)年 (建築後38年)	1975(S50)年 (建築後44年)
○	○
○	×
24年 (建替時期:令和25年)	35年 (建替時期:令和36年)
42年 (建替時期:令和43年)	—
58	78
51	51

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
 評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいくほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

4) 魅力ある学校づくりに向けた大切にしたい視点

新しい学校づくりを行う上で、まず大切にしたい視点として協議会での意見を整理し、以下に示します。

表 4.5 魅力ある学校づくりに向けた大切にしたい視点

項目	視点
子どもたちがしっかり学ぶことができる	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力をあげることも大切だけど、地域の自然や文化のこと、人間関係、感性も学べる学校 ● 子どもたちの才能を大きく伸ばしていけるような学校
子どもたちと地域の安全、安心を守る	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設のセキュリティ、登下校時の安全を地域でも見守る、災害時には防災拠点にもなる学校
地域の人たちも通える	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人たちが日常的に学校に行き、子どもたちとの接点になる学校
先生たちの負担を減らす	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人材（職業体験、お店で子ども向けの教室を開催している方等）を積極的に活用する学校 ● 演劇や美術、運動指導、アーティストなど、得意なことを持っている人が学校に来て授業
交野の魅力づくりにつなげる	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校自体が交野市の魅力になること、交野の魅力を子どもたちも発信する学校 ● 交野の良いところを子どもたちに実感してもらい、子どもたちが戻ってきたくするような教育を実現する学校

5) これからの学校と地域のかかわり

これからの学校と地域のかかわりについて、地域でできることや学校の活用方法に対する協議会での意見を整理し、以下に示します。

表 4.6 これからの学校と地域の関わり方

活動・利用		学校と地域の関わり方・具体例
交流活動		<ul style="list-style-type: none"> ● にぎわいフェスタや七夕まつり、だんじり、昔遊びや給食交流会、体育大会などのイベントへの参加 ● 子どもたちが参加できるような地域のお祭りへの参加 ● まちづくり委員、青少年指導員などと小中学生との交流活動 ● 異文化体験・交流 ● 高齢者が学校の掃除に入るような定期的な活動、イベントによる高齢者との交流
見守り活動		<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちと一緒に遊ぶ活動 ● あいさつ運動、こども 110 番の家、パトロールなどの見守り活動 ● 下校時間限定の見守りウォーキング ● 学校に自治会館のような人が集まる拠点をつくり、地域の人たちの目がたくさんある中で、子どもたちの見守り活動
学校や周辺施設の利用	グラウンド・体育館等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人たちに開かれた体育館やグラウンドなどを活用して練習 ● 子どもたちへのプロのスポーツ教育 ● 地域の人たちも参加できる 1 年生から 9 年生までの大運動会
	音楽室・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 防音設備のある音楽室や音響設備のある多目的ホールなどを音楽の活動をされている方に開放
	特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別教室等を利用した子育てサロンなど ● 調理室を使った餅つき、親子の料理教室など ● 子ども食堂の開催 ● 地域の人が放課後に子どもたちの宿題を見る
	地域と学校の共有スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と学校がつながるメインのスペースでのワークショップ開催 ● 地域の人たちもくつろげ、小さな子どもたちへの読み聞かせ ● 高学年や地域の人々の美術作品を展示するスペース ● 高齢者が立ち寄れるコミュニティ施設
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の畑や田んぼや学校内での菜園整備による食育の取り組み ● 地域と学校が連携した防災訓練、防災の取り組み
学校と地域の関わりに対する仕組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 創作活動の過程を子どもたちに見てもらえるような場所や仕組み ● 地域の団体の会議を学校で開催することで地域の団体と親が協力し合える環境を学校につくる ● 活動をマネジメントする人や組織づくり ● コミュニティスクールコーディネーターのような仕組みを整備・運営

4-3 施設整備への意見取りまとめ

1) グラウンドやプール、屋内運動場、多目的ホールの施設整備

空間配置にかかわる事項として、協議会にてグラウンドや屋内運動場、プール、多目的ホールなどの検討を進めた結果、それぞれの施設について、以下のような意見がありました。

表 4.7 グラウンド、プール、屋内運動場、多目的ホールの施設整備に関する意見

施設名	施設に対する意見
グラウンド	<ul style="list-style-type: none">● グラウンドについては、1か所配置することによって、異学年交流等に活用できる、9学年合同で体育大会・運動会を実施するなら、大きなメイングラウンドが必要● 一方で、メイングラウンドとサブグラウンドの複数配置することによって、小中が同じ時間に使用可能であることや、クラブ活動とフリースペースでも同時使用が可能
屋内運動場	<ul style="list-style-type: none">● 9学年が集えるメインアリーナだけでなく、小中、クラブ活動等も同時に使用可能なようにサブアリーナが必要
プール	<ul style="list-style-type: none">● 学校施設にプールを設置する必要はない● いきいきランドのプールを利用する、外部講師を有効活用する● 学校施設にプールを設置する場合は、小プールと大プールが必要（屋上への設置）
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none">● 多目的ホールは、異学年交流や地域交流、クラブ活動にも活用できるように複数が必要、家庭科室や給食室、音楽室が隣接していると活動しやすい● 多目的スペースが壁のない吹き抜けのスペースであれば、他学年等の活動も見えてよい。

2) 特別教室の整備

特別教室は、専門的な学習を行う場であるため、ICTを取り入れた空間構成が求められています。また、施設一体型小中一貫校において学年を超えた交流が生まれる場とするため、授業を通じた交流を促す設えが求められました。さらに、地域との連携に関しては、有事の際の防災拠点としての機能を取り入れることや、地域の人たちとの交流を促す機能を組み入れることが論点としてあげられました。

3) 地域との連携について

地域との連携については、学校内に地域専用ルームを設置することや学校周辺施設の活用について、意見が出されました。

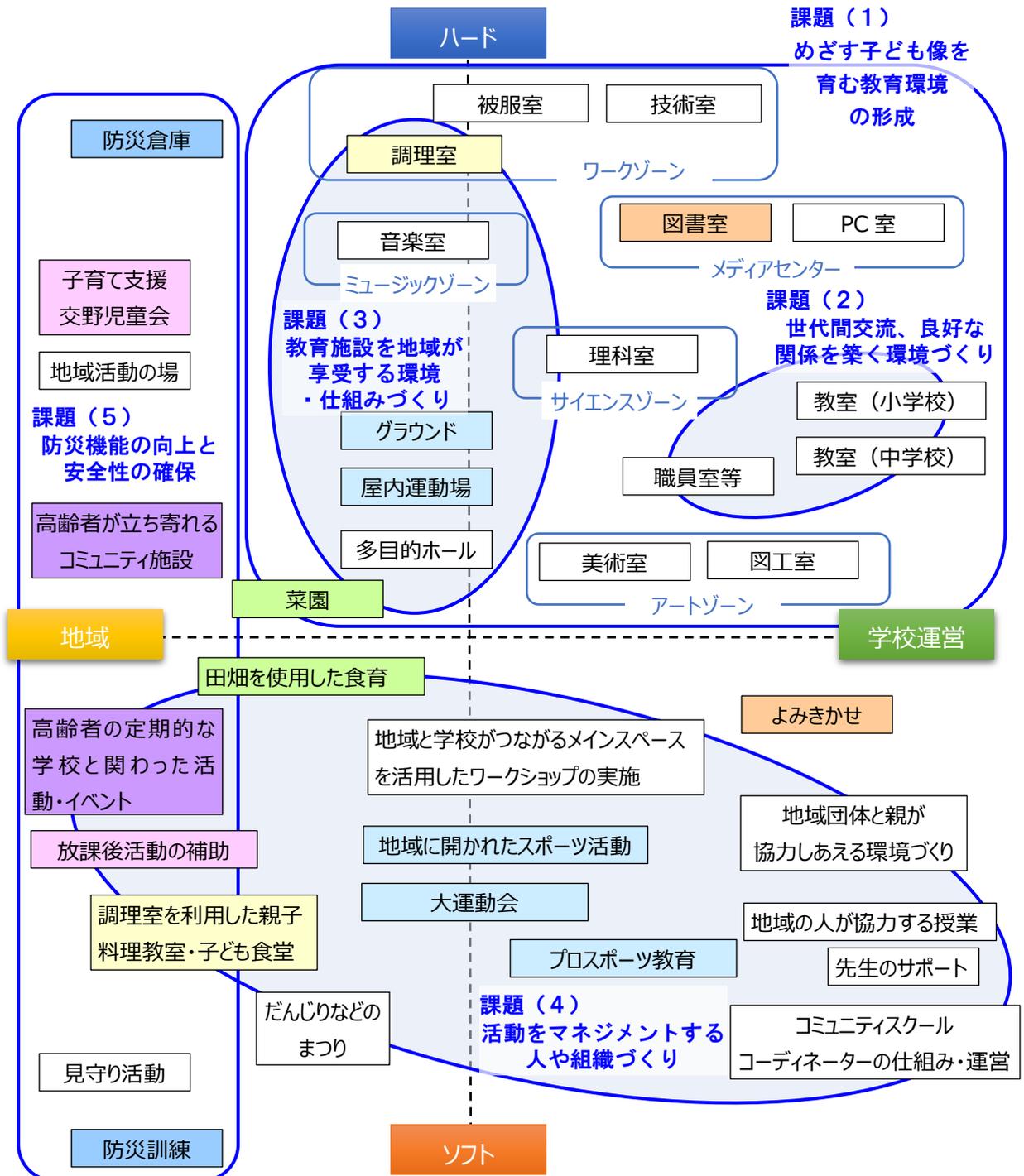
地域専用ルームについては、地域での活動や子どもの放課後利用、PTAの会議利用について意見が出されました。

学校周辺施設との連携については、いきいきランドや周辺農地との連携について意見が出されました。

4) 様々な活動と諸室の関係性

地域協議会や教職員協議会、みんなでやってみよう科の協議会ワークショップであげられた諸室と活動に関する意見の関係性を以下のように取りまとめました。

新しい学校整備に向けては、ハードからソフト、地域から学校運営と多岐にわたる視点からの検討（課題への対応）が必要となります。



※関連する諸室とソフトの取組みを同じ色で整理

※青文字は課題

図 4.4 諸室と活動の関係性

5) 新たな学校づくりに向けた課題

(1) めざす子ども像を育む教育環境の形成

グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新が急速に進んでおり、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力「生きる力」が求められています。

この「生きる力」を育むため、子どもたちの多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境、自主的な学びを促す学習環境を形成することが必要です。

(2) 世代間交流、良好な関係を築く環境づくり

小学1年生から中学3年生までの児童生徒が一つの施設内で学ぶこととなることから、発達段階ごとに安全で快適な学習環境を十分確保することを前提としながらも、異学年の児童生徒が交流することができるスペース等を意図的に計画するなど良好な関係づくりへの工夫が必要です。

また、児童生徒に多くの教職員や多様な専門スタッフが関わり、話ができる環境整備などが必要です。

(3) 教育施設を地域が享受する環境・仕組みづくり

今後、学校施設が地域コミュニティの核となることが期待される中、学校教育環境の充実を図りつつ、放課後児童会機能などの子育て機能の充実、学校開放事業など、学校施設の複合化も含め、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の人たちにも親しまれる施設整備が必要です。

また、子どもたちや教職員と地域の人たちとの動線の分離や、教職員の負担に配慮した仕組みづくり、学校に関わる地域の人たちがつながり、顔をあわせる環境づくりなど十分に検討することが必要です。

(4) 活動をマネジメントする人や組織づくり

保護者、地域の人たちが学校運営を支援する取組みや地域の人たちのボランティア活動等による学校支援の取組み等を行う上で、学校と地域が共に教育のあり方を熟議し、時代の変化に合った学校と地域の協働の関係づくりが必要です。

そのため、地域ぐるみで子どもたちの9年間の学びを支える仕組みとして学校を核とした地域コミュニティを育てるための人材の確保、組織づくりが重要です。

(5) 防災機能の向上と安全性の確保

学校が避難所となっていることから、防災拠点としての安全性の確保や機能向上、自然エネルギーの活用など地域の防災拠点としての機能整備の検討が必要です。

また、地域の人たちとの連携による見守り活動など安全性の確保に向けた検討も必要です。

第5章 魅力ある学校づくりの基本方針

5-1 新たな学校のメインコンセプト・サブコンセプト

生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成をめざす「教育百年の森」交野市の第一中学校区に設置する新たな学校は、「交小の森」「百年の森」などの歴史ある交野小学校敷地に初めて整備される施設一体型小中一貫校です。

交野市教育大綱や交野市学校教育ビジョンを踏まえ以下のように定めます。

【メインコンセプト】

情（こころ）の森、英知の庭、探究の学び舎 ～グローバルコミュニケーションスクール～

情（こころ）



交野市学校教育ビジョンの基本理念に『情（こころ）の育み』とあるように、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒が9年間、共に学び、共に育ち、交流する中で、上級生へのあこがれ、下級生への慈しみの『情（こころ）』を養うことを大切にします。

交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを「森」としてみたと、「心」だけでなく「情（こころ）」を養える「森」を育みます。

森



交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを森にみわたる教育大綱の「教育百年の森の実現」より設定します。

交野小学校の豊かな自然を大事にする心・森、百年の森をイメージし、「生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成」をめざす森として、一人ひとりが9年間の学びを通して仲間を増やし大きく育っていくような場としていきます。

英知



『英知』とは、「深遠な道理を知りうるすぐれた知恵」です。郡津一の宮といわれ、白鳳時代に当地に置かれた交野郡衙の郡司により創建されたとされる長宝寺で郡衙の役人たちが学んでいたように、この学び舎で『英知』を磨いていける場とします。

9年間の学びを一体のものにとらえ、学びの連続性を意識した中でこれからの社会を生きる子どもたちに、新たな発見や考え方を生み出すための環境づくりを進めます。

また、グローバル社会が進展し、多様な文化と関わる機会が増えている今日においては、語学力だけではなく、異なる価値観を持つ人たちの中で、意見の違いを統合して「みんなの知力の質」を高める能力（グローバル・コミュニケーション能力）を身に付けるための環境づくりを進めます。

探究



『探究』とは、「物事の真の姿・あり方をさぐって見きわめること」です。

異なる価値観を持つ人たちの中で意見の違いを統合して「みんなの知力の質」を高める『グローバルコミュニケーション』能力を持ち合わせ、『情（こころ）』と『英知』をもって真理を追究する若者が、施設一体型小中一貫校という新しい学校で伝統を紡いでいけるような環境づくりをすすめます。

【サブコンセプト】

協議会ワークショップでの意見を踏まえ、第一中学校区の地域特性、地域ニーズ、地域住民等との新たな学校の利用・活用の方法などを整理する中で、新たな学校は地域の魅力や誇りになることをめざすべきであるという方向性が確認されました。

メインコンセプトの「情（こころ）の森、英知の庭、探究の学び舎」で育っていく子どもたちを、地域の人たちが見守り一緒に育てていくことで、子どもたちの「学び」の創造性を高め、人が「集い」、様々な「つながり」が生まれ、そして、それが地域の魅力や誇りになる学校となっていくことを「めざすべき学校像」と定め、「学び」、「集い」、「つながり」という3つのサブコンセプトを定めます。

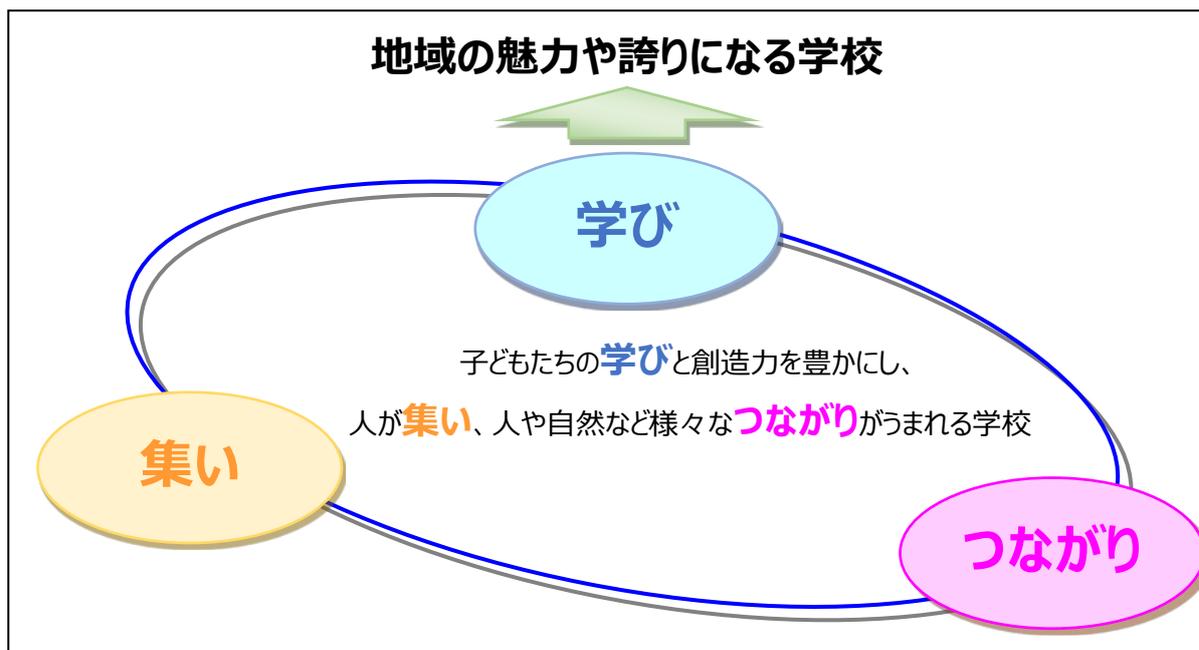


図 5.1 めざすべき学校像と3つのサブコンセプト

5-2 魅力ある学校づくりの基本方針

「メインコンセプト」と「めざすべき学校像」、そして「3つのサブコンセプト」を踏まえ、魅力ある学校づくりの基本方針を以下のように設定します。

【魅力ある学校づくりの基本方針】

1) 質が高く、自然と「つながる」、安全・安心・快適な学びができる学校づくり

(1) 質が高く、機能的な学習環境を備えた学び舎

- 小学校・中学校の領域を分けた独立性の高いゾーニングと一部諸室を小・中で共有化し多様な学習環境を提供します。
- 子どもたちの希望をかなえる多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境を整えます。
- 興味・関心のなかで、自主的な学びを促す学習環境を整えます。

(2) 自然・歴史・文化に親しみ、郷土愛を育む学び舎

- 自然エネルギーの利用や省エネルギー型施設の採用によるエコスクール概念を取り入れた学校整備をめざします。
- みどりあふれる良好な環境を積極的に活用した自然と共生できる学校整備をめざします。
- ふるさと交野の歴史や自然、文化を様々な体験を通して学ぶことができる学校をめざします。

(3) 情（こころ）を育む安全・安心・快適な学び舎

- 9年間の連続性ある学びのなかで、お互いの存在を尊重し、絆が生まれる学校をめざします。
- 子どもたちだけでなく教職員等も快適で機能的な職場環境を確保し、情を育む教育ができる環境を整えます。
- 子どもたち、地域の人たちの命を守る十分な耐震性機能を確保した地域の防災拠点としての役割を踏まえた安全で安心な学校をめざします。

2) 学校と地域が安全・安心な環境の中で集い交流することで、人が「つながる」魅力が高まる学校づくり

(1) 子どもたちと地域の人たちが集い、交流できる学び舎

- 子どもたちと地域住民との交流が図りやすい施設配置と動線を確保し、交流することができる学校をめざします。
- 運動場や体育館などのスポーツ施設や音楽室、多目的ホールなどに地域の人たちや子どもたちが集い、主体的に交わり様々な活動を展開できる学校をめざします。
- コミュニティスペース・地域支援室や児童会など子育て世代が集う場を確保し、学校に関わる地域の人たちがつながり、顔をあわせることができる学校をめざします。

(2) だれもが安全・安心に集うことができるシンボルとなる学び舎

- 子ども同士、子どもと教職員、地域の人たち、異世代間など、様々な交流が育まれることで、地域の誇りやシンボルとなる学校をめざします。
- 多様な利用者に配慮したすべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた学校をめざします。

3) 学校と地域が「つながる」、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える学校づくり

(1) 子どもたちと地域がつながる探究の場となる学び舎

- ふるさと交野の歴史や自然、文化を様々な体験を通して学ぶことができる学校と地域の協働の関係をめざします。
- 学校と地域が共に教育のあり方を熟議し、時代の変化に合わせた学校と地域との連携をめざします。
- 学校を核とした地域コミュニティを育てるための仕組みや場の確保をめざします。

(2) 地域の人たちが見守り、一緒に育てていく学び舎

- 「情（こころ）の森、英知の庭、探究の学び舎」で育っていく子どもたちを地域のたくさんの目で見守る、安全な学校をめざします。

第6章 計画条件の整理

6-1 導入機能・規模

1) 導入機能の考え方

導入機能は、新たな学校づくりに向けた課題、魅力ある学校づくりの基本方針を踏まえ、以下の4つの機能とします。

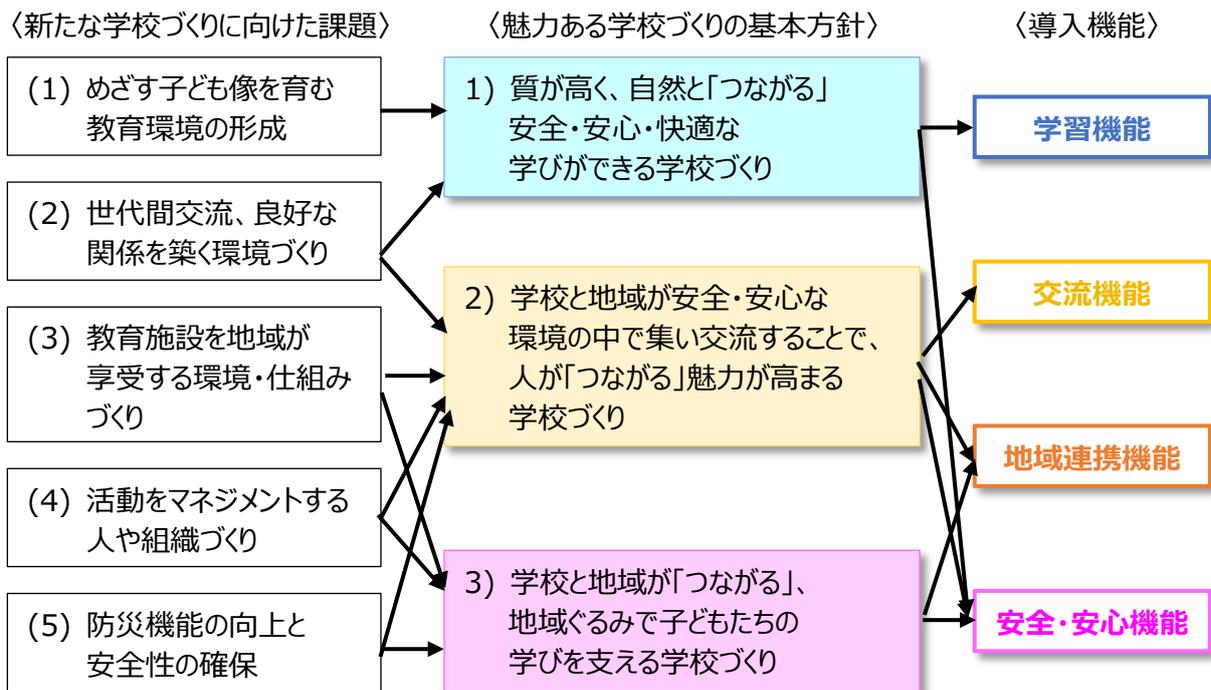


図 6.1 導入機能の考え方

2) 諸室の検討

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」で必ず設置することが位置づけられている普通教室、特別教室等、図書室、室内運動場、職員室、保健室、運動場を必須とします。

また、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」で設置が望ましいと記載されている諸室についても必須とし、地域協議会及び教職員協議会等のワークショップの意見集約も考慮し、本計画で導入すべき諸室を決定します。

なお、導入する諸室を検討するにあたっては、地域活動としては従来型を踏襲しつつ、コミュニティスクール等の新しい取組みを取り入れることを視野に入れ、施設助成関係にかかる「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（義務法）」での位置づけを参考としながら、学校施設として補助対象とすべき諸室を検討・設定します。

表 6.1 諸室設定の根拠

諸室名	文科省 学校教育法 小学校・中学校設置基準	文科省 小学校・中学校施設整備指針	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	協議会		本計画での 導入の有無	備考	
				教員	地域			
学習関係諸室	普通教室	◎	○	●	□	※1	【設定】※1:ホームベース(ホームルームを行うだけの教室またはスペース)の設置については、教育方針(4-3-2制・教科教室型)の導入を想定する場合は検討する	
	多目的教室		○	●	□	有	各学年の多目的教室(少人数教室)とする 学年スペース(多目的ラウンジ)との兼用も可とする	
	少人数教室				□	有		
	特別支援教室	○	○			□	有	
	通級指導教室		○				有	
	(特別教室等)	◎	○	●	□	□	有	
	理科室	◎	○	●		□	有	
	生活科のための教室 (学校施設全体)	◎	○	●家庭教室			有	普通教室、特別教室で使用する
	国語室(普通教室)	(◎)					※1	【設定】※1:教育方針(4-3-2制・教科教室型)の導入を想定する場合はホームベース(ホームルームを行うだけの教室)と合わせて検討する
	社会室(普通教室)	(◎)				※1		
	数学室(普通教室)	(◎)				※1		
	児童生徒更衣室等(ロッカー)	(◎)				※1		
	音楽室	◎	○	●		□	有	
	図工室	◎	○	●		□	有	美術室との兼用も可とする
	美術室	◎	○	●		□	有	図工室との兼用も可とする
	技術室	◎	○	●		□	有	
	調理室	◎		●家庭教室		□	有	
	被服室	◎					有	
	外国語室	◎	○	●外国語教室			有	
	メディアセンター	◎	○	●	□	□	有	コンピュータ教室、図書室、視聴覚室の機能を兼ねたメディアセンターとして整備する
	コンピュータ教室	◎	○	●	□	□	有	
	図書室	◎	○	●	□	□	有	
	視聴覚教室		○	●			有	
	相談室		○	●進路資料・指導室			有	進路指導室も兼ねる
	放送室		○				有	職員室に近接または隣接して設置する
	教材室		○				有	各階の教員ステーションに隣接※必要面積(今後の使い方)の確認、教材室と兼用を検討する
	屋内運動施設等	屋内運動場	◎	○	●	□	有	メインアリーナとサブアリーナを設置する
		武道場		○	●		有	多目的ホール、ランチルーム、サブアリーナとの兼用も可とする
屋内プール			○		△	※2	【設定】※2:いきいきランドのプールを使用する	
ステージ						有	儀式的行事、学芸的行事等での使用を想定する	
ギャラリー						有		
更衣室						有		
倉庫						有		
運動場	運動場	◎	○		□	有		
	メイングラウンド				□	有		
	サブグラウンド				□	有		
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等		○			△	導入の有無はプランによる	
	テラス、バルコニー		○			△	導入の有無はプランによる	
	学年スペース (多目的ラウンジ)				□	有	多目的教室、少人数教室、多目的ホール、ランチルームとの兼用も可とする	
	多目的ホール			●	□	有	武道場、ランチルーム、サブアリーナとの兼用も可とする	
	食堂、ランチルーム等		○			有	武道場、多目的ホール、サブアリーナ、学年スペースとの兼用も可とする	
	配膳室		○	●給食室		有	エレベーター(EV)ホールおよびランチルームに隣接または近接して設置する	
共通空間	調理室		○			有		
	昇降口、玄関等		○			有		
	便所		○	●		有		
	廊下・階段		○	●		有		
エレベーター(EV)室		○			有			
管理関係室	校長室		○	●		有	校長室の一部を応接室と兼用することも可とする 校長室と別で設置する場合は校長室に隣接し、会議室に近接する	
	職員室	◎	○	●	□	有	職員室の一部は受付機能としての兼用も可とする 教員ステーションの導入の有無はプランによる 教員室を設置する場合は教材室を隣接して設置する	
	教員ステーション				□	△		
	受付		○			有		
	保健室	◎	○	●保健衛生室	□	有	専門スタッフ等スペースに近接または一部を兼用も可とする	
	カウンセリング室		○			有	スクールカウンセラー等の利用実態に合わせて保健室に近接または保健室の一部を兼用も可とする	
	事務室		○			有	印刷室に近接して設置する	
	印刷室		○		□	有	事務室に近接して設置し、職員室の一部との兼用も可とする	
	主事室		○	●用務員室		有		
	会議室		○			有		
	応接室		○			有		
	職員用更衣室		○			有		
	職員用休憩室		○			有		
	機材室(倉庫)			●物置等	□	有	機材室と倉庫との兼用も可とする	
倉庫(機材室)					有			
電気室					有			
PTA室(特別活動室)		○			□	有		
地域と学校の 連携・協働の ためのスペース		○	●特別活動室		□	※3	【設定】※3:学校施設(特別活動室)または公共施設(学校施設外)として導入する	
その他	放課後児童会					有	公共施設(学校施設外)として設置する	
	防災倉庫					有	公共施設(学校施設外)として設置する	

※、調理室、被服室は小学校・中学校施設整備指針では家庭教室と表記

凡例	◎ 小学校・中学校設置基準に定められた、校舎に備えるべき施設	□ 協議会(教員・地域)等にて導入が検討された諸室
	○ 小学校・中学校設置基準に定められた、必要に応じて備える施設	△ プランにより導入の有無がある諸室
	● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に記載がある諸室	【設定】 本計画で新たに導入を設定する施設や諸室

3) 諸室と機能の整理

学習機能、交流機能、地域連携機能、安全・安心機能に対応する諸室を以下のように整理します。

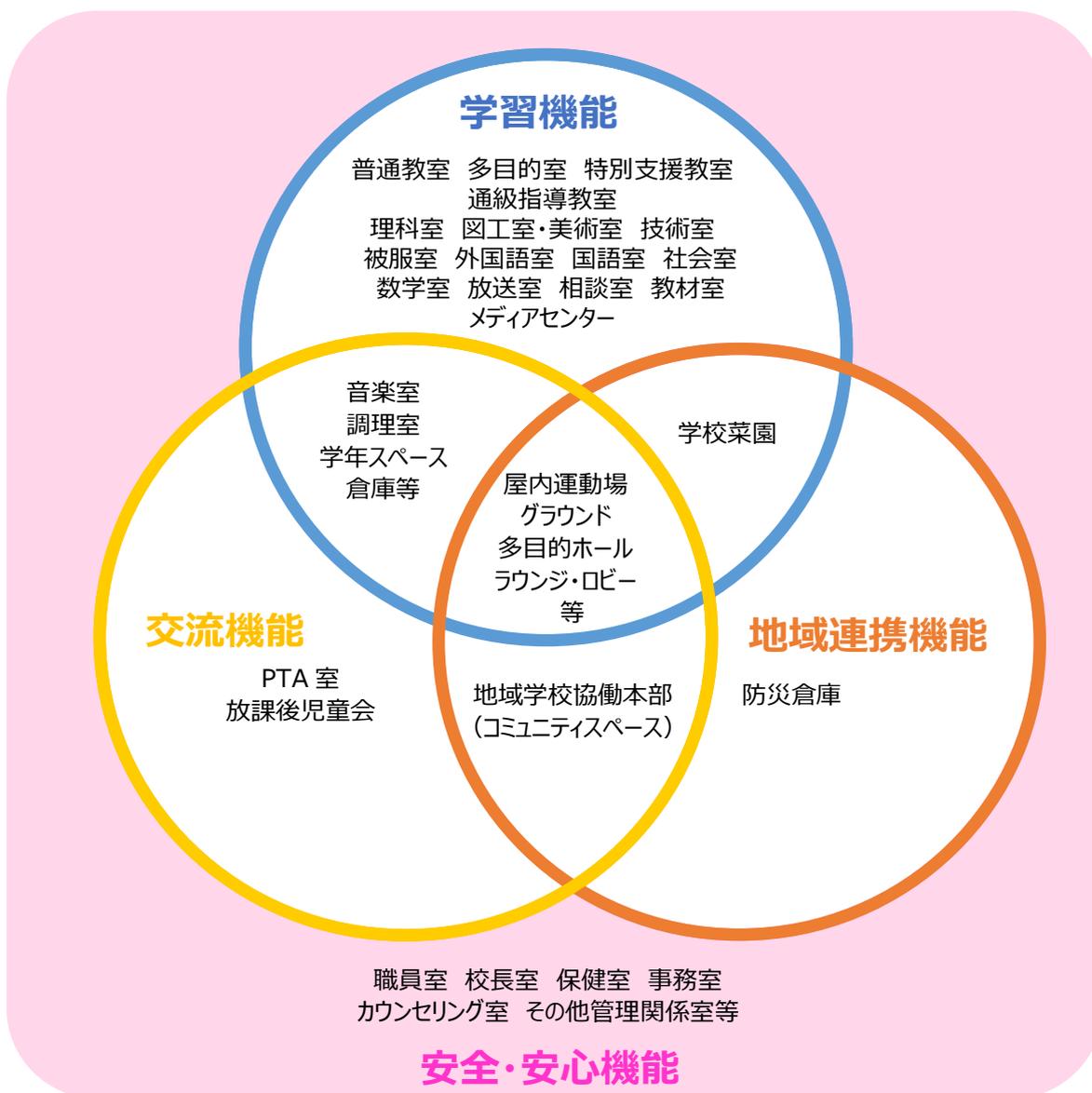


図 6.2 諸室の機能分類

4) 諸室の整備方針

諸室の整備方針は、小学校・中学校設置基準および公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、協議会ワークショップでの意見を踏まえ、公立小中学校施設整備指針による諸室区分ごとに以下のように設定します。

表 6.2 諸室の整備方針

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> • 学年ごとの区画は、相互の視覚的な連続性やホール等共用する空間との連続性に留意します。 • 低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラスなど低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめます。 • 教科教室型の場合においては、生徒の持ち物の置き場、学級活動を行う場等としてホームベース等の専用の空間を確保します。 • ICT を活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。 • 普通教室の近くにはティーチャーズスポットの空間をつくり、教員のための教材置き場の確保を検討します。 	○			
	多目的室 (少人数教室)	<ul style="list-style-type: none"> • 他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態や児童生徒の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、適切な規模、構成等とするとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる空間を確保します。 • ICT を活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。 • 各学年の多目的教室、少人数教室、学年スペース（多目的ラウンジ）との兼用も可とします。 	○			
	特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。 • 通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連、職員室及び保健室との連絡、トイレ等との関連に留意します。 	○			
	通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室を確保します。 	○			

諸室 区分	諸室名	整備方針	機能				
			学習	交流	地域連携	安全・安心	
学習関係諸室	特別教室等	理科室	<ul style="list-style-type: none"> 実験用机及び必要となる各種設備について学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置することのできる空間を確保します。 ICTを活用した観察、実験の指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。 屋外空間との連続性を考慮し、自然環境を身近に学ぶことができるようにします。 	○			
		音楽室	<ul style="list-style-type: none"> 大型の楽器を含め学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状、遮音性能を確保します。 地域の人も活用できる諸室としての整備を検討します。 	○	○	○	
		図工室	<ul style="list-style-type: none"> 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置する空間を確保します。 図工室および美術室に近接する作品を展示する空間の確保を検討します。 	○			
		美術室					
		技術室	<ul style="list-style-type: none"> 十分な面積的余裕を確保しつつ、各種工作機械、工具等を利用するコーナーなどの空間を十分な動作空間とともに配置することのできる空間を確保します。 ICTを活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。 	○			
		調理室	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる空間を確保します。 大型モニターを設置するなど、子どもたちが安全で効果的に調理方法を学ぶための設備を検討します。 親子料理教室など、地域の人も利用可能な食育の場として活用できるような整備を検討します。 災害時の避難場所としても対応可能な空間、設備を整備します。 	○			
		被服室	<ul style="list-style-type: none"> 編成する集団の数、規模等に応じ設備、機器等を必要な間隔で適切に配置することのできる空間を確保します。 作品を展示する空間を確保し、必要に応じ住居に係る学習を行うことのできる空間を確保します。 ICTを活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。 	○			

諸室 区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	特別教室等	外国語室	○			
		国語室・社会室・数学室（普通教室）、児童生徒更衣室等	○			
	メディアセンター	メディアセンター	○			
		コンピュータ教室	○			
		図書室	○			
		視聴覚室	○			

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	相談室	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒と教師が個別に相談でき、児童生徒が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間を確保します。 グループ指導も可能となるような面積、形状等を確保するとともに必要に応じ空間を仕切ることができるよう留意します。 	○			
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び教職員が使用可能な放送施設を確保します。 	○			
	教材室	<ul style="list-style-type: none"> 教材・教具の種類、数量等に応じた必要な規模を確保します。(各階の教員ステーションに隣接させることも可) 	○			
屋内運動施設等	屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、部活動等の内容などに応じた必要な規模を確保します。 同時使用時においても相互の学習の効果を減じないよう遮音性等に考慮します。 儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を想定し、必要な規模のステージ・ギャラリー等の空間を確保します。 災害時の避難場所として 250～300 名が収容可能な施設規模を確保します。 	○	○		○
	更衣室・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場と一体的に附属施設として確保します。 	○	○		
運動場	メイングラウンド・サブグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 異学年が同時に授業可能となるようグラウンドを分けます。 メイングラウンドは、高学年が中心に使用するグラウンドとします。また、サブグラウンドは低学年が中心に使用するグラウンドとし、メイングラウンドとサブグラウンドの同時利用も安全性に問題ない配置とします。 地域に開放するなどのイベントが実施可能なスペースを考慮した施設整備を検討します。 	○	○	○	○
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保を検討します。 明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とし、交流等を促すための工夫としてベンチやラウンジ等の配置を検討します。 雨天時に部活動等ができるようなスペースの確保を検討します。 	○	○	○	

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
生活・交流空間	学年スペース (多目的ラウンジ)	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保するとともに、異学年交流のできるスペースを確保します。 明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とします。 多目的教室、少人数教室、多目的ホール、ランチルームとの兼用も可とします。 	○	○		
	多目的ホール (武道場、ランチルーム、サブアリーナ)	<ul style="list-style-type: none"> 学校活動だけでなく、地域にも活用される場として、利用目的、利用人数等を考慮し適切な規模のスペースを確保します。 給食時間の異学年交流や全学年の半数～1/3程度が交流できるスペースとします。 サブアリーナや武道場としても活用できるような整備を考慮します。 	○	○	○	
	配膳室 (パントリー)	<ul style="list-style-type: none"> 配送された給食を、児童生徒への受け渡しまで安全・衛生的に保管するとともに、安全・効率的に受け渡しを行なうことのできる専用のスペースを確保します。 	○			
共通空間	昇降口、玄関等	<ul style="list-style-type: none"> 始業時、終業時等における利用人数に応じるとともに、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に安全かつ円滑に出入りできる十分な規模を確保します。 障がいのある児童生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障をきたさないようユニバーサルデザインを導入します。 	○			
	便所	<ul style="list-style-type: none"> トイレ、手洗い、流し、水飲み場等の設備は児童生徒の体格差に配慮し男女別に計画します。 生活様式や児童生徒のニーズ等を踏まえ、洋式便器を採用します。 LGBT 対応にも配慮したトイレを設置します。 障がいのある児童、教職員及び学校開放時または避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえ、高齢者、障がい者用の便器、手すり等の設備を設置したトイレを設置します。 教職員用や外来者用の便所は児童用とは別に整備します。 	○	○	○	
	廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ円滑な動線としての機能を確保するとともに児童生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮します。 	○	○		
	エレベータ (EV) 室	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮します。 				○

諸室 区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
管理関係室	校長室	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。 • 校長室の一部を応接室と兼用することも可とします。 				○
	職員室 (教員ステーション) ・受付	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員が授業以外の校務にたずさわる部屋として PC 環境、校務支援システムや会議システム等 ICT を効果的に活用することのできる諸室を確保します。 • 教員ステーションを設置する場合は教材室を隣接させます。 • 職員室の一部は受付機能としての兼用も可とした場合、防犯上の観点から外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるような受付機能を持たせます。 				○
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> • 養護教諭が常駐し、校内における怪我や病気に対応するため、静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保します。 				○
	カウンセリング室	<ul style="list-style-type: none"> • スクールカウンセラーや児童生徒の利用実態に合わせて保健室に近接または保健室の一部を兼用した諸室として確保します。 				○
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> • 学校事務を行う諸室として校長室、職員室、外来者用玄関、印刷室等との連携に配慮します。 				○
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> • 事務室に近接し、職員室の一部との兼用も可とします。 				○
	主事室	<ul style="list-style-type: none"> • 学校施設・教育環境の整備などの用務に従事する職員の諸室として確保します。 				○
	会議室・応接室	<ul style="list-style-type: none"> • 会議机等の家具を多用途に活用できるよう余裕を持った面積、形状とし、ICT を効果的に活用することのできるような諸室を確保します。 			○	○
	職員用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> • 男女別に配置し、必要な収納家具を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。 				○
	職員用休憩室	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員のリフレッシュや簡易な（スタンディング）ミーティングの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう男女別に計画し、和室やソファ等の家具の導入を考慮した空間とします。 				○

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
管理関係室	倉庫・機材室	<ul style="list-style-type: none"> ・収納、管理する物品等の現況及び将来の需要を十分検討し、物品の種類に応じ必要となる空間を確保します。 ・機材室と倉庫との兼用も可とします。 				○
	電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備が格納された諸室であり、配電設備や通信設備を安全に格納、保守点検できるペースを確保します。 				○
	PTA 室 (特別活動室)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動の拠点となる室として必要な家具等を適切に配置できる面積、形状の空間を確保します。 ・児童生徒の個人情報を扱うこともあるため、パソコンや印刷事務等の機能はコミュニティスペース・地域支援室とは別に設置することを検討します。 			○	○
地域と学校の連携・協働のためのスペース	コミュニティスペース 地域学校協働本部 (特別活動室)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA 活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として地域住民の出入りしやすさに留意します。 ・地域学校協働活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状とします。 ・学校施設（特別活動室）または公共施設（学校施設外）として導入を検討します。 ・地域の人も利用できるカフェ空間として整備します。 		○	○	
その他	放課後児童会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る保育事業の場として、児童 250 人程度を収容可能な空間を確保します。 		○		
	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部局と連携し想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要な空間を確保します。 				○

※赤字：地域協議会・教職員協議会等から出た意見を参考に整備方針を設定。

5) 諸室の規模設定

(1) 小中一貫校における9年間を見通した指導体制

『交野市小中一貫教育指針』では、下記のような方向性が示されています。

【交野市小中一貫教育指針（抜粋）】

『交野型小中一貫教育(KATANO STYLE)で未来を生き抜く

「柔軟でたくましい子どもたち」を9年間で育てます。』

交野市の小中一貫教育は、小・中学校間の段差解消等、生徒指導上の課題対応を目的に小学校と中学校の連結部分に特化する小中連携教育ではなく、「義務教育の質を変える」ために進めている。

学習意欲の低下、不登校、いじめ問題、家庭での学習習慣等の課題や、「教育内容の量的・質的充実」や「児童・生徒の発達の早期化等に関わる現象」など、これまでの6-3制の学校のあり方だけでは対応が困難といわれる課題を解決していくためには、より柔軟に社会の変化に対応し、急速な時代の流れにおいても自己を見失わず、常に仲間と協働しながら自ら考える課題に粘り強く向き合い続ける力が必要である。これまで交野市が取り組んできた小中一貫教育の第1ステージを土台に、小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成することで、学園が一体となり系統的な教育をめざす小中一貫教育第2ステージ（交野市小中一貫教育事業による9年間のカリキュラムや新たな科に基づき毎年度、検証・改善を行い、実効性を持たせる交野型小中一貫教育の定着期間）をすすめていくことが必要である。

小中一貫教育を推進するうえで「義務教育学校」の効果について、先行事例における成果や課題を十分検討し、積極的に研究していく必要があり、学年の区切りについても、全国の実態調査において、9年間で6-3制以外の区切りとするほうが、小中一貫教育の成果を高めるとの調査結果を踏まえ、現在設置を計画している施設一体型小中一貫校に関わらず4-3-2制や5-4制について発達段階を踏まえた教育的意義を確認し、積極的に研究していく。

交野市が設置する施設一体型小中一貫校については、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をはじめ、「義務教育学校」、4-3-2制をはじめとする学年の区切りの導入について積極的に検討を進めていく。これらの研究や検討を通じて、交野市全体の「義務教育の質を変える」ために小中一貫教育を積極的にすすめる特色のある「交野型小中一貫教育」をめざすものとする。

小中一貫教育における9年間を見通した教育指針やカリキュラムについては、小学校6年間、中学校3年間という既存の枠組みを基にしながら、義務教育9年間で前期4年、中期3年、後期2年に区分し、発達段階の特性を重視し、連続性・系統性に配慮した教育課程を展開していくことが考えられるため、本計画では、4-3-2制の導入を積極的に検討した諸室の規模や教室の配置を考えます。

<p>■前期（4年間：小学校1年生～小学校4年生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学級担任制によるきめ細かい指導や家庭との連携による規律や学習、生活習慣の定着を図ります。
<p>■中期（3年間：小学校5年生～中学校1年生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校高学年で一部教科担任制を実施するとともに、小中学校教員の乗り入れ授業やチーム・ティーチングを行い、小・中学校間の円滑な移行を図り、中学校での学習面における不安の軽減を図ります。
<p>■後期（2年間：中学校2年生、中学校3年生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個性や能力の伸長を図り、自分の生き方を考えたり、これまで身につけたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を見つけ解決する力の育成を図ります。

(2) 授業方法と教室配置について

令和元年12月、文部科学省は中央教育審議会での「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」を公表しました。その中で、小学校高学年の児童の発達段階や、教育内容の専門性の向上などを踏まえて、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである、としています。

新しい学校では前期を「A型：総合教室型」、中期を「B型：特別教室型」、後期を「C型：教科教室型」と仮定した諸室を設定します。

表 6.3 授業方法と教室配置

区分	前期 小1・2・3・4年生	中期 小5・6・中1年生	後期 中2・3年生
授業方法 と 教室配置	学級担任制 A型：総合教室型	学級担任制／教科担任制 B型：特別教室型	教科担任制 C型：教科教室型
授業方法	大部分の学習・生活活動を普通教室で行う方式	普通教科は普通教室で行い、特別教科を専用の設備・教材を備えた特別教室で行う方式	全教科で専用の教室があり、生徒が時間割に従って教室を移動して授業を受ける方式

(3) 諸室の規模等の設定

諸室の規模や整備の設定については、小学校・中学校設置基準および公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、協議会ワークショップでの意見を踏まえ整理した、諸室の整備方針に沿って整備することとなる諸室の内容について以下のように設定します。なお、基本設計の際にも実施する協議会ワークショップ等の意見を踏まえ、今後精査することとします。

表 6.4 諸室の規模

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否	
学習関係諸室	普通教室	• 通常の授業を受けるための教室	• 十分な面積の掲示板を壁面設置 • 教室の周辺部に収納棚を設置（タブレット用充電保管庫を含む） • 学年段階の区切りに合わせて廊下側を全開放できる可動間仕切りを検討	• 教室内または廊下にカギ付きロッカーの設置を検討 • 各学年学級数+1 教室が必要	64 m ² 程度/1 教室	×	
	多目的室 (少人数教室)	• 多様な教育活動を行うための教室	• 学習内容、学習形態、発達段階等に応じ各種のコーナーの形成や、各種の机、収納家具等を弾力的に配置・収納 • 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習・少人数指導による、学習・グループ学習等に対応 • 利用方法等に応じ適宜空間を分割することが可能	• 各フロアに 1~3 学年が集会できるスペース • 4 名程度の利用可能に分割可（相談、指導、保護者などの複合利用）	64 m ² 程度/1 教室	×	
	特別支援教室	• 学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含め、教育上特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒のための教室	• 多様な指導方法のための各種の机配置が可能な面積、形状とする • 特別支援教室の1つ以上に多機能トイレ、シャワー、洗濯スペースを設置	• 教室内または廊下にカギ付きロッカーを設置 • 空調も配慮して 2、3 室に分割可	64 m ² 程度/1 教室	×	
	通級指導教室		• 個別指導または小集団による指導のための教室は、障がいの特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とする		64 m ² 程度/1 教室	×	
	特別教室	理科室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 無線 LAN やコンセント、大型提示装置の設置 • 薬品の落下防止		128 m ² 程度/1 室×3 室 (準備室含む)	×
		音楽室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置、音楽の授業以外の学習活動にも対応可能 • 視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに日常的に利用する楽譜、楽器、小道具等の収納のための空間の確保 • 児童生徒による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設置 • 必要に応じて個別学習用の個人練習室、グループ練習室を設置		128 m ² 程度/1 室×2 室 (準備室含む)	○
		図工室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 平面的作業空間と立体的作業空間を分ける • 十分な水洗、流しが必要		128 m ² 程度/1 室 (準備室含む)	×
		美術室	• 教科別、用途別等に用意される教室			128 m ² 程度/1 室 (準備室含む)	×
		技術室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 作業空間と機械空間を分ける • 設備設置空間と展示空間、試着空間を分ける		128 m ² 程度/1 室 (準備室含む)	×
		調理室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積、形状等	• 多目的ホールと近接	100 m ² 程度/1 室	○
		被服室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 作業空間と機械空間を分ける • 設備設置空間と展示空間、試着空間を分ける		128 m ² 程度/1 室 (準備室含む)	×
		外国語室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 多様な活動に対応 • 資料等の展示、掲示等ができるスペースの確保		64 m ² 程度/1 教室	×
		国語室	※教育方針（4-3-2 制・教科教室型）の導入を想定する場合はホームベース（ホームルームを行うだけの教室）と合わせて検討	—	—	64 m ² 程度/1 教室	×
	社会室		—	—	64 m ² 程度/1 教室	×	
数学室		—	—	64 m ² 程度/1 教室	×		

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否	
学習関係諸室	メディアセンター	コンピュータ教室	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化に対応したパソコン等に触れられる場 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の機器の更新、増設等も考慮 準備室は収納空間を確保、教職員作業空間を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽室等から離れた場所に配置 	64 m ² 程度 図書室に含む	×
		図書室		<ul style="list-style-type: none"> 1学級相当以上の机及び椅子の配置 学習センター、情報センター、読書センター的な機能を持たせた計画 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚室、コンピュータ教室、図書室を一体として整備することも検討 	min320 m ² 程度 (学校図書館として)	×
		視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 写真、スライド、映像、音響機器を使用した授業用の教室 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の機器の更新等を考慮した面積、形状等とする 		100 m ² 程度	×
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した諸室 	<ul style="list-style-type: none"> グループ指導も可能な必要面積、形状等を確保 児童、保護者からの各種相談に対応できるよう家具を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒がクールダウンでき、コミュニケーションを図ることもできるスペース 	32 m ² 程度/室	×	
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> 校内放送を行う諸室 				32 m ² 程度/1室	×
	教材室	<ul style="list-style-type: none"> 教材、教具及び児童生徒の作品等を種類に応じ分類して保管、管理する諸室 			<ul style="list-style-type: none"> 各フロアに設置 	32 m ² 程度/1室	×
屋内運動施設等	屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> 屋内で体育、部活動、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場 	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、部活動等の内容に応じた必要な規模 行事、集会、発表等に利用する予定の場合は必要規模のステージ、控室等の空間を確保、各種情報機器の利用にも配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 収容避難者想定人数：250～300人程度 	1,800～2,200 m ² 程度	○	
	更衣室・倉庫				ロッカー40人分を男女別での設置を想定	○	
運動場	メイングラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 運動や遊戯を行う広場。主に野外での体育や昼休み等の遊び場として使用 		<ul style="list-style-type: none"> メイングラウンド、サブグラウンドとの分離・雁行配置 	200mトラック 100m短距離	○	
	サブグラウンド				50m短距離	○	
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動、交流活動に使用する諸室 雨天時の部活動等にも使用 			適宜	×	
	学年スペース(多目的ラウンジ)	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動、交流活動に使用する諸室 異学年交流にも使用 		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒がクールダウンでき、コミュニケーションを図ることもできるスペース 	192 m ² 程度/1フロア	×	
	多目的ホール(武道場、ランチルーム、サブアリーナ)		<ul style="list-style-type: none"> ランチルームとして、食事形態に応じた食事を可能とする家具を弾力的に配置。手洗いのためのコーナーの設置。 武道場として、利用方法、人数、形態に応じた適切な計画 行事、集会、発表等に利用するサブアリーナとして、必要規模のステージ、控室等の空間を確保、各種情報機器の利用にも配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的教室、ランチルーム、武道場を複合利用できる形で設置 給食時間の異学年交流や全学年の半数か1/3程度が交流できるスペースの設置 	600 m ² 程度	○	
	配膳室(パントリー)	<ul style="list-style-type: none"> 給食の準備を行う諸室 				30 m ² 程度/1室	×
共通空間	昇降口・玄関等	<ul style="list-style-type: none"> 出入口に配置される玄関で上履きと靴を履き替える場所 			128 m ² 程度	○	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数に応じた男女別トイレ(多機能トイレ含む)、手洗い場など 教職員数に応じた男女別トイレ(多機能トイレ含む)、手洗い場など 	<ul style="list-style-type: none"> 男子トイレ1か所につき、小便器×4、大便器×2、手洗×2(1学年あたり) 女子トイレ1か所につき、便器×5、手洗×3(1学年あたり) LGBT対応にも配慮した男女共用トイレを各階に1か所以上設置 車いす利用者や障がい者用の多機能トイレを各階に1か所以上設置 			○	
	廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の水平、垂直移動の経路、避難経路 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の交流の場や作品等の展示などの場として活用できる幅員や面積、形状を確保、証明設備の設置等による十分な明るさの確保 		適宜	○	
	エレベーター(EV)室	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者や障がい者用の垂直移動の経路 				ストレッチャー及び給食配送用コンテナが入る大きさとする	○

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否
管理 関係 室	校長室	• 校長の執務、来客の応接、地域教育関係者等との会合の場	• 応接や各種資料等を保管し、展示するための家具等を設置		32 m ² 程度/室	×
	職員室 (教員ステーション) ・受付	• 教職員が待機し、授業準備等を行う諸室	• 事務処理のための備品、機器を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分設置できる • 休憩コーナー、打合せコーナー、水回りコーナー等の空間を確保	• PC環境、デスク回り、会議システム等（働き方改革を支える小場環境の整備） • 多目的室と隣接または併用での各フロアに設置	256 m ² 程度/室	×
	保健室	• 健康診断、健康相談、救急処置等を行うための諸室で養護教諭が常駐	• 各種業務に柔軟に対応し、ベッドを配置する空間を適切に区画 • 保健室内あるいは隣接または近接した位置に多機能トイレ、シャワー、洗濯スペースを設置	• 小中別々の保健室を近接または隣接、あるいは同一として2分割も可能とする	64 m ² 程度/各室	×
	カウンセリング室				32 m ² 程度/室	×
	事務室	• 学校事務を行う諸室	• 収納家具を十分かつ適切に配置		32 m ² 程度/室	×
	印刷室				32 m ² 程度/室	×
	主事室				32 m ² 程度/室	×
	会議室・応接室	• 教職員が各種会議に用いる部屋及び来客に対応する諸室	• ICTを効果的に活用し、多用途に活用できる		128 m ² 程度/室	×
	職員用更衣室	• 教職員の着替えに用いる諸室	• 男女別に計画し、シャワーや必要な収納家具も設置		64 m ² 程度/男女別	×
	職員用休憩室	• 教職員の休憩に用いる諸室	• 男女別に計画 • 教職員がリフレッシュでき、また、簡易な（スタンディング）ミーティングができるよう家具を設置		64 m ² 程度/男女別	×
	倉庫・機材室	• 学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する諸室				×
	電気室	• 学校施設が提供する水道・電気・冷暖房等を維持するための装置が備えられた諸室			100 m ² 程度	×
	PTA室 (特別活動室)		• PTA室やコミュニティスペース・地域学校協働本部等の特別活動室は、各団体等が取り扱う個人情報に配慮し、鍵付き収納棚を十分かつ適切に配置 • 印刷作業や会議、また様々な活動にも多用途に活用できる • 特別活動室の一室は和室		64 m ² 程度	○
連携・ 協働 スペース	コミュニティスペース、 地域学校協働本部 (特別活動室)				200～300 m ² 程度	○
その他	放課後児童会	• 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る諸室	• 交野児童会交野児童会分室在籍予測人数（190人）長宝寺児童会在籍予測人数（50人）が過ごせる床面積396 m ² （1.65 m ² ×240人）程度と指導員事務所面積21.6 m ² 程度 • 多機能トイレ • 普通教室（64 m ² 程度/室）の面積の場合、6教室程度が必要		420 m ² 程度	×
	防災倉庫		• 8 m×4 m程度のスペース必要 • 外部からの搬入車両のアプローチが可能となる位置とする		32 m ² 程度	○

6-2 各種条件の設定

1) 運営条件（他の公共施設の活用等を含む）

従来型の枠を超えた学校施設の活用を行うには時間を要するため、今年度の基本計画策定時点では、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営するような取組みは見込まないものとし、本事業は、運営・維持管理は実質としてメンテナンスのみとして取り扱います。

なお、周辺公共施設の活用について、地域協議会や教職員協議会等ワークショップの中で出された意見も踏まえ検討した結果、施設一体型小中一貫校の整備では新たなプールは設置せず、近接している交野市立総合体育施設「いきいきランド交野」の屋内プールを利用する方向で整備を進めます。

また、新しい学校の施設整備や活動主体の役割分担は以下の通りと考えられます。

表 6.5 事業主体、管理・運営主体

名称	内容・役割
行政 (交野市・交野市教育委員会)	施設の設置者・学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事業担当機関
地域団体等	新しい魅力ある学校を創り上げていく上でその取組みに期待する活動運営主体
民間事業者	上記以外に、第三者として事業に関与することを想定。学校の維持管理や、場合によっては上記地域団体等活動主体・運営主体と共に活動、またはそれら団体等を支援する役割

※地域団体等と民間事業者は、ともに内容・役割について未定

上記、各主体による役割分担のもと、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営できる環境を整備し、他の公共施設も活用した取組みとして検討を進めていきます。

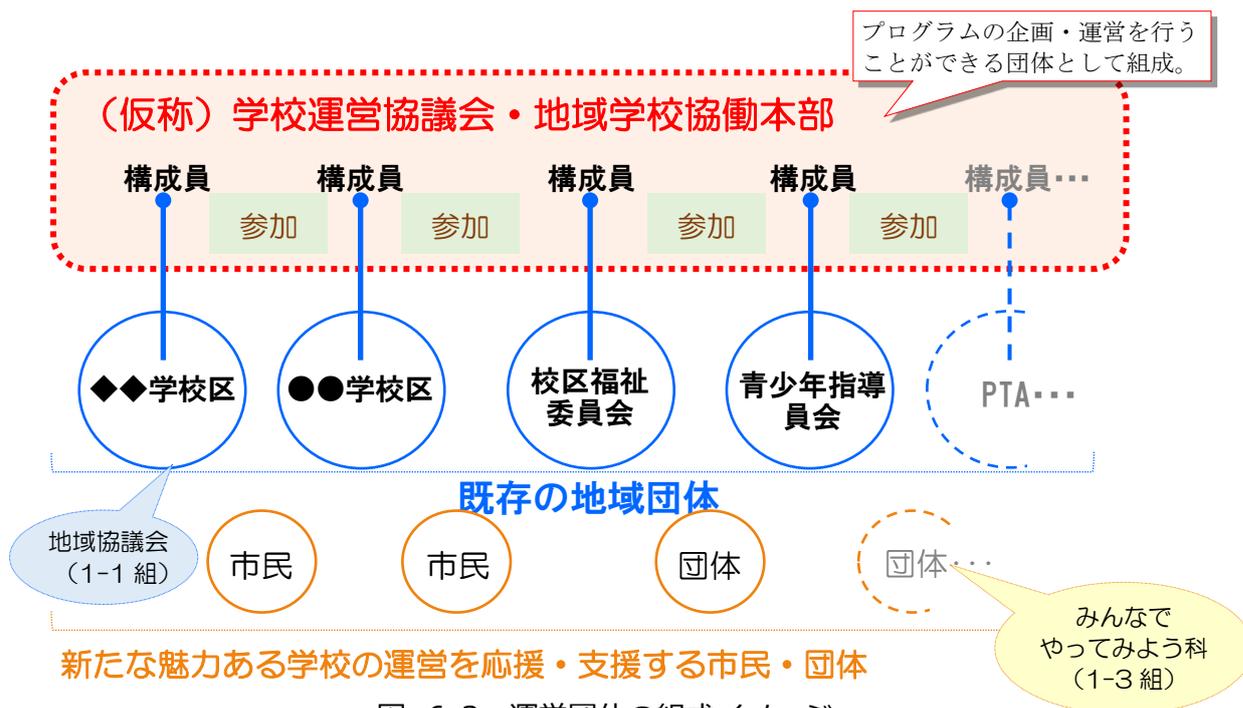


図 6.3 運営団体の組成イメージ

【運営主体の構成イメージ】

■ 既存の地域団体を主体とした組成：運営主体のベースづくり

- 地域に開かれた新しい学校づくりを進めるためには、継続性を持った運営主体（団体）を組成することが重要であり、これまで地域を見守ってきた地域の学校関係団体等既存の地域団体を主体とした運営主体（団体）の構成を想定しています。

■ 新たな人材の確保：本事業をきっかけとした地域課題（人材不足）の解消

- 上記の構成員に加え、団体等には所属していませんが、魅力ある学校づくりを考えていく上では、学校への支援や地域のまちづくりに興味のある『人・団体・企業など』が構成員の一員として参加できる仕組みも想定し、組織づくりの検討を進めていきます。
- そうすることで、地域の既存団体が抱える様々な問題（高齢化・人材不足など）の解消に貢献できる可能性も考えられます。

2) 施設管理条件

従来型の枠を超えた学校施設の活用を行うには時間を要するため、今年度の基本計画策定時点では、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営するような取組みは見込まないものとし、本事業は、運営・維持管理は実質としてメンテナンスのみとして取り扱います。

メンテナンスは以下の予防保全の考え方に基づいて実施します。メンテナンスのグレードは、大きくわけて以下の3区分に分類されますが、施設の利用状況や劣化状況等に応じて適切に使い方をを行うことで費用対効果を高める工夫が必要です。

グレード1：予防保全（危機管理方式）+事後保全（対症療法方式）+事後保全（適宜措置方式）
グレード2：予防保全（危機管理方式）+事後保全（適宜措置方式）
グレード3：予防保全（危機管理方式）

表 6.6 予防保全・事後保全の考え方

保全種別	方式	劣化・不具合の確認方法	対処方法	劣化程度
事後保全	対症療法方式	定期点検・日常点検における劣化・不具合の程度及び兆候把握	深刻な劣化・機能停止などの発生前に、軽微な劣化や不具合を把握することで、その兆候に応じて適切な対策を講じる維持管理方法	小 ↑ ↓ 大
	適宜措置方式	定期点検・日常点検・日常的な施設利用における劣化・機能停止など	劣化・機能停止などが発生次第、適宜、対策を講じる維持管理方法	
予防保全	危機管理方式	定期点検・日常点検における異常の有無、更新予定時期	劣化・機能停止などにより建物全体に重大な被害が発生するため、耐用年数などを考慮して、施設に不具合が発生する前に対策を講じて、その後に不具合が発生しないように保全する維持管理方法	

3) 施設活用条件（地域開放等の複合化を含む）

次期学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」（「アクティブ・ラーニング」）といった考え方が示されており、本市においては、未来を切り拓き、進化し続ける社会の中で活躍できる能力の育成に対応できる、新しい学習環境づくりが求められています。

また、本事業は、「交野市学校規模適正化基本計画（平成31年2月）」にも位置付けられているとおり、『子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていくことを考えると、今後、地域のニーズに対応して、余裕教室の活用や学校施設の複合化も検討』、『学校施設の複合化も含めて、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の方々も利用しやすい施設整備を検討』など、地域開放による施設の運営も意識した取組みが求められています。

新しい学校で魅力ある取組みを進めていくためには、協議会ワークショップ等で検討している協議会での意見を踏まえ、運営の考え方や施設の活用のあり方、活用条件を検討していくことが重要であり、魅力ある学校づくり・学校運営を進めていくため、地域住民等で構成する組織を中心に学校施設の活用が可能となるよう、公共施設として位置付けられた諸室の導入（学校施設との複合化）や諸室の配置を検討します。

4) 変動条件

基本計画策定時点において基本設計以降に影響する与条件として確定できないもの・決まっていないものについては、仮定の条件として設定し検討をすすめています。下記に、基本計画策定時点で仮設定している事項について列挙します。

今後、基本設計以降の検討を進める中で、条件として確定し、設計等に反映していくことが必要です。

【授業方法与教室配置について】

- 教育方針（4-3-2 制・教科教育型）の導入の可否等に伴い、導入機能・規模や配置計画・設計等が変更になる可能性があります。

【施設活用条件（地域開放等の複合化を含む）】

- 施設の地域開放について今後、交野市地域団体等、民間事業者等と活用方法や運用方法を検討するため、導入機能・規模や配置計画・設計等が変更になる可能性があります。

第7章 配置計画・施設計画

7-1 整備計画地の敷地条件

施設整備にあたり、交野市及び第一中学校区の現状を踏まえた基本的条件を整理します。

1) 位置・概要

整備計画地の位置と概要について、以下に示します。

用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率 / 建ぺい率	200% / 60%
高度地区	第二種高度地区
敷地面積	23,250 m ²



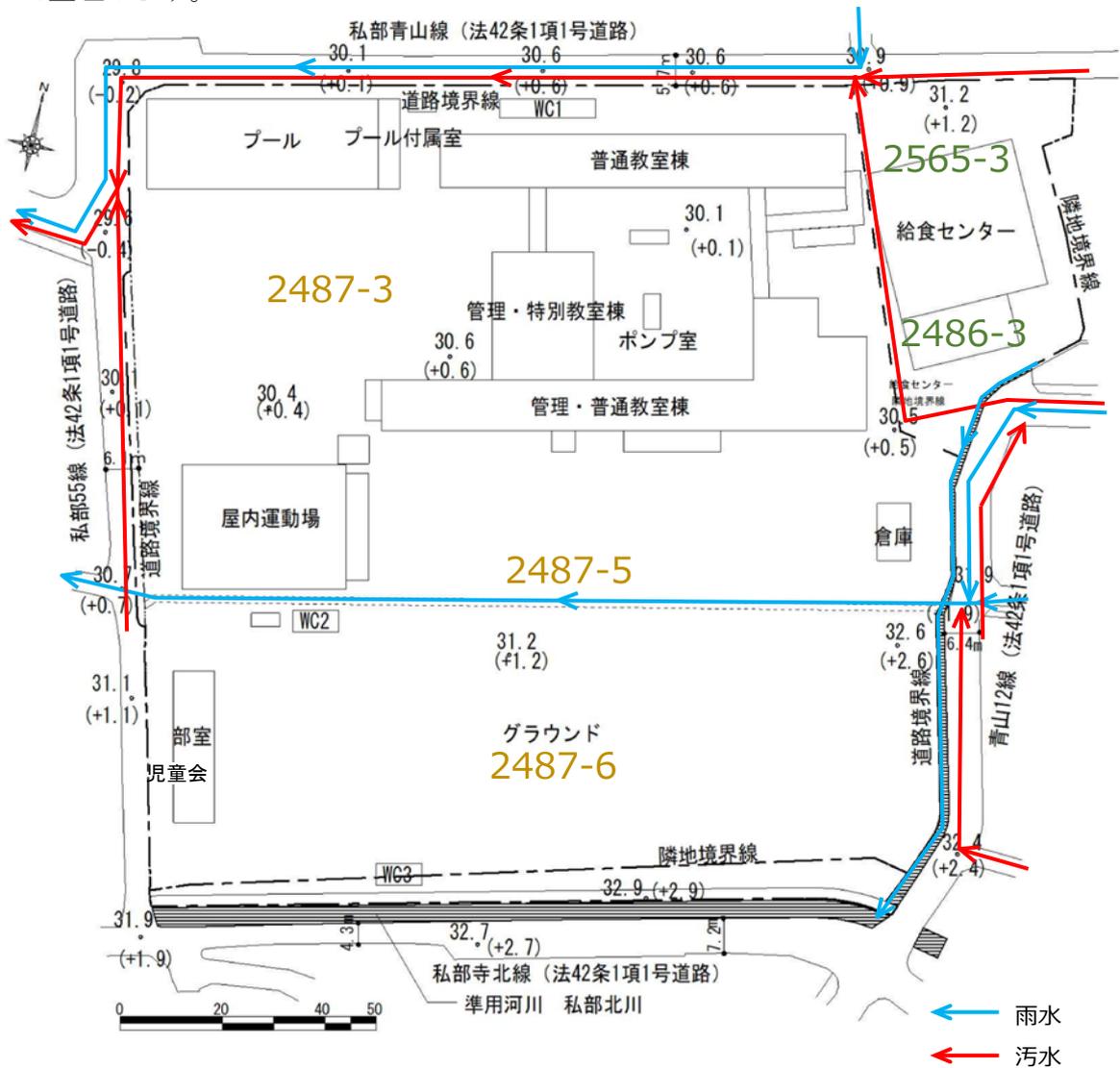
用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	記号	名称
一低	第一種低層住居専用地域	50 ^(%) ※	100 ^(%) ※	第一種高度地区	行政区
一中高	第一種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区 [※]	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分線
二中高	第二種中高層住居専用地域	60	200 [※]	第二種高度地区	都市計画道路 1.4 < 計画巾(m)
一住	第一種住居地域	60	200	第三種高度地区 [※]	都市計画公園・緑地
二住	第二種住居地域	60	200	第三種高度地区	その他都市計画施設
近商	近隣商業地域	80	300 [※]	第三種高度地区 [※]	地形地物による場合 上の例によらない場合
準工	準工業地域	60	200	—	第一種低層住居専用地域内の 外壁の後退距離の限度
工業	工業地域	60	200	—	準防火地域
※建ぺい率、容積率、高度地区が上記の用途地域と対応しない場合等は、図中表示しました。 (例) ← 容積率:80% ← 第一種高度地区 ← 建ぺい率:40%					
準防火地域 地区計画区域 土地区画整理促進区域 土地区画整理事業施行区域					

参考資料：交野市都市計画総括図

図 7.1 法規制状況

2) 既存交野小学校の概要

施設整備にあたり、整備計画地である現交野小学校、旧第一・第二給食センター及び準用河川私部北川堤塘敷の一部面積や既存建物面積、抑えておくべき周辺のインフラ等の現況について整理します。



※ (法42条1項1号通路)とは、建築基準法第42条道路の定義に基づく道路を示す
参考資料：交野市下水道台帳図・道路台帳図

図 7.2 敷地及び既存建物の位置とインフラの状況

表 7.1 敷地面積

位置番号	場所	面積
2487-3	現交野小学校	13,806.01 m ²
2487-5	現交野小学校(水路機能あり)	178.10 m ²
2487-6	現交野小学校	7,258.49 m ²
2486-3	旧第一・第二給食センター	1,944.50 m ²
2565-3	旧第一・第二給食センター	62.42 m ²
合計面積		23,249.52 m ²

※ 整備計画地の開発区域面積は、現交野小学校及び旧第一・第二給食センター敷地の合計面積と、準用河川私部北川堤塘敷の一部面積約 785 m²の合計面積約 24,035 m²とする

7-2 児童生徒数・学級数・教職員数の想定

主要施設規模の前提条件として、児童生徒数が最大となると考えられる令和9年の推計人数をもとに以下の通り想定します。

表 7.2 主要施設規模の前提条件

	小学校	中学校	合計
想定児童生徒数	766	370	1,136
想定学級数 (通常の学級)	24	10	34
想定教職員数 (職員室使用者)	28	18	50
	校長・教頭 小中各 1 計 4		

※想定教職員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第七条に定められた数値を、想定されるクラス数に乗じて算定した数を合計したものとします。

$$\begin{aligned} \text{小学校} & \quad \text{想定学級数 24 クラス} \times 1.165 = 27.9 \div 28 \text{人} \\ \text{中学校} & \quad \text{想定学級数 10 クラス} \times 1.72 = 17.2 \div 18 \text{人} \end{aligned}$$

表 7.3 想定児童生徒数及びクラス数の推計（令和元年度ベース推計）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童・生徒数	交野小学校	552	573	577	595	635	638	613	604	601	573	541	534	527	513	501
	長宝寺小学校	154	153	161	157	155	160	171	169	165	165	158	160	148	144	139
	R4～6: 統合校 R7～: 小学校				752	790	798	784	773	766	738	699	694	675	657	640
	中学校	348	321	306	324	325	319	327	347	370	361	354	347	338	328	318
	合計	1,054	1,047	1,044	1,076	1,115	1,117	1,111	1,120	1,136	1,099	1,053	1,041	1,013	985	958
学級数	交野小学校	19	19	19												
	長宝寺小学校	6	6	6												
	R4～6: 統合校 R7～: 小学校				22	23	24	24	24	24	24	23	22	21	20	19
	中学校	10	9	9	9	9	9	10	10	10	9	9	9	9	9	9
	合計	35	34	34	31	32	33	34	34	34	33	32	31	30	29	28
		→小2校・中1校			→小小統合校1校・中1校			→施設一体型小中一貫校								

※児童生徒数は支援学級在籍児童生徒数を含む

※学級数には支援学級数を含まない

※学級数の算出には支援学級在籍児童生徒を含まない

7-3 全体配置と動線、施設の計画における重要な視点

配置と動線、計画・施設についての計画の検討をする際に重要な視点は以下の通りです。

1) 全体配置と動線に関する視点

(1) 周辺の住宅地環境に配慮した校舎及び校庭の配置

- 周辺の住宅環境に配慮し、学校から発生する音等に配慮した施設配置とします。
- 児童生徒の通学路に配慮した施設配置とする。
- 地域交流施設等を児童生徒の動線と分離し、かつ入口周辺に集積させることで地域の人たちが利用しやすい施設配置とします。

(2) 小中学校が一体的運営を可能とする施設配置

- 一体性を確保しながら、学年構成に対応した領域を構成した施設配置とします。
- 児童生徒が日常的に交流できる空間や動線に配慮した施設配置とします。
- 校務にかかわる管理部門を集約し、職員が働きやすい施設配置とします。

(3) 児童生徒の安全性を確保した施設配置

- 児童生徒の学校生活と、地域利用が交錯しない施設配置及び動線とします。

2) 施設に関する視点

(1) 多様な利用者に優しい施設

- 児童生徒の発達段階や利用内容に応じて安全・安心に学ぶことができる施設とします。
- 全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの施設とします。
- 利用者に居心地よく、愛着の感じられる多様な空間やインテリアとします。

(2) 災害時にも安全・安心な施設

- 災害時に、地域の防災拠点としての機能をもつ施設とします。
- 災害に強く、非常時に避難しやすい構造と設備を備えた施設とします。

(3) 地域と学校の協働関係を円滑に保てる施設

- 学校を支援する地域コミュニティの拠点を確保します。
- 運動施設、特別教室など学校施設の地域利用が可能な計画とします。
- 地域のシンボルとしての学校施設として、地元組織等との協議を踏まえながら、地域の人たちの学校施設利用について検討します。
- 地域人材を活用した子どもたちとの交流の場などとしての学校の有効活用を検討します。

7-4 全体配置と動線計画

9年間の学校行事やクラブ活動を含めた教育活動、学校開放等での諸活動を具体的に想定し、校舎敷地、運動場や屋外教育環境施設等の用地について、教育上・安全上支障が生じないように、各施設の必要な面積を確保するとともに、周辺環境と調和した施設配置が重要です。

1) 全体配置計画

これまでの学校の利用状況や協議会ワークショップの結果、基本方針等を踏まえ、必要となる広さと、高学年と低学年の同時利用の際にも安全性に問題ない配置の運動場を確保するため、敷地形状より計画地北西側に校舎（屋内運動場（ホール）含む）を配置し、運動場はメイングラウンドを南側、サブグラウンドを東側に配置します。

また、駐車場は、児童生徒の安全性を考慮し、児童生徒の通学路として利用しない北側に配置します。

2) 全体動線計画

■ 歩行者

- 学校敷地の外周部においては、移動等円滑化基準に適合した歩道整備を行い、適切に歩車分離を行うなど児童生徒の通学においても安全・安心な歩行環境を確保します。
- 児童生徒及び教職員の歩行者動線は、児童生徒が多く、安全な通学路が設定されていることから既存の正門のある西側から校舎にアクセスできる動線を整備します。また、児童生徒の通学利便性や災害時の避難を考慮し、東側からも校舎にアクセス可能なよう歩行者動線を敷地周辺部の歩道の設置とともに整備します。
- 来賓・一般、地域の人たちなど徒歩での来校者と児童生徒との動線交錯を避けるよう考慮し、動線を分離するとともに、校舎北側から校舎にアクセスできる動線を整備します。

■ 車両

- 来賓・一般、放課後児童会送迎及び給食配送車の車動線は、児童生徒の安全性を確保するため歩行者動線と完全に分離し、北側より校内へのアクセス動線を整備します。
- 私部 55 号線（西側道路）、及び私部青山線（北側道路）は大型車量に対する通行禁止規制が掛かっていることから緊急車両は東側からのアクセス動線を整備します。

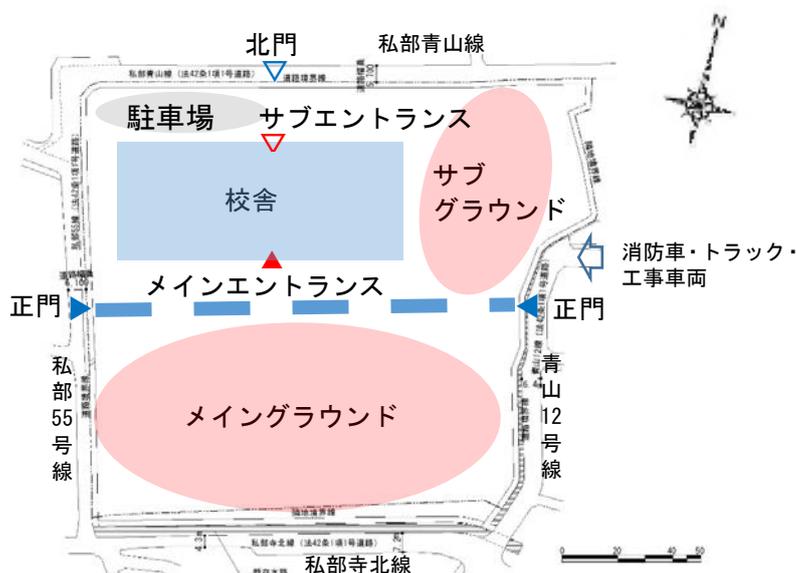


図 7.3 全体配置図及び動線図

7-5 施設計画

施設規模の設定、施設構成、動線方針及び施設配置方針をもとに、新設小中一貫校整備にかかる各種施設等の整備計画を次の通り整理します。

検討にあたっては、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（平成31年3月文部科学省）に示された各室計画に準拠するとともに、「小中一貫校に適した学校施設の在り方について」（平成27年7月「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」文部科学省）を念頭に、施設の機能的・効率的な利用に配慮するものとします。

また、協議会ワークショップの結果にも留意しながら施設配置計画を作成します。

1) 施設計画の基本的な考え方

魅力ある学校づくりのメインコンセプトである「情（こころ）の森、英知の庭、探究の学び舎～グローバルコミュニケーションスクール～」、サブコンセプトである「子どもたちの学びと創造力を豊かにし、人が集い、人や自然など様々なつながりが生まれる学校づくり」により、地域の魅力や誇りになる学校の実現をめざします。

このような学校の実現をめざすため、施設計画では、サブコンセプトで示す『学び』・『集い』・『つながり』の3つの柱を具現化する基本的な考え方として、基本方針の『つながる』をキーワードとした交流が可能となる空間構成、施設計画、デザインの検討を行います。

2) 諸室配置の共通事項と個別事項

新しい学校は、学校施設だけではなく、地域と学校の連携・協働のためのスペースも備えた施設となります。また、学校施設内の諸室についても、地域との共同が可能となる範囲を地域へ開放していく方針となっています。

そのため、地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、安全を確保した上で、地域の人たちとの共同利用のできる施設として計画することが重要です。

諸室配置の共通事項および個別事項は以下のとおりです。

【諸室配置の共通事項】

- 地域の人たちに開放する共用施設は、地域の人たちの歩行者動線が北側であることから1階北側を中心に配置します。
- 前期・中期・後期で児童生徒が自らの成長を実感できるよう、前期は2階で総合教室型、中期は3階で特別教室型、後期は4階で教科教室型とし、学習の場を変化させます。
- 小学校・中学校設置基準に基づき、教室は良好な日照を有するよう配置します。
- 子どもたちの多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境、自主的な学びを促す学習環境として学年ごとに多目的室を設けます。

【諸室配置の個別事項】

(1) 学習関係諸室

a) 普通教室

小中学校や学年段階の区切りを円滑に接続させ、9年間の学びの連続性を実現するため、小学校段階からの教科担任制の導入やいわゆる乗り入れ授業が様々な教科等で行われることを想定し、特別教室などの学習関係諸室との連携に配慮した配置とします。

前期（1～4年）では生活科、図画工作等の教科学習などが行われることを考慮し、普通教室の内部及び周辺部を充実させ、中期（小学校5～6年及び中学1年）及び後期（中学2～3年）では特別教室及び教科教室の利用を考慮し、普通教室と特別教室等との位置関係に留意し配置します。

b) 多目的室(少人数教室)

各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、異学年との合同授業、グループ学習、少人数指導による学習等、多様な学習集団に弾力的に対応できる教室として児童生徒の利用しやすい位置に配置します。

c) 特別支援教室・通級指導教室

障がいの状態及び特性、対象児童生徒数の変動に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行うことができるとともに、対象児童生徒の同学年の教室に隣接することを基本として特別支援教室・通級指導教室を配置します。

d) 特別教室・教材室

特別教室は、利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、学年ごとの利用状況も考慮しつつ教室等から利用しやすい位置に配置します。

後期（中学2～3年）は教科教室型となることからホームルームを行う教室からの移動のしやすさを考慮して特別教室を配置します。また、地域と共同利用を可能とする特別教室（音楽室や調理室）は、地域連携諸室と隣接させるとともに、地域利用の際に児童生徒の教育の妨げとならないよう1階に配置し、教室などの学習諸室と離れた場所に配置します。

特別教室での授業に留意し、特別教室に隣接した位置にそれぞれの教材室を配置します。

e) メディアセンター

視聴覚室、コンピュータ教室、図書室はメディアセンターとして一つにまとめ、児童生徒の異学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置とするとともに、全ての学年の児童生徒の移動を考慮し、2階または3階に配置します。

f) 相談室

きめ細かな指導を行っていくために、児童生徒や保護者、また教職員などからの相談に応じたりする場所として、個人のプライバシーが守られるよう配慮するとともに、職員室など管理機能が集積した1階に配置します。

g) 放送室

放送室は運動場等を見渡すことができる位置とするとともに、教職員だけでなく児童生徒の利用にも便利な位置に配置します。

(2) 屋内運動施設等

a) 屋内運動場(ホール)・ステージ、ギャラリー

全学年共通の屋内運動場は、児童生徒の異学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置に配置します。また、地域と共同利用を考慮する必要があることから1階に配置し、地域連携諸室と隣接させるとともに、地域利用の際には児童生徒の教育の妨げとならないよう教室などの学習関係諸室と離れた場所に配置します。

儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保するとともに、2階にギャラリーを配置します。

b) 更衣室・倉庫

更衣室、便所、運動器具等を保管する倉庫は、地域の人たちの利用を考慮し、外部に面した位置にまとめて配置します。

(3) 生活・交流空間

a) ホール、ロビー、ラウンジ等

保護者や地域の人たちとの連携を進めるため、休憩・談話等のための空間としてホール、ロビー等を地域の人たちの歩行者動線が北側であることから1階北側を中心に配置します。



学年スペース (イメージ)

b) 学年スペース(多目的ラウンジ)

学年スペースは、同学年及び異学年交流のできるスペースとして各階に配置します。

c) 多目的ホール(武道場、ランチルーム含む)

ランチルームは、食事だけでなく、異学年や地域と交流できる空間として活用できるように1階、地域連携諸室と隣接または近接して配置します。

d) 配膳室(パントリー)

配膳室・調理室は、普通教室やランチルーム等の食事のための空間に近接して配置するとともに、給食センターより運搬される給食配送車からの搬出入を考慮し、北側出入口に給食搬出入口(プラットフォーム)を近接した位置に配置します。

(4) 共通空間

a) 昇降口・玄関等

昇降口・玄関等は、校門からの動線を考慮し、校舎南側に児童生徒、職員の玄関を分けて配置します。来賓及び地域の人たちの玄関は北側駐車場からのアクセスに留意して配置します。

b) 便所

便所は、低学年の利用しやすさにも配慮し、普通教室、特別支援教室に近接した位置に男女別で配置するとともに、多機能トイレを各階に1箇所以上配置します。なお、配管を考慮し、すべての階において、平面配置上で同じ位置または近接する位置に配置します。

c) 廊下・階段

廊下・階段は通常時は各学年の段階の区切りに合わせた動線分離に配慮するとともに、災害時の経路を確保する上で2方向避難が可能な階段を配置します。

d) エレベーター(EV)室

エレベーター(EV)室はバリアフリーに対応するとともに、給食配膳にも利用することから人荷用EVを設置することを考慮し、北側入口に近接した位置及び配膳室に近接した位置に配置します。



中庭 (イメージ)

(5) 管理関係室

a) 校長室・会議室・応接室

校長室は来賓玄関からのアクセスしやすい位置に配置します。また、会議室・応接室を隣接して配置します。

b) 職員室(教員ステーション)受付

職員室は、児童生徒の安全を確保するため、玄関を見渡せる位置に配置します。また、来賓の受付機能もあることから北側玄関に隣接した位置に配置します。

c) 保健室・カウンセリング室

保健室は、児童生徒が怪我をした場合にすぐに対応可能な運動場や屋内運動施設などに近接した場所に配置します。カウンセリング室は、保健室に近接または保健室の一部に配置します。

d) 事務室・印刷室・主事室・職員用更衣室・職員用休憩室・倉庫・機材室

その他管理関係室は、教室への移動動線等に配慮した配置とします。

e) 電気室

電気室は、将来の機器の更新に備え、機器の搬出入及び工事の車両がアクセスできる位置に配置します。

f) PTA 室

PTA 室は児童生徒の保護者が出入りしやすい位置に配置します。

なお、児童生徒の個人情報などを取り扱うことに配慮し、鍵付きの専用キャビネットを設置し、地域の人たちの活動の場となるコミュニティスペース・地域学校協働本部(特別活動室)と連携・協働が可能となる隣接または近接した位置に配置します。

(6) 地域と学校の連携・協働のためのスペース（コミュニティスペース・地域学校協働本部（特別活動室））

学校運営協議会、地域学校協働活動の拠点となる場合は、地域に開かれたコミュニティスペースの場として地域の人たちの出入りしやすい位置に配置するとともに、PTA との連携・協働が可能となるよう、PTA 室に隣接または近接した位置に配置します。

また、地域利用の際に児童生徒の授業や教育活動の妨げとならないよう 1 階に配置し、教室などの学習諸室と離れた場所に配置します。

(7) その他

a) 放課後児童会

授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業の場であることから防犯対策を実施し安全性を確保できる位置に配置します。

また、児童と生徒の授業時間が違うことから、後期（中学 2～3 年）の授業に支障がないよう一般授業（国語・数学・理科・社会・英語）の諸室から離れた場所とし、地域の人たちの見守りができる 1 階、コミュニティスペース・地域学校協働本部（特別活動室）周辺に配置します。

b) 防災倉庫

防災倉庫は指定避難所となる屋内運動場に隣接または近接し、大規模な災害時に救援物資の搬入用車両からの搬入が容易となる位置に配置します。

3) 配置プラン案

基本方針・諸室の配置方針を踏まえ、「サブグラウンドを広く確保できるように屋内運動場を北西部分に配置する」「地域開放ゾーンとのセキュリティゾーンを明確にする」「普通教室の多くを南向きに配置する」を配置プラン検討の共通条件として設定し、交流空間の配置の在り方を基軸に下記の配置プラン3案で検討します。

表 7.4 配置プラン3案

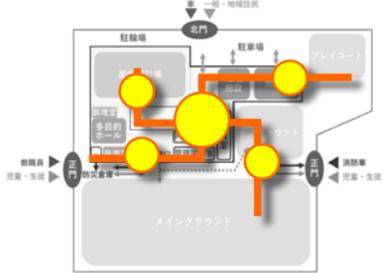
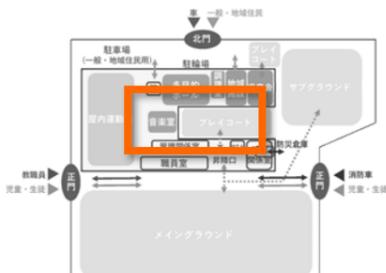
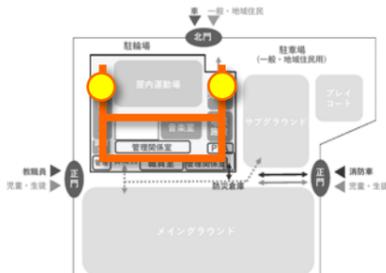
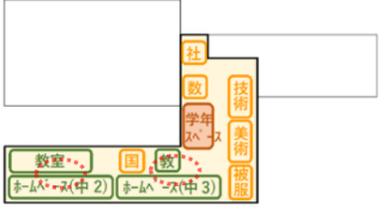
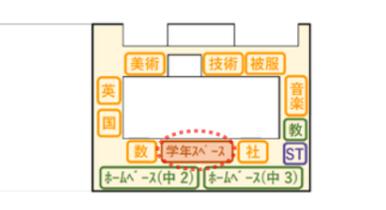
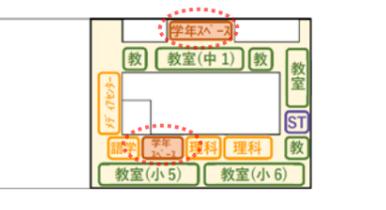
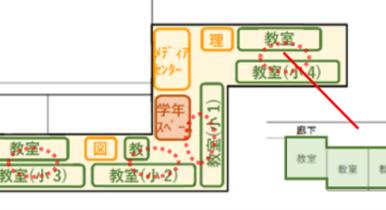
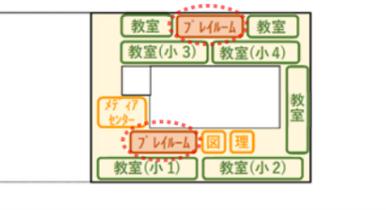
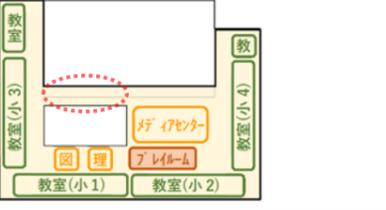
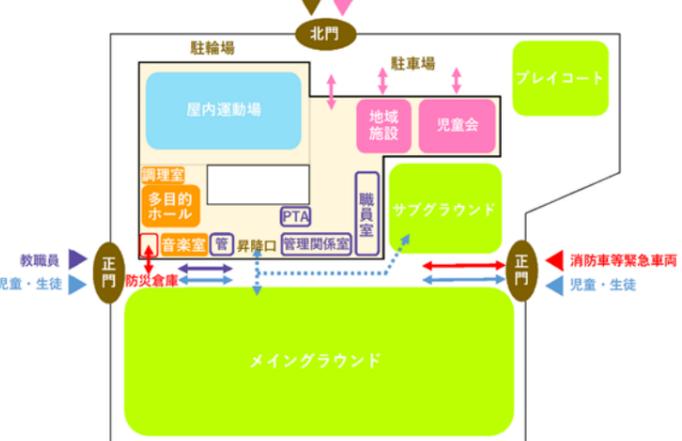
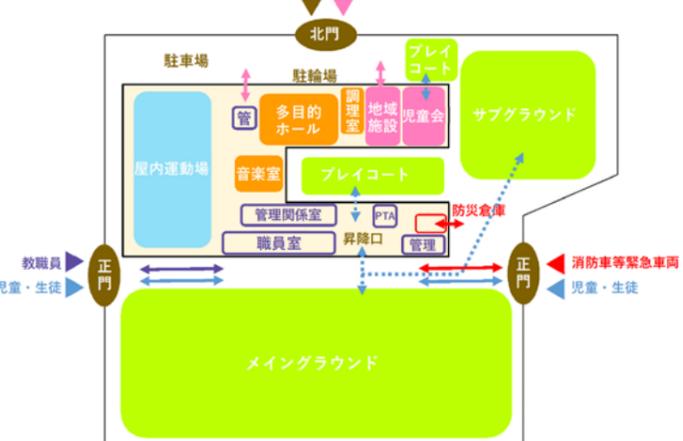
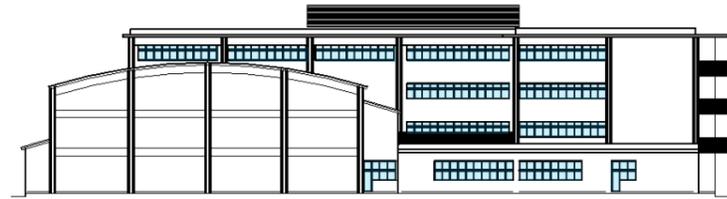
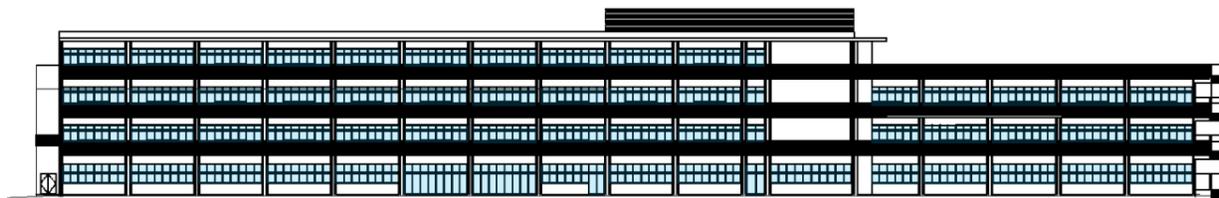
		A案	B案	C案
配置プランの考え方		<p>学校の中心に全体の交流空間を配置し、そこから施設全体へクラスター型に交流空間がネットワークされるよう、諸室を配置</p> 	<p>校舎全体を回遊することにより交流を誘発できるよう回廊型に動線やスペースを配置</p> 	<p>コンパクトな回廊型動線の確保と一部クラスター型に交流スペースを配置</p> 
諸室配置イメージ ○は、交流スペースを示す	4F			
	3F			
	2F			
	1F			

表 7.5 配置プラン3案の特長

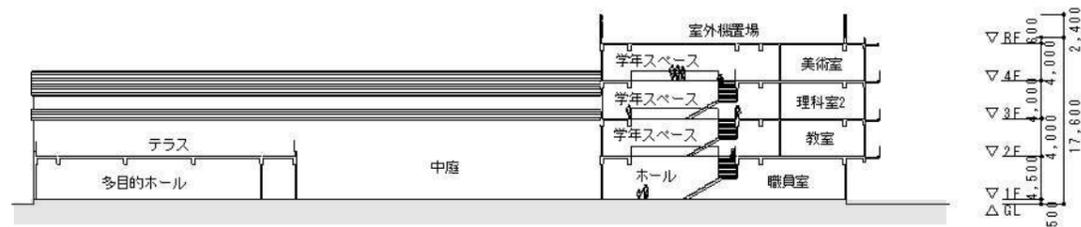
項目	A案	B案	C案
交流空間 (学習環境)	<ul style="list-style-type: none"> リズムのある変化にとんだ交流空間が連続性を持って配置 学年ごとにユニットが形成され、学年ごとの交流が可能 コアになるスペース中心部を設けることにより、異学年交流も促すことが可能であり、交流の選択の幅が広がる 	<ul style="list-style-type: none"> 交流と動線が一体となった空間 教室の前の学年スペースと回遊性を持つ動線が一体となることにより、強制的に交流が図られる 中央の吹き抜け空間の活用により異学年の交流（学習の様子を見る）なども可能 	<ul style="list-style-type: none"> A案とC案の折衷案 教室前の限定的に交流する場と、回廊上の強制的に交流する場が形成できる
動線	<ul style="list-style-type: none"> 中央の交流空間から各諸室へ展開するため、起点がわかりやすい 動線が複雑になるため、サイン等表示など工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルでわかりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトにまとめているので各諸室への動線は短い
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 動線が分かれているため、諸室配置の配慮により、セキュリティラインを明確に分離することが可能 放課後児童会がプレイコートなどを近接させることが可能であり、地域連携等が行いやすい 放課後児童会や地域施設が教室より離れており、安全性が保たれる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域として利用可能な施設が、中庭に面して隣接するように配置できることから、地域の活動、児童生徒の学習活動が、中庭を介してお互いに感じられる 	<ul style="list-style-type: none"> 外部からアクセスしやすく、サブグラウンドに面している セキュリティラインで分離すると、地域との交流空間の確保は限定的となる可能性がある
安全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 教室群と地域開放部分を明確に分離することが可能 職員室が中央に配置され、全体を管理しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 中庭にプレイコートを設置することにより、皆の目が届く、低学年にとって安全・安心な遊び場となる 中庭の一部を地域開放する場合、児童生徒と地域との動線分離等の対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放部分が児童生徒のゾーンに入り込んでいるので、明確な動線分離が難しい
総延床面積	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最大となる 	<ul style="list-style-type: none"> A案より小さく、C案より大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最小となる
グラウンド面積	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最小となる 	<ul style="list-style-type: none"> 中庭をプレイコートとして東側を開放することにより、3案の中で最大となる 	<ul style="list-style-type: none"> A案より広く、B案より狭くなる（屋外の交流スペースは最大）
日照・採光	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室は、ほぼ南向きとなるが、一部東向きがある 	<ul style="list-style-type: none"> 東向きや、中庭に面した普通教室がある 	<ul style="list-style-type: none"> 西向き・東向きの普通教室がある



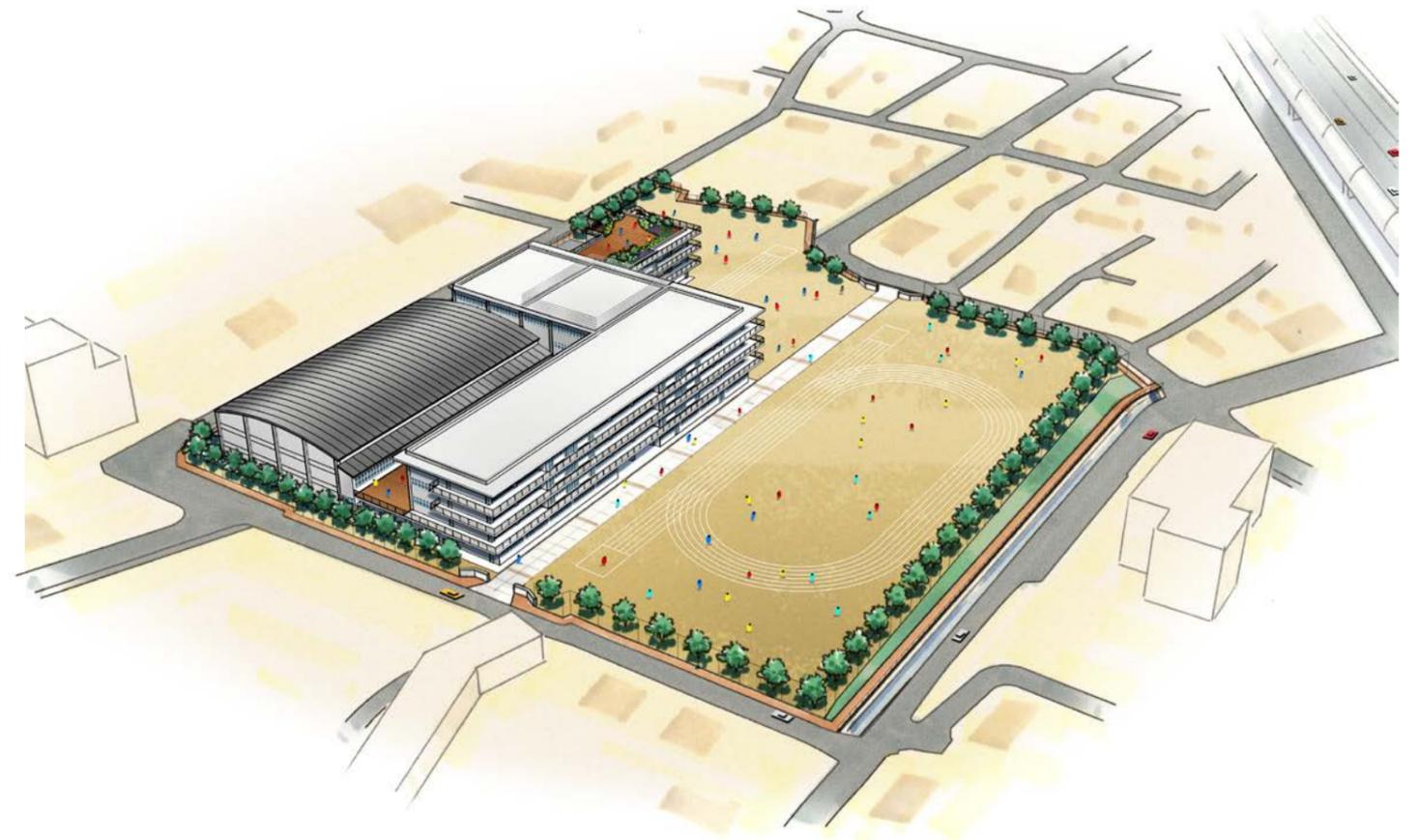
西面立面図



南面立面図



東西断面図



イメージスケッチ

図 7.5 A案 立面図・断面図・イメージスケッチ

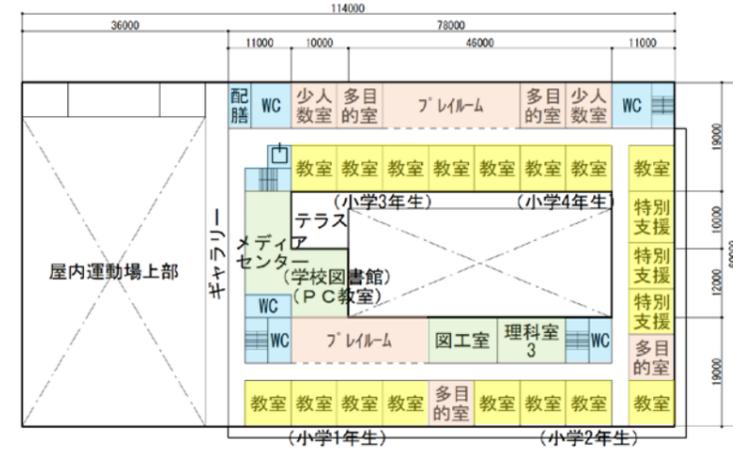
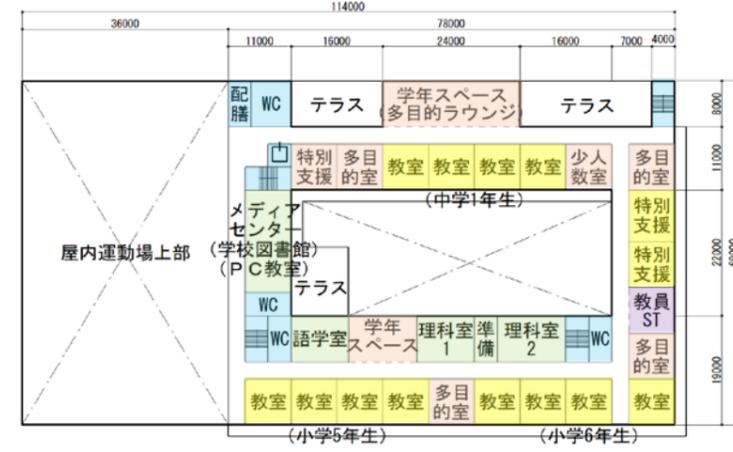
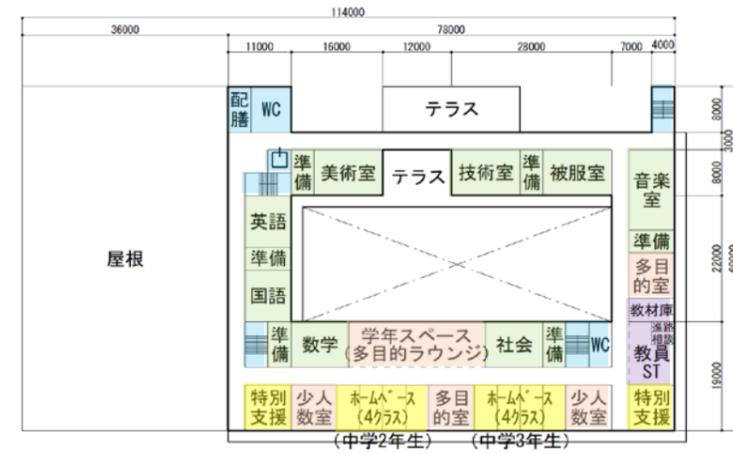
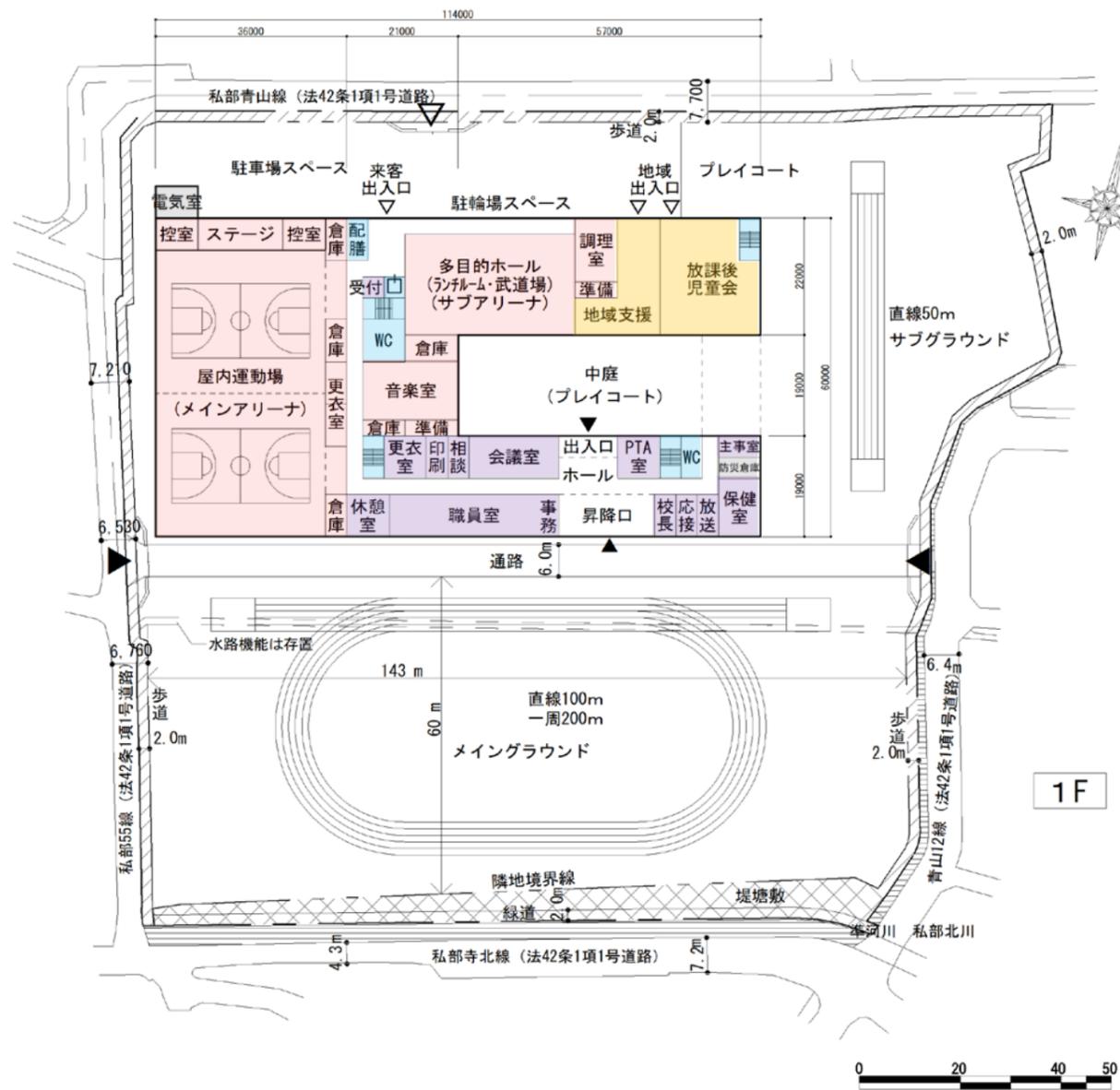


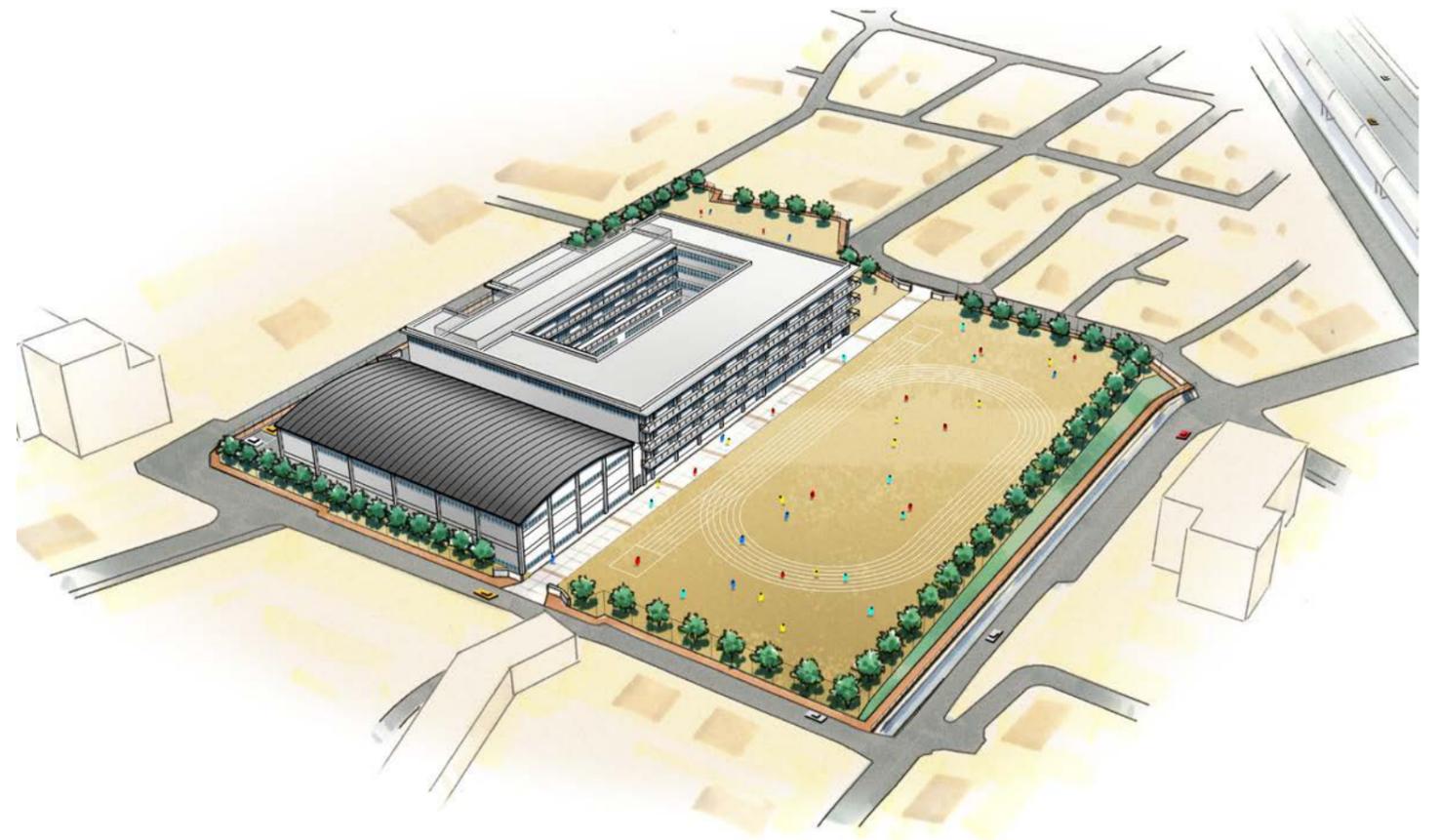
図 7.6 B案 施設プラン図



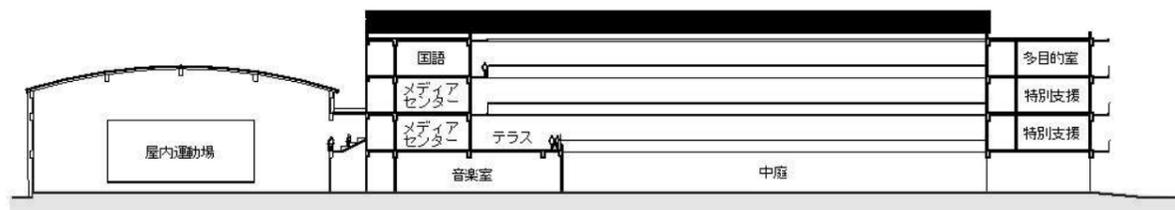
西面立面図



南面立面図



イメージスケッチ



東西断面図

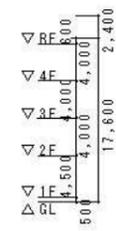
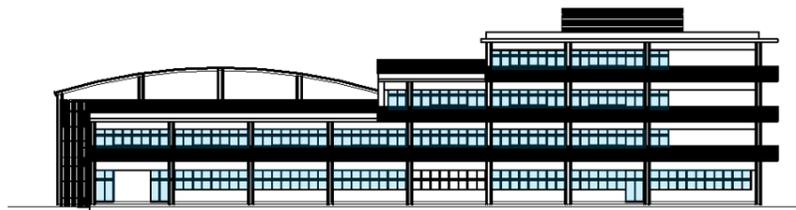
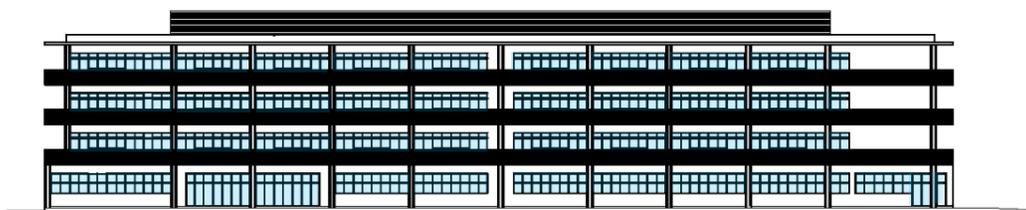


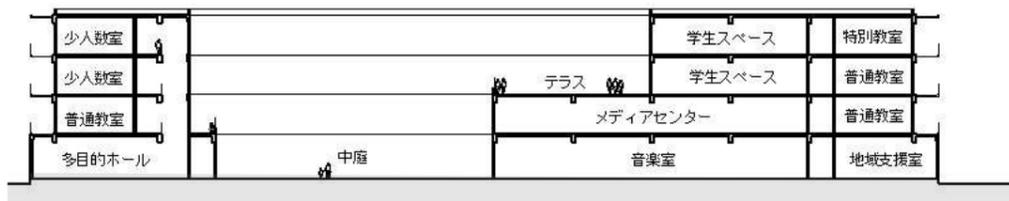
図 7.7 B案 立面図・断面図・イメージスケッチ



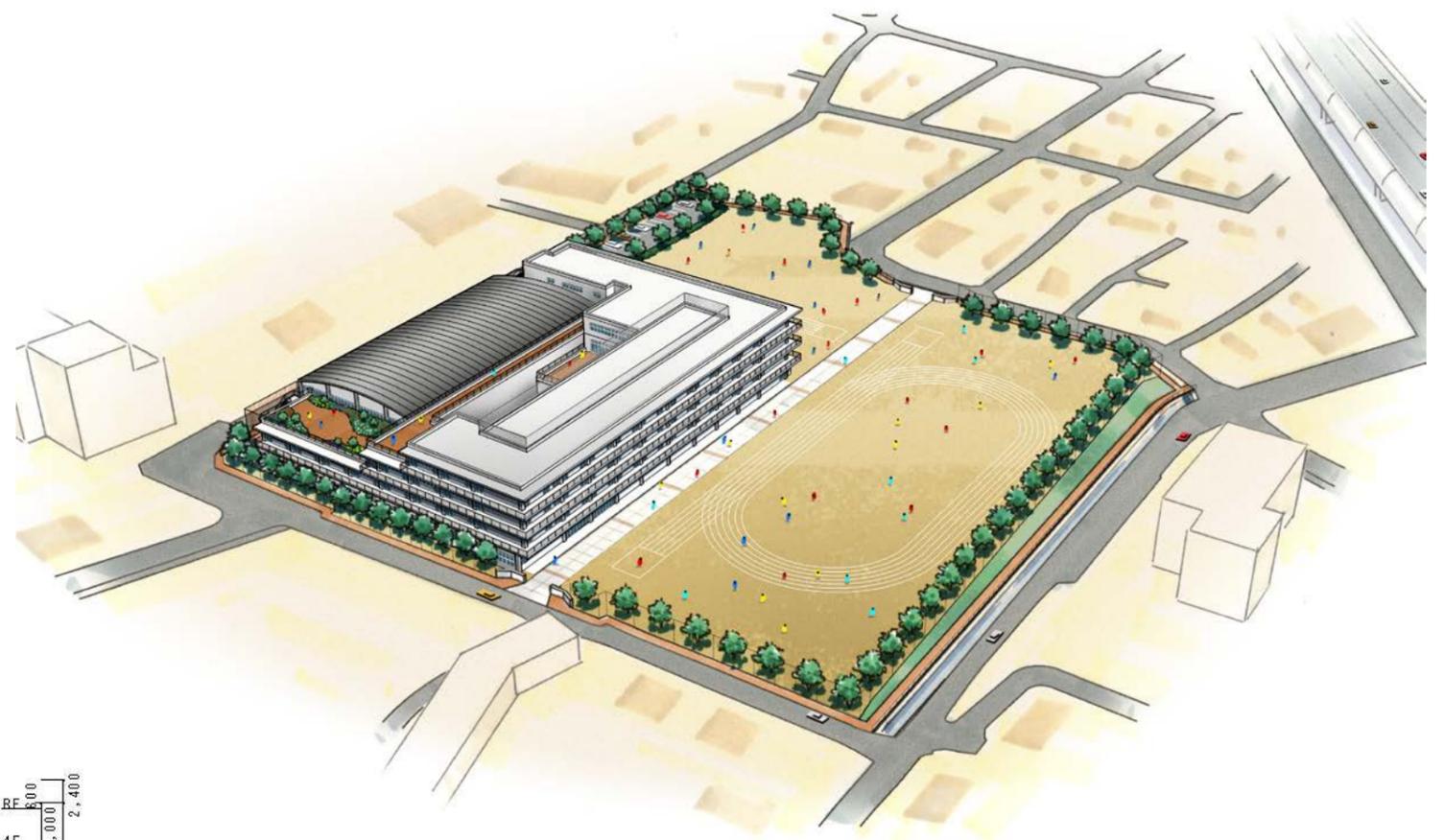
西面立面图



南面立面图



東西断面图



イメージスケッチ

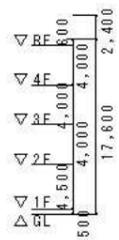


図 7.9 C案 立面图・断面图・イメージスケッチ

7-6 外構計画

1) エントランス空間

■ 整備方針

児童生徒や教職員等が日常的に利用するエントランス周辺部は、透水性や排水性に配慮した機能的な舗装等により快適な空間形成を図ります。また、エントランスは学校の顔となる空間であることから、機能性とあわせできる限り高質な空間となるよう配慮します。

■ 具体的な整備内容

エントランスは、日常的な通路空間として機能することから、透水性、排水性等に配慮した舗装等により快適で高質な空間形成を形成します。また、植栽等により学校の顔となる空間としてふさわしい象徴的でうるおいある空間を形成します。

門扉は、不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等から見通しが良く、死角とならないような位置に配置します。

校舎とメイングラウンドの間に、東門から西門にかけて、遊歩道（プロムナード）を設けます。

2) 敷地・道路境界部

■ 整備方針

敷地・道路境界部は、不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から必要な防犯設備を効果的な位置に設置し、児童生徒の安全を確保します。

■ 具体的な整備内容

学校敷地と周囲の道路の境界部は、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らない、閉鎖感や圧迫感を与えないフェンス等を設置します。

屋外運動場周辺の住宅や道路等へのボール等の飛び出しを防ぐため、必要に応じ防球ネット等を設置します。

3) オープンスペース等（植栽・花壇、菜園等）

■ 整備方針

学校空間を彩り、地域との連携・協働のスペースとして、植栽や花壇、菜園などの自然環境空間を確保します。

うるおいある環境の確保や自然的景観との調和を図るため、地域の風土や土壤に適した樹木の選定及び周辺住宅地等への影響を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します。できる限り通年で花を楽しめ、四季の変化や生態、生理等を観察することができるような樹種を選定に配慮します。

■ 具体的な整備内容

地域の風土や土壤、周辺の環境等に配慮し、樹木の選定を行い周辺の自然景観との調和を図りながら効果的な場所に配置します。

四季の変化が楽しめるように多様な樹種を選定し、また、花壇を配置するなどして四季折々の花を育てたり、楽しむことができる空間を設けます。

自然の生態系を身近に感じ、観察することのできるビオトープを設けます。

7-7 形態・色彩等景観計画

■ 整備方針

整備後長期にわたり地域と共存する学校施設とし、周辺の住宅地景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。

■ 具体的な整備内容

外壁等に用いる色彩は、地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配し、交野市景観まちづくり計画で定められた落ち着いた色調を基本とします。

室内に用いる色彩は、教室は集中力が高まり鎮静にも効果的な「青色系」、多目的室など交流の場は気持ちを盛り上げるなどの効果のある「黄色・オレンジ色系」、ホール、ロビー、休憩スペースではリラックス効果の高い「茶色・ベージュ色系」など、場所に応じた色彩を用います。

校舎等の構造や内装材の選定に当たっては、シックハウスなど室内空気の汚染による健康への影響が発生しないよう、建築材料等の選定に配慮し、周辺環境に配慮した自然素材（できる限り木質素材）を用い、周辺の景観との調和及び暖かみのある学校施設として親しまれるよう配慮します。

		無彩色	赤 1R～9R未調	黄赤 5R～11R未調	黄 11Y～17Y未調	黄緑 3Y～8GY未調	緑 8GY～1.53G未調	青緑 1.53G～2B未調	青 2B～4PB	青紫 4PB～1P	紫 1P～5P	赤紫 5P～1R
背景色		—										
建築物等の屋根		N5 N4	5R2/1	5YR5/2 2.5YR4/2 5YR3/1	1.5YR4/1 2.5Y6.5/1.5 2.5Y3/2	5GY5/2 10GY4/1	2.5BG1/1	2.5PB1/1				
建築物等の壁・門扉等 ・塀、擁壁等	周辺地区 及び 市街地	N6 N5	—	2.5YR6/2 2.5YR6/1 5YR5/1	1.5YR6/1 2.5Y6.5/1 2.5Y5.5/2 5Y6/1	10Y1/2	—	—				
	市街地	N6 N7	2.5R7/1 1.5R6/2	5YR8/1 2.5YR1/1 5YR1/2	10YR8/1 5YR.5/1 2.5Y8/1 1.5YR/2	5GY3/1.5 10Y7.5/1	2.5G1/1	10B6/1	5B1/1	2.5PB1/2		
	70セント	N8 N1	—	5YR9/1 5YR6/4 2.5YR5/4	1.5Y9/2 2.5Y9/5 10YR4/1 2.5Y6/1	—	10GY5/3	1.5BG2/2	1.5B5/4	5PB5/1		
舗装 ・玄関アプローチ ・駐車場等 ・敷石		N7 N4.5	5R5/3 1.5R4/1	10R6/1 5YR5/4 2.5YR4/1	10YR1/2 2.5Y7/4 10YR5/3 5Y5/1	10Y6/1	5G5/2	—				
その他 ・鉄塔、電柱、照明柱の類 ・橋等 ・電話ボックス 他		N8 N4	1.5R4/1	2.5YR6/1 5YR4/2	2.5Y6.5/1.5 10YR3/2	10Y5/1 1.5GY3/2	10GY5/1	2.5BG1/1	2.5B5/1	5PB5/1		

※ 色票の下の記号は、JIS 修正マンセル表色系による色の定価値。
 ※ この一覧表には伝統的な自然素材の色は含めていない。原則として、
 伝統的な自然素材の色は馴染ましい色にかなるものとする。

参考資料：交野市景観まちづくり計画

図 7.10 外壁等に用いる色彩

7-8 防災・防犯計画

■ 整備方針

<防災>

大規模な地震に対しても十分耐えうる耐震性確保に配慮します。また、火災に対しては、初期消火や延焼を防止するための必要な消火設備の配置とともに、防火壁や防火戸の設置、煙感知器、十分な防火性能を有する内装材の選定等に配慮します。

避難場所としての学校の役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食等の備蓄に配慮します。

<防犯>

児童生徒を犯罪から守るため、エントランス部への防犯カメラの設置等、敷地内への不審者侵入の防止が必要です。

敷地境界部においては、不審者の侵入防止等に配慮します。

エントランスや駐車場周辺をはじめ、敷地境界部の必要な箇所において、夜間における安全性の確保に配慮します。

■ 具体的な整備内容

<防災>

自動火災報知設備、火災警報装置、屋内消火栓設備、避難器具、避難設備等を建物の規模に応じ適切に設置します。また、災害発生時の避難場所としての役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食などを備蓄します。

<防犯>

設置目的を明確化しながら、防犯監視システムの導入を図るとともに、緊急事態発生時の通報装置の設置、連絡システム、防犯体制等の構築を図ります。

学校施設の地域の人たちへの開放時は非開放部分に部外者が立ち入れないよう措置を講じます。

夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地・道路境界部、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を確認できる程度以上の照度を確保しつつ、適切な間隔で外灯の設置を検討します。なお、外灯を設置する場合は、省エネルギー対策や近隣住宅への影響に留意します。

7-9 その他施設の計画

その他施設の整備方針や具体的な整備内容については以下のとおりです。

<照明設備>

照明設備は、諸室の利用内容、利用時間等に応じ必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式、器具等を選定します。

<電力設備>

電力設備は、電力を使用する教育機器等の種類や数等に応じた受変電設備を冠水することのない場所に設置します。また、コンセントは、十分な数を確保するとともに、使いやすい位置に漏電の防止等安全性に配慮しつつ適切に設置します。

太陽光発電設備等自然エネルギーの有効活用をはじめ、LED照明やリサイクル製品の採用、雨水タンク設置等雨水の利用など、環境に配慮したエコスクールとしての整備に配慮し、積極的に地球環境にやさしい設備の導入を図ります。

<情報通信設備>

情報通信設備は、必要な映像系、音声系、情報系設備を適切に設置します。特に情報系設備は高度情報化への対応に十分配慮するとともに、諸室同士の連結や情報共有が可能となるような設備の導入を図ります。

<空調設備>

空調設備は、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置します。

第8章 事業手法・整備スケジュールの整理

8-1 概算事業費の検討

現交野小学校校舎および旧第一・第二給食センター建物の延床面積合計約 10,000 m²を解体し、その敷地において延べ床面積約 15,500 m²の施設一体型小中一貫校を建設するために必要となる概算建設費を令和元年秋の最新建築コスト情報にて、以下の通り試算しました。

なお、試算した概算建設費については、あくまでも現時点における計画面積にて試算したものであり、基本設計・実施設計における施設面積の増減や詳細な地盤調査等による杭設計の内容等によって、建設費の変動が予想されます。今後、基本設計を踏まえた、建設費を精査していく必要があります。

表 8.1 概算事業費

区分	概算建設費 (単位：千円)	備考
1.解体	200,000	交野小学校既存建物・旧給食センター既存建物
2.校舎	4,236,000	本体鉄筋コンクリート造想定
3.屋内運動場	1,087,000	本体鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造想定
4.外構	132,000	グラウンド整備、アスファルト舗装、植栽、歩道設置、 下水本管移設
5.設計・設計監理	476,000	新築基本・実施設計、積算、設計監理、土木基本設計・ 実施設計、積算（従来方式の発注とした場合）
6.その他	30,000	敷地測量、地質調査、埋蔵文化財調査、土壌対策汚染 法調査、申請料、透視図作成、模型作成等

* 電気・機械工事、杭工事を含みます。

* 土壌汚染対策法調査費は未確定部分が多くあり、深層調査の是非は現時点では不明のため見込んでいないことから、金額の増減の可能性があります。

* 内装木質化を採用する場合、その程度によって、建設費は変動します。

* 長宝寺小学校に関する仮設校舎・教室改修の設計費、建設費、引越費等は含みません。

* 今後の建設に係る人件費・資材費の物価変動は見込んでいません。

8-2 学校の施設整備および管理運営にかかる事業手法の検討

1) 本事業における事業手法・事業スキーム検討の視点

次期学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」（「アクティブ・ラーニング」）といった考え方が示されており、本市においては、未来を切り拓き、進化し続ける社会の中で活躍できる能力の育成に対応できる、新しい学習環境づくりが求められています。

また、本事業は、「交野市学校規模適正化基本計画（平成31年2月）」にも位置付けられているとおり、『子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていくことを考えると、今後、地域のニーズに対応して、余裕教室の活用や学校施設の複合化も検討』、『学校施設の複合化も含めて、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の方々も利用しやすい施設整備を検討』など、地域の大人も子どもも巻き込んだ“地域の活動拠点”としての役割を担う、地域団体等が主体となった施設の運営も意識した取り組みが求められています。

そのため、今回整備する新しい学校は、ワークショップ等の手法で新しい学校の在り方について検討を進めている協議会（1年1組～3組）での意見や、庁内合意を踏まえた施設および運営の考え方を実現することが重要であり、運営の在り方を明確にしながら、それらを実現するための事業手法・事業スキームを検討していくことが重要となります。

一方、PFI等を含む民間活力の導入は、民間事業者のノウハウを活用し、事業費の低減やサービスの質の向上を期待する事業手法であり、一般的に、ノウハウ発揮の余地が大きいほど事業効果が高まる事業手法であるため、今回検討している新しい学校における取り組みの内容によっては、民間事業者のノウハウを活かしながら展開できる可能性があるものと考えられます。

しかしながら、学校のための施設として整備する場合、学校教育の運営に係る事業における民間事業者での対応は制限があることから、対応範囲を十分に理解した上で検討を進めていくことが必要です。

なお、基本計画策定時点では、設計建設・維持管理・運営に関して、民間事業者・地域団体等が関わる範囲等の確定までは至っていない状況ですが、検討を進める上でのスタディとして、基本計画検討段階での施設計画内容で整備することを想定し、事業主体や事業範囲等を設定します。また、今後、基本設計を進める中で関係部局、関係機関との協議・調整を進めるものとしします。

2) 事業主体の整理

本事業において役割分担の検討が想定される事業主体は以下の通りです。

表 8.2 事業主体

名称	内容・役割
行政 (交野市・交野市教育委員会)	施設の設置者・学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事業担当機関
地域団体等	新しい魅力ある学校を創り上げていく上でその取組みに期待する活動運営主体
民間事業者	上記以外に、第三者として事業に関与することを想定 学校の維持管理や、場合によっては上記地域団体等活動主体・運営主体と共に活動、またはそれら団体等を支援する役割

※地域団体等と民間事業者は、ともに内容・役割について未定

地域と一体となった新しい学校づくりには、継続性を見据えて地域が主体となった様々なプログラムの運営が必要であり、前述のような運営主体、『(仮称)学校運営協議会・地域学校協働本部』の組成を行っていくことをめざします。

この組織は、将来的には学校や地域における様々なプログラムを、官民連携のもと運営する事業主体として発展していくことを期待するものです。

3) 事業範囲の設定

本項では、本事業で想定される各種業務について、民活事業の対象業務とするか、または市で直接実施すべき業務なのかについて、事業範囲(官民役割分担)(案)検討・設定を行います。

事業範囲は、民間事業者による創意工夫の可能性、官民のリスク分担、ならびに、前項で整理した地域団体等が運営主体となるイメージ等も踏まえて設定します。

なお、△については、関係部局、関係機関等との協議・調整や、今後実施する民間サウンディング等を通じて検討・設定するものとします。

表 8.3 本事業において必要となる業務と役割分担(案)の整理

業務項目	業務内容	役割分担		
		官	民	
資金調達	施設改修に係る資金調達	△	△	
設計・建設段階	調査業務	○		
	設計業務	仮設先の長宝寺小学校校舎改修設計	○	
		既存校舎および(旧)第一・第二給食センター建物の解体設計		○
		新校舎・体育館等の設計		○
	造成・開発設計(取付道路、歩道の設計)	○		
建設業務	長宝寺小学校の部分改修及び仮設校舎の整備 ※仮設校舎はリースを想定	○	△ ※仮設校舎	

業務項目		業務内容	役割分担	
			官	民
設計・建設段階	建設業務	既存校舎の解体工事・工事監理		○
		造成・開発工事監理・工事	○	
		新校舎・体育館等の工事監理・建設		○
		取付道路・歩道の工事監理・建設	○	
	その他関連業務	学校設備の調達・設置		○
		学校施設備品等の調達・設置		○
		移転(引越) (小学校統合)	○	
	その他関連業務 (各種申請・開校準備等)		○	
維持管理・運営段階	維持管理業務	建築物保守管理業務		○
		備品等保守管理業務	△	△
		外構施設保守管理業務		○
		植栽維持管理業務		○
		清掃業務・環境衛生管理業務		○
		秩序保持・安全確保・非常事態対応業務	△	△
		修繕業務	△	△
	運營業務① 民間事業者による運営 ※①	(施設内のサービス業務 (諸室の貸し出しなど))	-	-
		(情報発信・広報業務)	-	-
		(自主事業)	-	-
	運營業務② 地域団体等による運営 ※②	学校を利用した市民による活動	-	-
		情報発信・広報業務	-	-
		自主事業	-	-

※① 学校運営(運營業務①)について、従来型の枠を超えた学校施設の活用等については、検討するうえで時間を要するため、現時点では上記の**運營業務は見込まないもの**として設定し、**本事業は、運営・維持管理は実質としてメンテナンスのみとして取り扱う。**

※② 地域団体等の組織づくりに向けた取組みは、開校予定の令和7年4月までに庁内における受け入れ態勢の調整が必要であり、プログラムを運営する組織づくりは時間を要することが想定されるため、「運營業務②」のプログラム等を企画運営する部分の地域団体等を含めた民間事業者による参入は現時点では想定せず、将来的に受け入れることを想定し、事業手法・事業スキームを検討する。

4) 事業手法の検討

本項では、以下、学校整備を進める際の事業手法について整理します。

(1) 従来型事業手法

これまでの学校整備や改築に関わる事業の事業方式として行われてきた手法であり、公共が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、設計・建設、維持管理等について、業務ごとに民間事業者に単年度業務として個別に発注等を行う方式です。

(2) PFI等民間活力導入事業方式を採用する場合の事業手法

学校整備に関わる事業を民間事業者に委ねる場合の事業方式です。

一般的に、PFI事業は、事業期間中及び事業期間終了後に公共または民間事業者のどちら

が施設を所有するかによって分類されます。また、PFI 事業以外の民間活力導入事業方式としては、DBO 方式、DB 方式などがあります。

【PFI 事業】

- ・ B T O 方式：民間事業者が施設を建設し（Build）、施設完成直後に公共に施設の所有権を移転し（Transfer）、民間事業者が維持管理を行う（Operate）方式。
- ・ B O T 方式：民間事業者が施設を建設し（Build）、維持管理を行い（Operate）、事業終了後に公共に施設の所有権を移転する（Transfer）方式。
- ・ B O O 方式：民間事業者が施設を建設し（Build）、維持管理を行うが（Operate）、公共への施設所有権の移転は行わず（Own）、原則として事業期間終了時に施設を撤去する（賃貸借または買取もあり得る）方式。
- ・ R O 方式：施設の所有権は公共が所有したまま、事業者が資金調達並びに施設の改修（Rehabilitate）を行い、運営（Operate）する方式。
- ・ 公共施設等運営権方式（コンセッション）：施設の所有権は公共が所有したまま、事業者が独立採算にて事業を運営する権利（運営権）を取得する方式。物権とみなされ、抵当権の設定が可能。

【PFI 事業以外の民活方式】

- ・ D B O 方式：公共が、施設の所有権を有したままで、施設の設計（Design）・建設（Build）、維持管理（Operate）を一体的に民間事業者に発注する方式
- ・ D B 方式：公共が、施設の設計（Design）・建設（Build）を一体的に民間事業者に発注する方式。（設計・建設のみ）
- ・ リース方式：公共が、施設の設計・整備を一体的に民間事業者に発注する方式。性能発注の場合と仕様発注の場合がある。（設計・建設のみ）

なお、本事業は公立の学校施設であり、学校運営の主体、施設の所有権は公共であることが望ましいと考えられることから、民間事業者が施設を所有することとなる BOT、BOO、リース方式等の事業手法や、施設改修が主目的である RO 方式、事業者が独立採算にて事業を運営する権利を取得することを想定した公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を除く PFI（BT0）、DBO、DB について整理し比較検討を行います。なお、本検討では事業手法を検討する中で様々な比較を行うことを目的に、PFI（BT0）は SPC を設立、DBO は SPC を設立しないパターンで検討することとします。

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、民間事業者は学校施設の管理者になることができず、学校施設の維持補修等のメンテナンス、清掃、警備等の事実上の業務（現行どおりの業務委託）に限られますが、PFI 法においては、公立学校施設の維持管理運営については、地方公共団体が行う学校教育に支障の無い限りにおいて PFI 事業の対象となると考えられます。

そのため、「地域団体等による運営組織」による学校施設を活用した企画運営を行う場合は、PFI 事業の中で民間事業者のノウハウを活かしながら事業展開する可能性が考えられますが、既述のとおり、従来型の枠を超えた地域団体等の組織による学校施設の活用を行うには時間を要するため、現段階ではコスト等による判断から、DB または DBO を想定して検討を進めるものとしします。

今後、次頁の表を参考に検討を進め、各種条件を固めていく中で、サウンディング調査等を進めながら、最適となる事業手法と事業スキームを整理していきます。

表 8.4 事業方式の比較

項目		従来型方式	DB方式 (DB+O)
概要		市の資金調達により、市が直接施設整備・改修を行い、施設の維持管理については、直営で行う。 ※市民団体等による学校施設の利用は従来通り	市の資金調達により、市が直接施設整備・改修を行い、施設の維持管理については、直営または別途指定管理者を選定する。
発注方式		仕様発注	性能発注
発注形態		設計・施工：個別発注	設計・施工：一括発注
		維持管理：直営	維持管理：直営または指定管理者
資金調達		公共（起債・一般財源）	公共（起債・一般財源）
支払平準化		×	×
設計・建設		公共	公共
維持管理		直営	直営または民間（指定管理者として）
運営		同上	同上
所有権	建設期間	公共（請負工事）	公共（請負工事）
	運営期間	公共	公共
特徴	施設の整備改修	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計・建設、運営・維持管理について、公共が直接全面的に関わるため、事業の具体的細部に至る主導権を持つことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計・建設においては、整備工法の工夫などによるコスト削減が期待できる。 運営・維持管理について、公共が直接全面的に関わるため、事業の具体的細部に至る主導権を持つことができる。
	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営は従来通りの形態を継続することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営は従来通りの形態を継続することが可能である。 継続的なプログラムの企画運営については、別途地域団体等が主体となる組織との連携方法を検討する必要がある。
	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 公共が事業主体として具体的細部に至る主導権を持つため、全ての事業リスクを負うこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共が事業主体として具体的細部に至る主導権を持つため、全ての事業リスクを負うこととなる。
	コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体としての効率性や経営的視点から事業をコントロールするメカニズムがなく、コスト削減の余地が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設設計・建設を一括して実施することにより、効率性やコスト削減が期待できる。ただし、維持管理、運営も当該民間事業者の業務範囲外となることからLCCの削減効果は低い 運営・管理については従来通り。
	財政負担平準化	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担が平準化されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担が平準化されない。
	実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> これまで行われてきた手法であるため、事業実施プロセス（体制、法律、制度等）が定型化されていて、分かりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注によること、地域ニーズに応じた設計が必要となることなどから、PFIに準じた手続きを採る必要がある。
	実施手続き期間 (基本計画策定後から新校舎建設工事着工まで)	—	<ul style="list-style-type: none"> 従来型公共事業方式と比較して半年程度長く期間を要する。

DBO方式 (SPCなし)	PFI方式 (BTO)
市の資金調達により、施設整備・改修から運営まで一括して民間事業者に委ねて行わせる。請負となる施設改修工事と指定管理者の指定を包括する契約形態となる。	民間事業者の資金調達により、施設整備・改修から運営まで一括して民間事業者に委ねて行わせる。
性能発注	性能発注
一括発注	一括発注
公共（起債・一般財源）	民間（プロジェクトファイナンス）
×	○
公共	民間
民間（指定管理者として）	民間（指定管理者として）
同上	同上
公共（請負工事）	公共（民間事業者が借受ける）
公共	公共
<ul style="list-style-type: none"> 整備改修工法の工夫などによるコスト縮減や、民間事業者より施設・空間の有効活用や既存サービスの改善などの附帯的な提案を得られることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備改修工法の工夫などによるコスト縮減や、民間事業者より施設・空間の有効活用や既存サービスの改善などの附帯的な提案を得られることが期待される。
<ul style="list-style-type: none"> 一括発注により民間事業者（SPCまたはその構成企業）が指定管理者として引き続き運営する。 継続的なプログラムの企画運営については、別途地域団体等が主体となる組織との連携方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注により民間事業者（SPC）が指定管理者として引き続き運営する。 継続的なプログラムの企画運営については、別途地域団体等が主体となる組織との連携方法を検討する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の破綻等に対する対応を十分に取ることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関のステップ・イン（介入）により、民間事業者の破綻時に対する対応策が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設改修から運営・維持管理まで一括して実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができる。（コスト削減が期待） 	<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設改修から運営・維持管理まで一括して実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができる。（コスト削減が期待）
<ul style="list-style-type: none"> 財政負担が平準化されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担の平準化効果が期待できるが、地方債と比較して金利が高くなる。
<ul style="list-style-type: none"> 一括発注によること、地域ニーズに応じた設計が必要となることなどから、PFIに準じた手続きを採る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の選定に時間を要するほか、事業者選定・契約等に関して専門家のアドバイスを受けながら進める必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 客観性、透明性の確保のため、手続の慎重さ、丁寧さに重きが置かれることにより、従来型公共事業方式と比較して1年程度長く期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 客観性、透明性の確保のため、手続の慎重さ、丁寧さに重きが置かれることにより、従来型公共事業方式と比較して1年程度長く期間を要する。

8-3 事業スケジュール

施設一体型小中一貫校の開校までのおおむねの事業スケジュールは以下のとおりです。

【開校までのおおむねの流れ】

- 施設一体型小中一貫校の令和7年4月までの開校に向けて、下図に示すようなスケジュールを念頭に進めていくものとします。
- 今後、施設に関する設計、工事中の長宝寺小学校の仮設校舎・校舎改修の設計ほか、教育方法の決定やコミュニティ・スクールの導入など、新設校として多様な関連事項等を検討する必要があります。
- 関係者・関係機関等との調整・協議、ワークショップ等の意見聴取を踏まえ、整備事業を推進します。

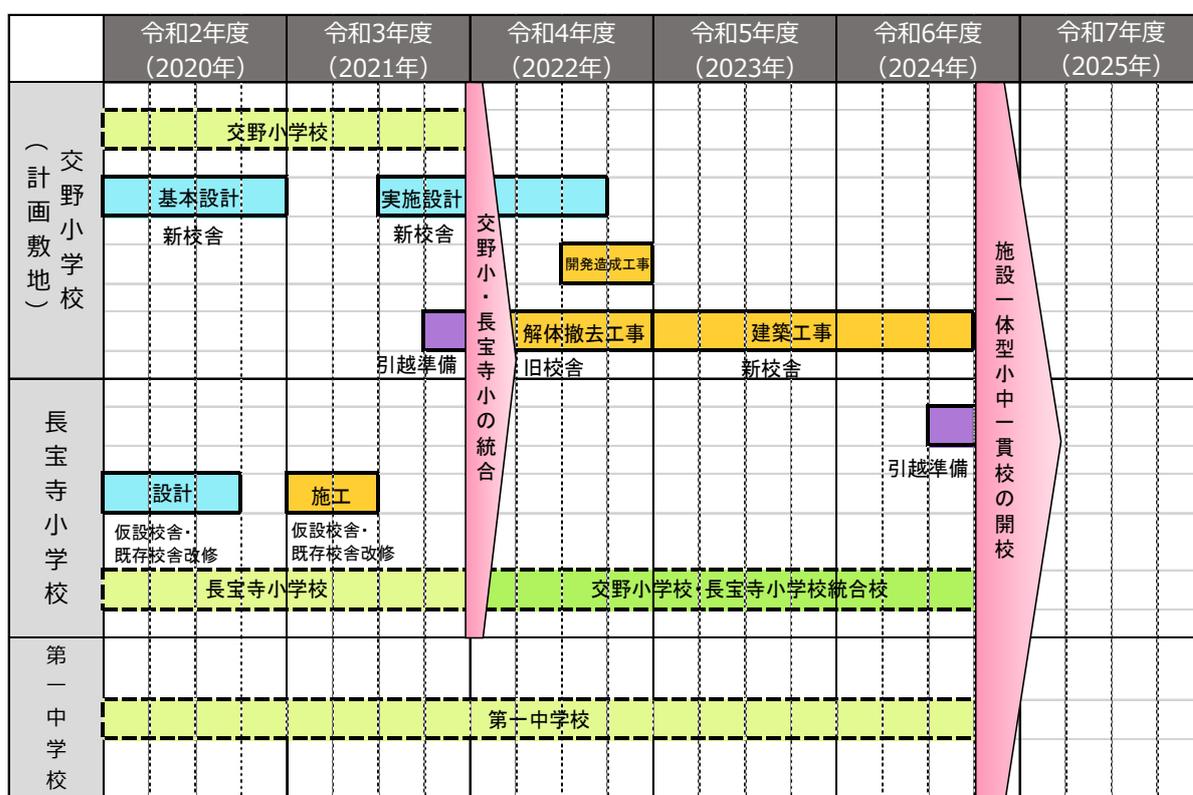


図 8.1 事業スケジュール

第9章 今後の施設整備と運営に向けて

9-1 基本設計・実施設計を進める中での適正で過大とならない事業費の精査

基本計画に基づき、基本設計を検討していくこととなりますが、学校の学習環境の必要な機能を確保しながら、質の高さを追求する上で、適正で過大とならないよう、慎重に進めていく必要があります。

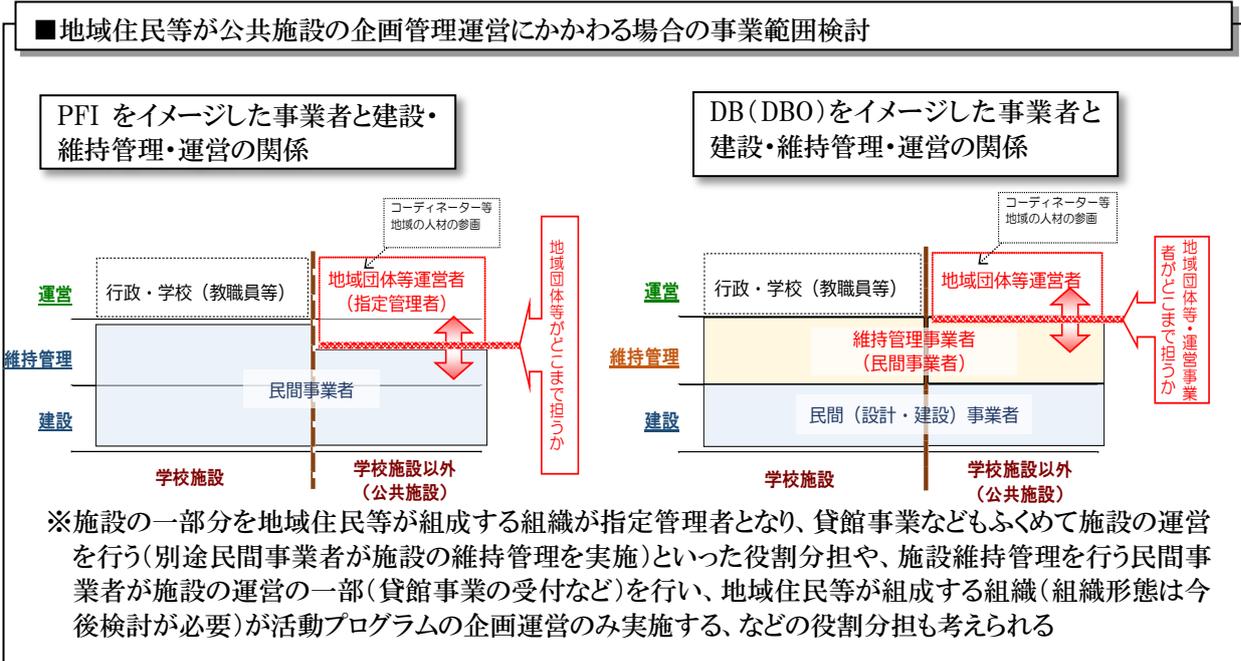
関西地区の万博等の建設需要を見据えた建築資材・人件費の物価変動に注意しながら、建設費の概算を精査していくことが求められます。

9-2 地域団体等による施設の運営（組織づくりと主体的運営に向けたスキーム検討）

当該施設において地域活動の継続性を確保するためには、学校運営にメリットが生じること、またその活動組織に対して、一定の役割を法的に付与することも必要です。

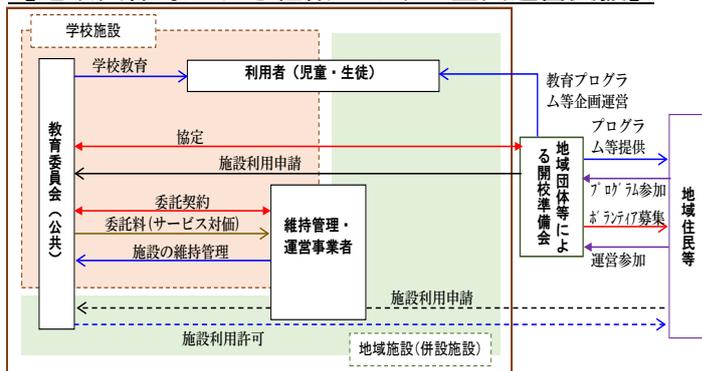
また、地域協議会でも意見が出ていたように、学校における地域団体等による活動には、参加される人々をコントロールする「運営主体」となる組織の組成実現などが必要です。

実現に向けては、地域開放する業務内容の棚卸を行い、施設を維持管理する民間事業者とプログラムを企画運営する地域団体等により組成される組織が、行政・学校と連携しながらそれぞれの業務（維持管理や運営）に関する役割分担の調整を行うことが必要です。



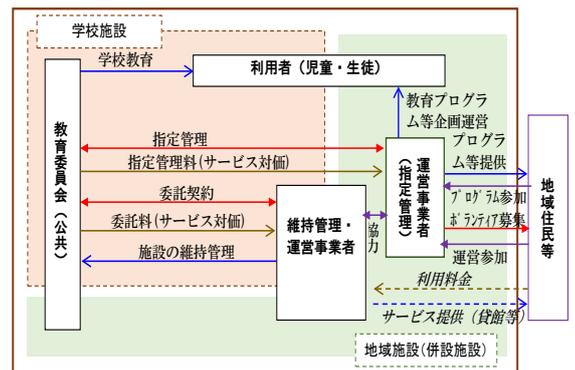
※事業スキーム案：地域団体等による段階的施設運営のイメージ

【地域団体等による組織づくり・企画運営支援】



将来的には、組織化された地域団体等が運営事業者として継続的に教育プログラム等の企画・運営を行う

【地域団体等による組成と継続的施設運営】



9-3 工事中の長宝寺小学校仮設校舎の検討

新しい学校施設を整備する期間、第一中学校区の児童が通学することとなる長宝寺小学校施設での学習環境の確保が必要となります。

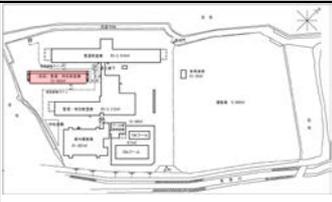
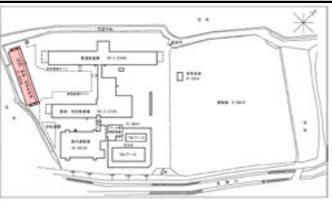
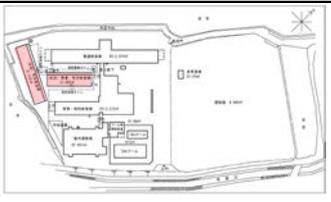
新しい学校の検討に加え、長宝寺小学校施設を一時的に活用するための整備の在り方を検討しておく必要があります。

下記に長宝寺小学校の整備案を整理します。

【諸室構成の考え方】

普通教室	: 特別教室・放課後児童会室等を移設し、1 学年 4 教室ずつのゾーニングとして配置
特別支援教室	: 可動間仕切で 6 教室を確保し、4 教室は現在の支援学級の配置とし、2 教室は保健室に近接
図工室	: 管理・特別教室棟 2 階から 1 階へ移設
教材室	: 普通教室棟の 1 階へ移設
コンピュータ室	: 管理・特別教室棟 2 階へ移設
学校菜園	: 仮設校舎の影響が無い場所へ移設

表 9.1 各案比較表

		①案	②案	③案
概要	配置図			
	配置	中庭に普通・特別教室棟として、2 階建の仮設校舎を設置	敷地北西部に普通・特別教室棟として、2 階建の仮設校舎を設置	中庭と敷地北西部に普通・特別教室棟として、平屋建ての仮設校舎を 2 棟設置
	2 階用途	可動間仕切付きのランチルーム (3 教室分) と放課後児童会 (2 教室分)	可動間仕切付きのランチルーム (3 教室分) と放課後児童会 (2 教室分)	—————
	1 階用途	1 学年 4 教室分の普通教室と多目的室	1 学年 4 教室分の普通教室と多目的室	中庭に 1 学年 4 教室分の普通教室と多目的室を設置し、敷地北西部に可動間仕切付きのランチルーム (3 教室分) と放課後児童会 (3 教室分)
特徴	中庭スペース	中庭の残りスペースが少ない	中庭が広く使える	中庭の残りスペースが少ない
	動線	1 階渡り廊下に近接しているが、2 階へは階段での行き来となる	既存棟から離れており、2 階へは階段での行き来となる	1 階渡り廊下に近接し、平屋建のため、既存棟と行き来しやすい
	工期 (想定)	—	①案より短くなり、③案より長くなる	①～③案の中で最も短くなる

前頁の比較検討に交野小学校及び長宝寺小学校の教職員からの意見を踏まえ、③案をベースに改修を含めた検討を行う必要があります。

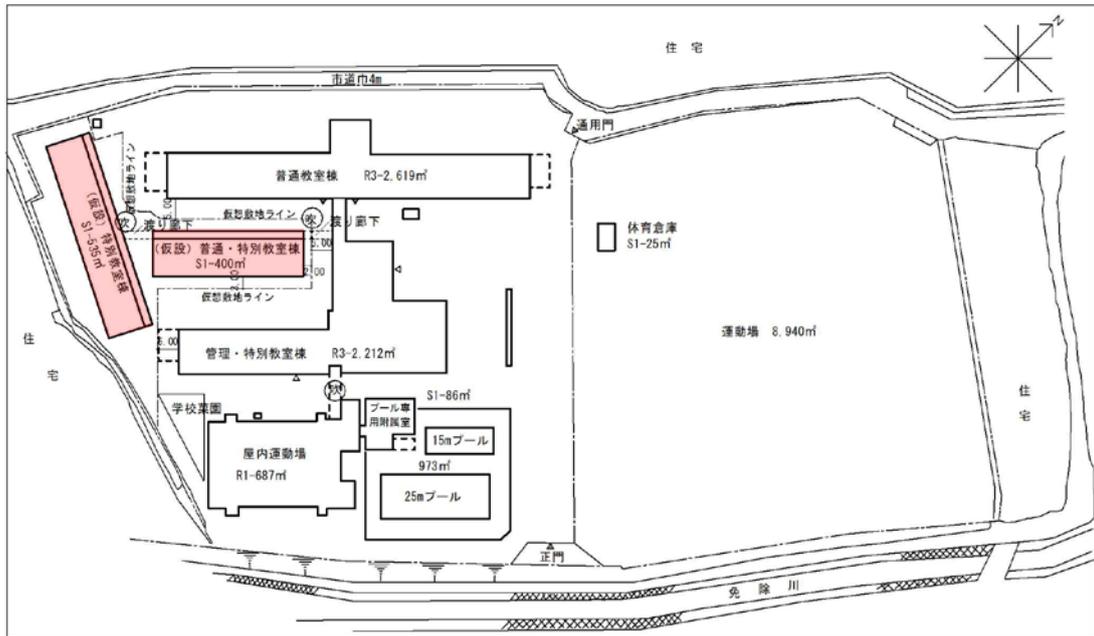


図 9.1 計画案の配置図

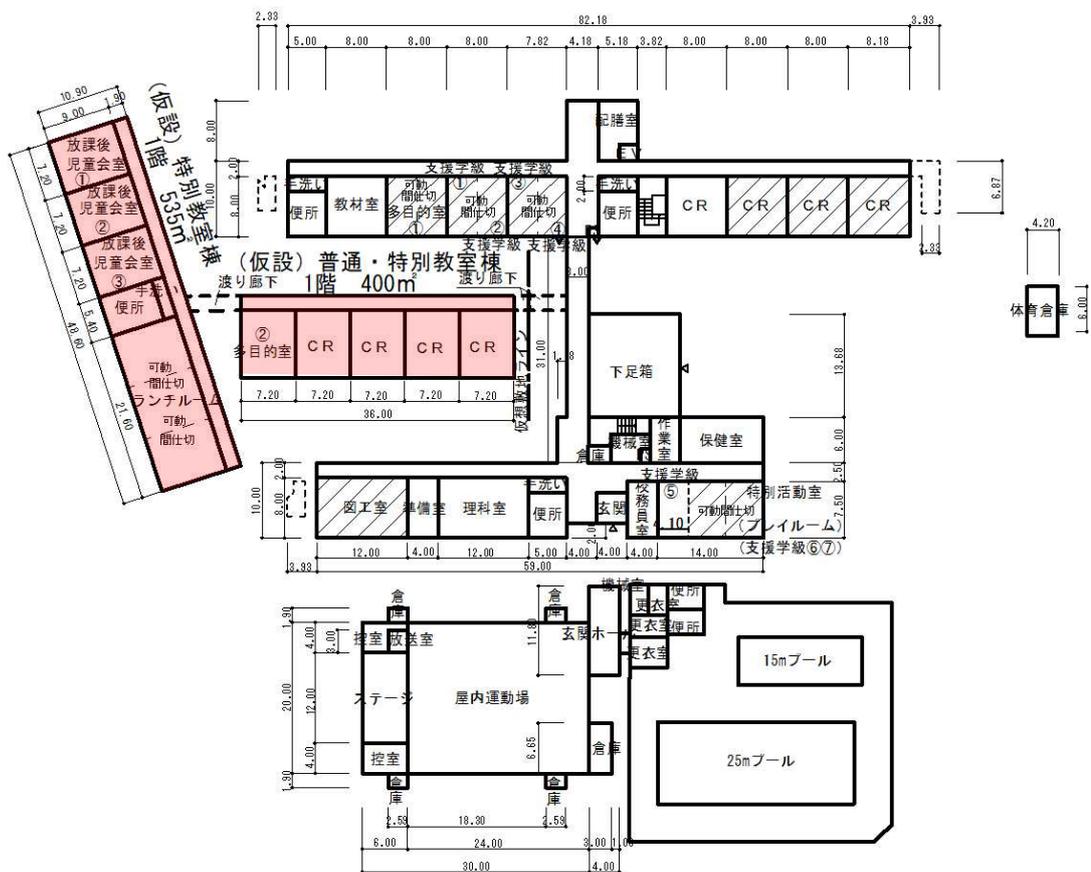


図 9.2 計画案の各階平面図（1階）

*斜線部分は改修予定教室を示す

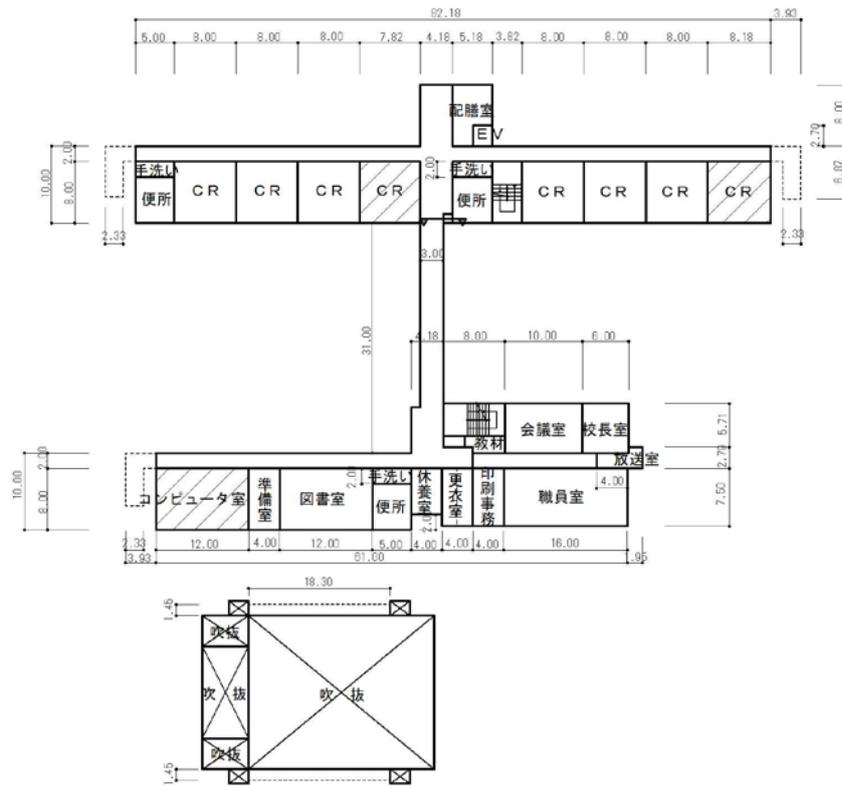


図 9.3 計画案の各階平面図（2階）

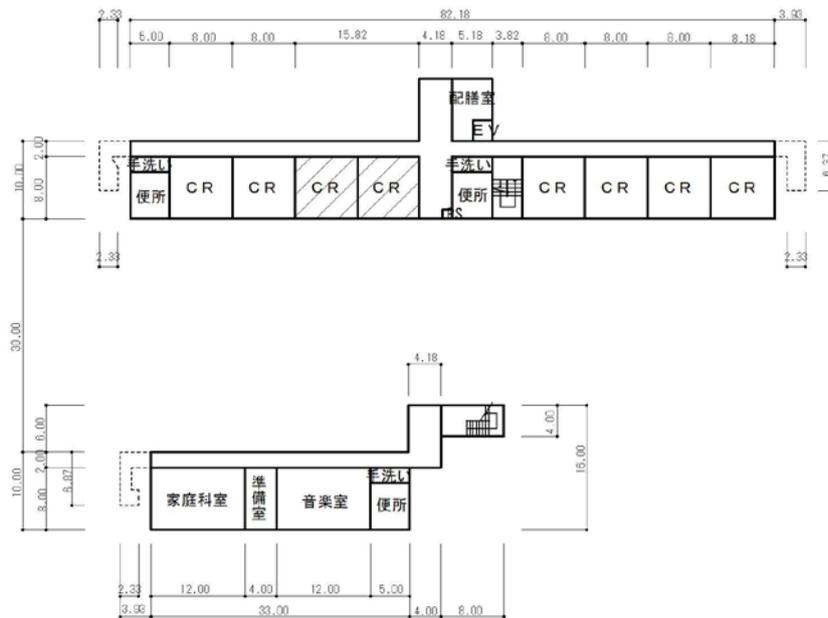


図 9.4 計画案の各階平面図（3階）

*斜線部分は改修予定教室を示す

交野市立第一中学校区
魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画

令和2年3月

発行 交野市教育委員会

〒576-0052 大阪府交野市私部2-29-1

Tel 072-810-8010

Fax 072-892-4800